経　営　強　化　計　画

（金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 12 条）

2022 年 6 月

豊和銀行

《 目　次 》

１．　前経営強化計画の実績についての総括 …… 1
(1) 経営環境 …… 1
(2) 資産負債の状況 …… 1
(3) 損益の状況（３年間累計） …… 2
(4) 経営強化計画の終期において達成されるべき「経営改善目標」に対する実績 …… 3
(5) 地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標に対する実績 …… 4

２．　経営強化計画の実施期間 …… 7

３．　経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善目標 …… 8
(1) 収益性を示す指標（コア業務純益） …… 8
(2) 業務の効率を示す指標（業務粗利益経費率） …… 8

４．　当行の現状と課題 …… 9
(1) 地域における現状と課題 …… 9
(2) 経営環境に関する課題と本計画が目指すもの …… 9

５．　経営の改善の目標を達成するための方策 …… 11
(1) 地域への徹底支援 …… 11
(2) 経営基盤の強化 …… 18

６．　従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項 …… 22
(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策 …… 22
(2) リスク管理の体制の強化のための方策 …… 22
(3) 法令遵守の体制の強化のための方策 …… 25
(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策 …… 25
(5) 情報開示の充実のための方策 …… 26

７．　中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策 …… 27
(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針 …… 27
(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策 …… 27
(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策 …… 28

８．　剰余金の処分の方針 …… 30
(1) 配当に対する方針 …… 30
(2) 役員に対する報酬及び賞与についての方針 …… 30
(3) 財源確保のための方策 …… 30

９．　財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策 …… 31

(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針等 …… 31
(2) 各種のリスク管理の状況及び今後の方針等 …… 31

10. 協定銀行が現に保有する取得株式等に係る事項 …… 32

11. 機能強化のための計画の前提条件 …… 33

１．前経営強化計画の実績についての総括

(1) 経営環境

前経営強化計画１年目は、雇用・所得環境の改善が続く中、個人消費の持ち直しが見られ、緩やかな景気回復基調にありました。しかしながら、2020 年に入り、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）が感染拡大したことで状況は一変しました。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置もあり、国内の移動ばかりでなく、海外との人やモノの往来に大きな制限が課せられました。新しい生活様式の行動指針でステイホーム等が勧奨され、人の動きが大幅に減少した結果、運輸業・観光業・宿泊業・飲食業などを中心に需要は激減し、国内経済は急速に悪化しました。このような状況を踏まえて、国や自治体により大規模な経済対策支援等が実施され、国内経済は最悪期を脱して徐々に回復基調にありますが、コロナ禍前の水準にはまだ復調しておらず、現時点においても先行き不透明な状況が続いております。

また、これに加え、コロナ禍による供給の減少や海外での需要回復により原材料が不足し、世界的な物価の上昇を招いており、個人消費や企業業績に与える影響も懸念される状況となっております。

（図表１）〔各種指標の前提と実績との対比〕

	2019/3 末	2020/3 末			2021/3 末			2022/3 末		
	実績	前提	実績	前提比	前提	実績	前提比	前提	実績	前提比
無担保コール翌日物(%)	▲0.060	▲ 0.050	▲0.070	▲0.020	▲ 0.050	▲0.044	＋0.006	▲ 0.050	▲0.020	＋0.030
ＴＩＢＯＲ３ヵ月(%)	0.069	0.060	0.069	＋0.009	0.060	0.069	＋0.009	0.060	0.067	＋0.007
新発 10 年国債利回(%)	▲0.095	▲ 0.090	0.010	＋0.100	▲ 0.090	0.090	＋0.180	▲ 0.090	0.210	＋0.300
ドル／円レート（円）	110.83	109.00	108.32	▲0.68	109.00	110.67	＋1.67	109.00	121.98	＋12.98
日経平均株価(円)	21,205	20,000	18,917	▲1,083	20,000	29,178	＋9,178	20,000	27,821	＋7,821

(2) 資産負債の状況

2022 年 3 月末の主要勘定のうち、貸出金は地域の中小企業等のお客さまに対する円滑な資金供給に努めた結果、始期比 68 億 83 百万円増加し、4,177 億 43 百万円となりました。

有価証券は始期比 102 億 97 百万円増加の 1,101 億 61 百万円となりました。

預金（譲渡性預金を含む）は個人預金、法人預金とも増加し、始期比 457 億 96 百万円増加の 5,758 億 83 百万円となりました。

〔 資産・負債の実績推移（残高）〕（図表２）　（単位：百万円）

	2019/3 末（始期）	2020/3 末		2021/3 末		2022/3 末				
	実　績	実　績	前年度末比	実　績	前年度末比	計　画	実　績	計画比	前年度末比	始期比
資　産	578,517	578,446	▲71	633,648	＋55,202	589,245	642,931	＋53,686	＋9,282	＋64,414
貸出金	410,859	401,139	▲9,719	414,654	＋13,514	416,922	417,743	＋821	＋3,088	＋6,883
有価証券	99,864	100,265	＋401	104,475	＋4,210	98,000	110,161	＋12,161	＋5,685	＋10,297
負　債	547,402	548,216	＋814	601,750	＋53,534	557,478	610,920	＋53,442	＋9,169	＋63,517
預金	530,086	531,257	＋1,170	566,387	＋35,129	540,209	575,883	＋35,674	＋9,496	＋45,796
純資産	31,114	30,229	▲885	31,898	＋1,668	31,767	32,011	＋244	＋113	＋896

※預金には譲渡性預金を含みます。

(3) 損益の状況（３年間累計）

計画期間 3 年間の累計実績においては、貸出金利回りが計画を下回ったことから貸出金利息は計画を 3 億 37 百万円下回ったものの、有価証券利息配当金及び預金利息が計画よりも改善されたことから資金利益は計画を 47 百万円上回りました。

また、役務取引等利益も計画を 3 億 19 百万円上回ったことから、コア業務粗利益は計画を 3 億 12 百万円上回りました。

経費は人件費・物件費とも計画を下回ったことから、計画を 4 億 51 百万円下回りました。

この結果、コア業務純益は計画を 7 億 62 百万円上回りました。

臨時損益は不良債権処理額、株式等損益が計画よりも悪化したことから、計画を 10 億 62 百万円下回りました。

この結果、経常利益は計画を 3 億 66 百万円下回りました。

法人税等合計が計画を下回ったことから、当期純利益は計画を 2 億 79 百万円上回りました。

〔 損益の実績推移（単体）〕（図表３）　（単位：百万円）

	2020/3 期 実　績	2021/3 期 実　績	2022/3 期 実　績	3 期間累計（ 2020/3 期～2022/3 期 ）		
				計　画	実　績	計画比
業務粗利益	7,443	7,676	7,916	22,790	23,036	＋ 246
[コア業務粗利益]	[7,496]	[7,689]	[7,915]	[22,790]	[23,102]	[＋ 312]
資金利益	7,593	7,760	7,978	23,284	23,331	＋ 47
(貸出金利息)	(7,273)	(7,339)	(7,401)	(22,352)	(22,015)	(▲ 337)
(有価証券利息配当金)	(489)	(513)	(536)	(1,299)	(1,539)	(＋ 240)
(預金利息)	(208)	(140)	(76)	(478)	(425)	(▲ 53)
役務取引等利益	▲ 80	▲ 73	▲ 10	▲ 482	▲ 163	＋ 319
その他業務利益	▲ 69	▲ 10	▲ 51	▲ 12	▲ 131	▲ 119
(国債等債券損益)	(▲ 53)	(▲ 13)	(1)	(－)	(▲ 65)	(▲ 65)
経費	6,474	6,366	6,581	19,874	19,423	▲ 451
人件費	3,376	3,365	3,531	10,445	10,272	▲ 173
物件費	2,639	2,546	2,569	7,936	7,755	▲ 181
一般貸倒引当金繰入額	－	－	－	－	－	－
業務純益	968	1,309	1,335	2,916	3,613	＋ 697
[コア業務純益]	[1,022]	[1,323]	[1,333]	[2,916]	[3,678]	[＋ 762]
臨時損益	▲ 720	▲ 505	▲ 375	▲ 539	▲ 1,601	▲ 1,062
不良債権処理額	174	412	397	600	984	＋ 384
株式等損益	▲ 592	▲ 183	▲ 78	－	▲ 854	▲ 854
経常利益	248	803	959	2,377	2,011	▲ 366
特別損益	118	10	▲ 102	112	27	▲ 85
税引前当期純利益	367	814	856	2,489	2,038	▲ 451
法人税等合計	57	▲ 181	8	614	▲ 115	▲ 729
当期純利益	309	995	848	1,875	2,154	＋ 279
（参考）信用コスト	174	412	397	600	984	＋ 384

※ 信用コスト ＝ 一般貸倒引当金繰入額 ＋ 不良債権処理額

〔 貸出金の実績推移〕（図表４）　　（単位：百万円、%）

	2016/3 期 実　績	2017/3 期 実　績	2018/3 期 実　績	2019/3 期 実　績	2020/3 期 実　績	2021/3 期 実　績	2022/3 期 実　績
貸出金利息	7, 913	7, 393	7, 370	7, 363	7, 273	7, 339	7, 401
貸出金平残	402, 367	399, 463	404, 028	409, 146	399, 105	408, 205	414, 936
貸出金利回り	1. 961	1. 850	1. 824	1. 799	1. 817	1. 798	1. 783

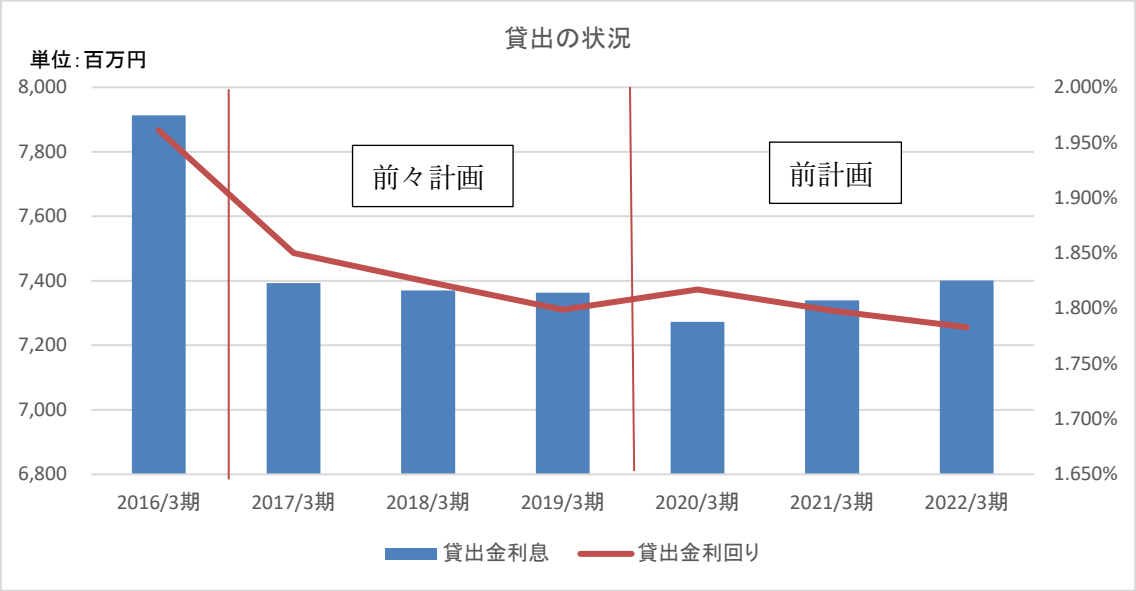

(4) 経営強化計画の終期において達成されるべき「経営改善目標」に対する実績

①コア業務純益（収益性を示す指標）

2022 年３月期の貸出金は、コロナ禍で苦しむ中小企業等の資金繰り支援に注力したことから、平残が計画を 38 億 29 百万円上回ったものの、大分県の新型コロナ対応融資（以下、「ゼロゼロ融資等」という。）の貸出金利が 1. 30%と当行貸出金利回りを大幅に下回っていたことも影響し、事業性貸出について顧客価値の提供に努めてまいりましたが、利回りは計画を 0. 031 ポイント、貸出金利息は計画を 57 百万円とわずかながら下回りました。

預金は、平残が計画を 350 億 18 百万円上回ったものの、利回りが計画を 0. 005 ポイント、預金利息は計画を 21 百万円下回りました。

〔 貸出金・預金の計画・実績 〕（図表５）　　（単位：百万円、%）

	始 期	2020/3 期 実　績	2021/3 期 実　績	2022/3 期 計　画	2022/3 期 実　績	2022/3 期 計画比	2022/3 期 始期比
貸出金利息	7, 363	7, 273	7, 339	7, 458	7, 401	▲ 57	＋ 37
貸出金平残	409, 146	399, 105	408, 205	411, 107	414, 936	＋ 3, 829	＋ 5, 790
貸出金利回り	1. 799	1. 817	1. 798	1. 814	1. 783	▲ 0. 031	▲ 0. 016
預金利息	295	208	140	97	76	▲ 21	▲ 218
預金平残	534, 179	531, 245	558, 032	537, 670	572, 688	＋35, 018	＋38, 509
預金利回り	0. 055	0. 039	0. 025	0. 018	0. 013	▲ 0. 005	▲ 0. 042

そして、資金利益は計画を１億 67 百万円上回る 79 億 78 百万円となったことに加え、役務取引等費用が計画を下回ったことにより役務取引等利益も計画（▲２億９百万円）を１億 99 百万円上回る▲10 百万円となったことから、コア業務粗利益は計画を３億 11 百万円上回る 79 億 15 百万円となりました。

〔 損益の計画・実績 〕（図表６）　（単位：百万円、%）

	始 期	2020/3 期 実 績	2021/3 期 実 績	2022/3 期 計 画	2022/3 期 実 績	2022/3 期 計画比	2022/3 期 始期比
コア業務粗利益	7,573	7,496	7,689	7,604	7,915	＋ 311	＋ 342
資金利益	7,597	7,593	7,760	7,811	7,978	＋ 167	＋ 381
役務取引等利益	▲ 12	▲ 80	▲ 73	▲ 209	▲ 10	＋ 199	＋ 2
経費	6,453	6,474	6,366	6,469	6,581	＋ 112	＋ 128

このため、経費が計画を１億 12 百万円上回る 65 億 81 百万円となったものの、「コア業務純益」は計画を１億 98 百万円上回る 13 億 33 百万円（始期比＋2 億 13 百万円）となり、計画を達成しました。

〔 コア業務純益の計画・実績 〕（図表７）　（単位：百万円）

	始 期	2020/3 期 実 績	2021/3 期 実 績	2022/3 期 計 画	2022/3 期 実 績	2022/3 期 計画比	2022/3 期 始期比
コア業務純益	1,120	1,022	1,323	1,135	1,333	＋198	＋213

※ コア業務純益 ＝ 業務純益 ＋ 一般貸倒引当金繰入額 － 国債等債券関係損益

②業務粗利益経費率（業務の効率を示す指標）

「機械化関連費用を除く経費」が計画を７百万円下回る 51 億 88 百万円となったことに加え、「業務粗利益」が計画を３億 12 百万円上回る 79 億 16 百万円となったことから、「業務粗利益経費率」は計画を 2.78 ポイント下回る 65.53%（始期比 ▲2.87 ポイント）となり、計画を達成しました。

〔 業務粗利益経費率の計画・実績 〕（図表８）　（単位：百万円、%）

	始 期	2020/3 期 実 績	2021/3 期 実 績	2022/3 期 計 画	2022/3 期 実 績	2022/3 期 計画比	2022/3 期 始期比
経費（機械化関連費用を除く）	5,175	5,098	5,040	5,195	5,188	▲7	＋13
業務粗利益	7,566	7,443	7,676	7,604	7,916	＋312	＋350
業務粗利益経費率	68.40	68.49	65.66	68.31	65.53	▲2.78	▲2.87

※ 業務粗利益経費率 ＝（経費－機械化関連費用）÷ 業務粗利益
※ 機械化関連費用は、事務機器等の機械賃借料、機械保守費、減価償却費等を計上しております。

(5) 地域経済の活性化への貢献の状況を示す指標に対する実績

①中小規模事業者等に対する信用供与の残高の総資産に占める割合

2022 年３月期は、新型コロナに伴う売上の減少等により、中小企業等のお客さまの危機対応を含めた資金需要は強く、ゼロゼロ融資等を含め資金繰り支援に注力した結果、「中小規模事業者等向け貸出残高」は 2,885 億円（計画比＋198 億円）となりました。収束時期が見通せない新型コロナの影響を懸念し、資金繰り不安が解決してもなお手元流動性を増やすような傾向もあり、預金残高が急増し、「総資産残高」は 6,429 億円（計画比＋537 億円）となったことから、「中小規模事業者等向け貸出の総資産に占める比率」は計画値を 0.74 ポイント下回る 44.87%となりました。

〔 中小規模事業者等に対する信用供与の計画・実績 〕（図表９）　（単位：億円、%）

	2019/3 末（始期）	2020/3 末 実　績	2021/3 末 実　績	2022/3 末 計　画	2022/3 末 実　績	2022/3 末 計画比	2022/3 末 始期比
中小規模事業者等向け貸出残高	2,530	2,573	2,792	2,687	2,885	＋198	＋355
総資産残高	5,785	5,784	6,336	5,892	6,429	＋537	＋644
総資産に対する比率	43.73	44.49	44.07	45.61	44.87	▲0.74	＋1.14

※ 総資産に対する比率 ＝ 中小規模事業者等向け貸出残高 ÷ 総資産残高

②経営改善支援等取組先企業の数の取引先の企業の総数に占める割合

2022 年３月期は、分子となる「経営改善支援等取組企業数」は 730 先（計画比＋114 先）となりました。

分母となる「取引先企業総数」は 7,085 先（計画比＋258 先）となり、その結果、「経営改善支援等取組企業数の取引先企業総数に占める割合」は計画値を 1.28 ポイント上回る 10.30%となりました。

〔 経営改善支援等取組企業数の取引先企業総数に占める割合の計画・実績 〕（図表 10）　（単位：先、%）

	2019/3 末（始期）	2019/9 末 実　績	2020/3 末 実　績	2020/9 末 実　績	2021/3 末 実　績	2021/9 末 実　績	2022/3 末 計　画	2022/3 末 実　績	2022/3 末 計画比	2022/3 末 始期比
経営改善支援等取組先数	561	546	537	556	641	658	616	730	＋114	＋169
創業・新事業	78	80	76	90	101	112	87	85	▲ 2	＋ 7
経営相談	194	168	179	308	387	362	223	450	＋227	＋256
うち販路開拓コンサルティング	1	10	10	10	10	10	10	7	▲ 3	＋ 6
事業再生	16	16	17	16	17	17	16	25	＋ 9	＋ 9
担保・保証	259	260	237	122	113	140	271	141	▲130	▲118
事業承継	14	22	28	20	23	27	19	29	＋ 10	＋ 15
取引先企業総数	6,227	6,271	6,385	6,616	6,870	7,021	6,827	7,085	＋258	＋858
割　合	9.00	8.70	8.41	8.40	9.33	9.37	9.02	10.30	＋1.28	＋1.30

※「担保・保証」とは、担保・保証に過度に依存しない融資をいいます。
※ 割合 ＝ 経営改善支援等取引先企業合計 ÷ 取引先総数
※ 経営改善支援等取組先」とは、次の５項目への取組み先といたします。

１．創業・新事業開拓支援先
(1) 政府系金融機関と協調して投融資等を行った先
(2) 創業・新事業開拓支援として、次の事業資金融資を行った先
・ 大分県・各市町村の創業・新事業支援制度融資
・ 大分県信用保証協会の創業・新規事業関連保証等による融資
・ 中小企業基盤整備機構の地域資源・新連携制度の認定先へ融資を行った先
・ 創業・設立から３年未満のお客さま又は新事業を開始したお客さまへの初めての事業資金融資
(3) 企業育成ファンドの組成・出資等を行った先

２．経営相談支援先
(1) 企業支援室が選定した経営改善支援取組対象先で、当行のコンサルティング機能、情報提供機能等を活用して、 財務管理手法等の改善、経費節減、資産売却、業務再構築、組織再編・M&A等の助言を行った先
(2) 経営課題を抱えるお客さまで、当行を介し、外部専門家等（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等）に経営相談等を行った先
(3) 当行が入手した情報を活用し、ビジネスマッチング、資産売却等を成立させた先

３．早期事業再生支援先
(1) 当行の人材を派遣し、再建計画策定、その他の支援等を行った先
(2) プリパッケージ型事業再生又は私的整理ガイドライン手続等で関与した先
(3) 企業再生ファンド組成により現物出資した先
(4) ＤＥＳ、ＤＤＳ、ＤＩＰファイナンスを活用した先
(5) 整理回収機構の企業再生スキームを活用した先

(6) 地域経済活性化支援機構を活用して再生計画の策定に関与した先
(7) 中小企業活性化協議会と連携し、再生計画の策定に関与した先
(8) 当行が紹介した外部専門家等（弁護士、公認会計士、税理士、経営コンサルタント等）を活用して再生計画の策定に関与した先

４．担保・保証に過度に依存しない融資促進先
(1) シンジケート・ローン、コミットメントラインの契約先、財務制限条項（コベナンツ）を活用した融資商品、担保及び個人保証を不要とする融資商品で融資を行った先
(2) 当行における担保・保証に過度に依存しない融資商品（スーパービジネスローン、スーパービジネスローン・プラス、ほうわ成長基盤強化ファンド２、ほうわ動産担保ローン、ほうわＴＫＣローン、ほうわビタミンローン）で融資を行った先
(3) 財務諸表精度が高い中小企業者への特別プログラムの融資先として、私募債等、信用格付を利用した信用供与を行った先
(4) 再生可能エネルギーの固定買取制度に係る売電収入に債権譲渡担保契約を締結して融資を行った先
(5) 上記以外でＡＢＬ手法の活用、動産・債権担保融資を行った先

５．事業承継支援先
(1) 事業承継ニーズを有するお客さまに対し、当行が必要な外部専門家等（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等）を紹介し、連携して問題解決支援等を行った先
(2) Ｍ＆Ａの取組みを成立させた先

２．経営強化計画の実施期間

当行は、金融機能強化法第 12 条の規定に基づき、2022 年４月から 2025 年３月までの「経営強化計画」を策定、実施いたします。

なお、今後計画に記載された事項について重要な変化が生じた場合、または生じることが予想される場合には、遅滞なく金融庁に報告いたします。

３．経営強化計画の終期において達成されるべき経営の改善目標

(1) 収益性を示す指標（コア業務純益）

〔 コア業務純益の改善額 〕（図表 11）　（単位：百万円）

	2022/3 期 実　績 計画始期	2022/9 期 計　画	2023/3 期 計　画	2023/9 期 計　画	2024/3 期 計　画	2024/9 期 計　画	2025/3 期 計　画	改善額
コア業務純益	1,333	639	1,367	756	1,483	773	1,521	＋ 188

※コア業務純益 ＝ 業務純益 ＋ 一般貸倒引当金繰入額 － 国債等債券関係損益

※参考〔 貸出金計画 〕（図表 12）　（単位：百万円、%）

	2022/3 期 実　績 計画始期	2022/9 期 計　画	2023/3 期 計　画	2023/9 期 計　画	2024/3 期 計　画	2024/9 期 計　画	2025/3 期 計　画	改善幅
貸出金利息	7,401	3,789	7,586	3,853	7,710	3,891	7,771	＋ 370
貸出金平残	414,936	418,553	419,588	422,407	423,381	425,894	426,329	+11,393
貸出金利回り	1.783	1.806	1.808	1.819	1.816	1.822	1.823	＋ 0.040

(2) 業務の効率を示す指標（業務粗利益経費率）

〔 業務粗利益経費率の改善幅 〕（図表 13）　（単位：百万円、%）

	2022/3 期 実　績 計画始期	2022/9 期 計　画	2023/3 期 計　画	2023/9 期 計　画	2024/3 期 計　画	2024/9 期 計　画	2025/3 期 計　画	改善幅
機械化関連費用を除く経費	5,188	2,662	5,252	2,667	5,290	2,677	5,337	＋ 149
業務粗利益	7,916	4,037	8,069	4,108	8,170	4,095	8,145	＋ 229
業務粗利益 経費率	65.53	65.94	65.08	64.92	64.74	65.37	65.52	▲ 0.01

※1 業務粗利益経費率 ＝ 機械化関連費用を除く経費 ÷ 業務粗利益
※2 機械化関連費用は、事務機器等の機械賃借料、機械保守費、減価償却費等を計上

４．当行の現状と課題

(1) 地域における現状と課題

当行が主たる営業基盤とする大分県の経済は、2020 年に入り新型コロナにより全国的に人の往来が制限されたことから、主たる産業の一つである宿泊業を始め、飲食業、運輸業等の業況に甚大な悪影響を及ぼしました。しかしながら、国や地方自治体の大規模な支援策により倒産は低位に推移しており、また、観光客数が回復傾向にあるなど人の往来が戻りつつあり、景気回復の兆候は現れております。

なお、物価上昇により今後個人消費の低迷、企業業績の悪化が懸念されており、景気悪化には十分に注意する必要があります。

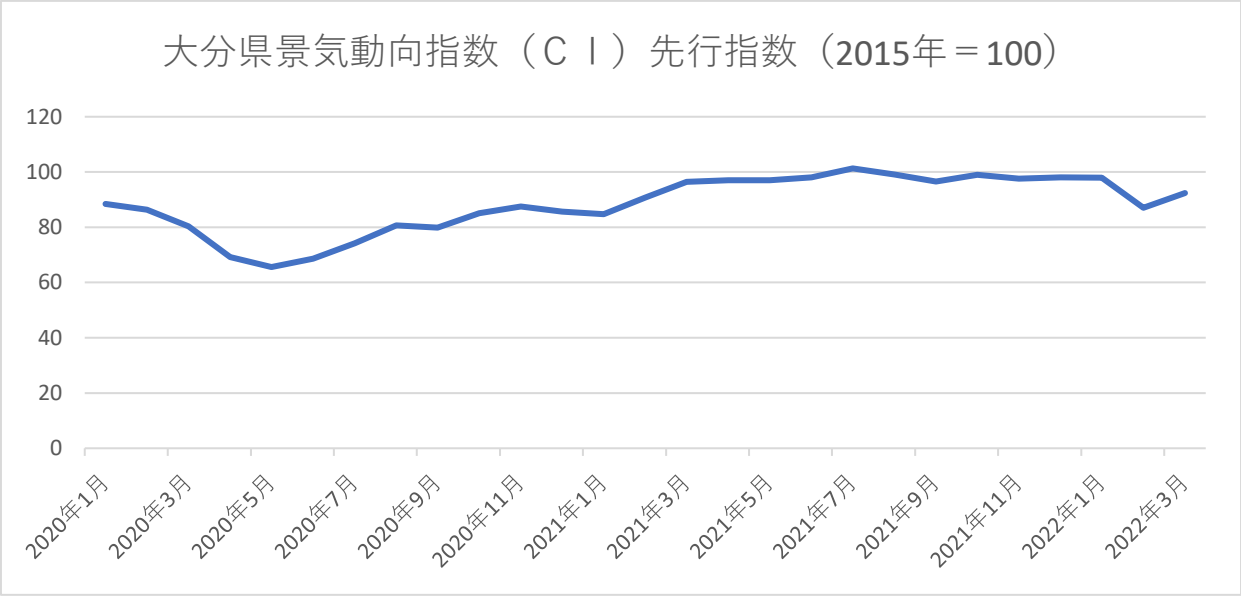

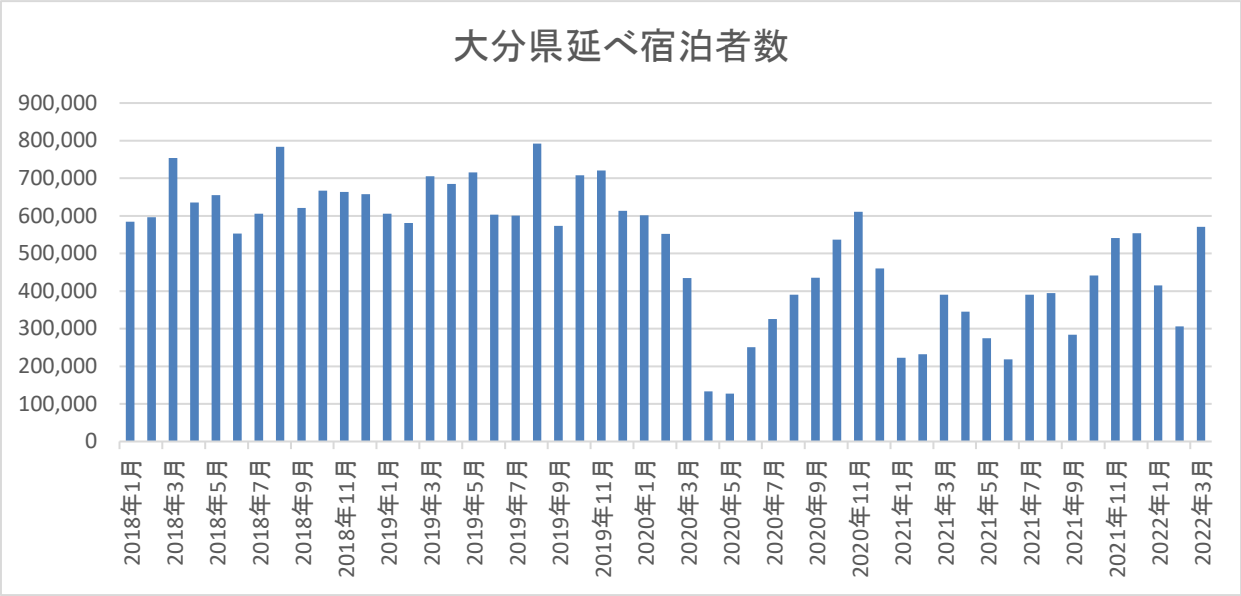

(2) 経営環境に関する課題と本計画が目指すもの ～「共通価値の創造」

当行は金融機能強化法の趣旨を踏まえ、厳しい経営環境下にある地域の中小企業・小規模事業者であるお客さまの課題解決こそが最優先の課題であり、その解決に向けて全行を上げて取り組み、“豊和銀行さんありがとう”とご評価いただけるに足る顧客価値をご提供することが重要であると考えております。そのお客さまからの評価が、ひいては当行の経営の健全性向上に

寄与し、持続可能性の向上につながるものと考えております。

この「共通価値の創造」の考え方を基本としたビジネスモデルを確立するため、当行は

・「Ｖサポート業務」（＝お客さまの課題解決を図る本業支援）

・「経営改善応援ファンド」（＝経営改善計画策定・レビューとセットとなった新規融資）

・「資金繰り安定化ファンド」（＝お客さまが資金繰りを心配せずに本業に専念できる、最長５年間の期日一括返済の新規融資）

を経営改善支援の３本柱と位置づけ、これまで積極的に取り組んでまいりました。

本計画においてもこの方針を継承するとともに、より多くの中小企業・小規模事業者のお客さまの経営改善の支援に向け、経営改善支援の３本柱の更なる深化に努めてまいります。

５．経営の改善の目標を達成するための方策

前計画では、Ｖサポート業務を当行のビジネスモデルの中核業務として確立することを目指すとともに、「Ｖサポート業務」と「経営改善応援ファンド」を当行の経営改善支援の両輪として位置づけて取り組んでまいりました。しかし、前計画スタート 2 年目に予期せぬコロナ禍に見舞われたことからこの非常事態に対応するため、新たな経営改善支援スキームとして「資金繰り安定化ファンド」を 2020 年度に急遽導入しました。

本計画においては、従来の「Ｖサポート業務」「経営改善応援ファンド」に加え、前計画で導入した「資金繰り安定化ファンド」を経営改善支援の３本柱として位置づけて、特にコロナ禍で甚大な影響を受けたお客さまを中心に支援を行ってまいります。また、前計画に引き続き「地域への徹底支援による地元経済の活性化」を基本方針とするとともに、以下に掲げる「地域への徹底支援」「経営基盤の強化」を取組方針といたします。

（１）地域への徹底支援

① Ｖサポート業務の安定的成長

イ．前計画におけるＶサポート業務の取組みとその成果

（Ｖサポート業務の進化）

厳しい業況にある売り手のお客さま（＝“契約先”）に、当行のお取引先の中から新たな買い手候補先をご紹介し、商談を設定し、成約に向けて双方の調整を図り、契約先の売上増加を図ること（＝本業支援）を目的にＶサポート業務を開始したのが 2016 年 11 月。スタート当初は、当行への波及効果として、次の３点を企図していました。

- 第一に、契約先の売上が増加することで、債務者区分のランクアップによる当行の信用コストの改善が期待できること
- 第二に、契約先の売上が増加することで、運転資金や設備資金の新規の資金需要が創出され、当行の新規融資に結び付くことが期待できること
- 第三に、契約先の売上実績に応じて、予めお約束した料率での成果報酬手数料を契約先からいただけること

約５年前に契約先の売上増加を図ることを主たる目的にスタートしたＶサポート業務ですが、実際に取り組んでみると、いくら優れた商品・サービス（＝商材）であっても、あるいは当行行員が買い手候補先にいくら優れた商材であることをデータを用いてご説明しても、買い手候補先がその商材に価値を認めてご購買されない限り商談は成約せず、その結果、契約先の売上増加にもつながらないという当たり前のことに気が付きました。

そこで前計画からは、先ずは買い手候補先のニーズや悩み、業務上の課題などを掘り下げることに重点をおき、そのような課題解決に役立つことが期待される商材を選定し、買い手候補先にご紹介するというアプローチに切り替えました。そうでなければ、買い手候補先の購買動機につながりませんし、契約先に売上増加という顧客価値をご提供できなくなるからです。つまり、Ｖサポート業務で契約先の売上増加という本来の目的を果たすためには、“Ｖサポート商材の購買による買い手候補先の満足度を引き上げること”が第一歩だということに発想を転換したのであります。

前計画の後半２年間は新型コロナの影響が大きく、特に宿泊業・飲食業などを中心に甚大な業績不振に見舞われました。当然ながら、当行はゼロゼロ融資等による資金繰り支援に全行を上げて取り組むことに加え、資金繰り支援に留まることなく、ポストコロナを見据え、コロナ禍に見舞われている今こそお客さまの本業を立て直すことに直ちに着手すべきであり、それが地域金融機関の責務であると肝に銘じて、Ｖサポート業務に一層力を注ぎました。

そこで、通常のＶサポート業務のアプローチに加え、コロナ禍であることを前提に、コロナ禍で特に大きな打撃を受けた宿泊業・飲食業などの９つの業種を抽出し、コロナ対策を意識した「課題解決提案シート」を作成いたしました。このシートを活用して、Ｖサポート業務で提供可能な商材をご紹介し、コロナ禍で傷んだお客さまの本業の立て直しに協力していくことにしました。

例えば、宿泊業の課題解決提案シートには、新型コロナの感染リスクを軽減するためのオペレーション改善の商材として、紫外線殺菌装置や抗菌剤を取り上げ、ホテルや旅館を利用されるお客さまの不安を少しでも和らげる方策として盛りこみました。また、３密回避のための商材として、ホテル内の大浴場やレストランの混雑状況を利用客のスマホに表示する“混雑ナビ”を追加しました。このアプリは、ある大手ホテルとのコロナ対策の協議の中で寄せられたご要望を、当行がＶサポート業務の契約先であるシステム会社にご提案して新規開発に至ったものです。この“混雑ナビ”を使えば、大浴場やレストランの混雑状況を、カメラやセンサーを利用せず、ホテル従業員が手持ちのスマホやタブレットなどから簡単に情報の発信ができ、手軽に利用客にお知らせできるという画期的なアプリであり、導入した大手ホテルからは“初期投資が安価でコロナ禍の中わざわざお越しいただいたお客さまからもすこぶる評判が良い”と高いご評価をいただきました。

Ｖサポート業務は、地域経済がコロナ禍という未曽有の経済危機に直面する中、お客さまの本業支援にその真価を発揮できましたが、これは上述の通りコロナ禍が始まる前の前計画スタート時に、既に“Ｖサポート業務の取組みの軸足を買い手候補先の課題解決”にシフトさせていたことが功を奏したとも言えます。

その結果、Ｖサポート業務の実績（累計）は下記のように推移しました。

〔 Ｖサポート業務の実績 〕（図表 14）

	2019 年度	2020 年度	2021 年度
契約先数（年度末）	61 先	81 先	98 先
うち、販路実現先数（A）	49 先	71 先	89 先
売上貢献額（累計）	685 百万円	1,235 百万円	2,209 百万円
購買実績先数（累計）	565 先	777 先	1,049 先
成約件数（B）（累計）	707 件	1,006 件	1,444 件
１成約先の平均成約件数（B/A）	14.4 件	14.1 件	16.2 件
成果報酬手数料（累計）	42 百万円	70 百万円	115 百万円

（Ｖサポート契約先の債務者区分の変化とその評価）

Ｖサポート業務の取組みにより、契約先の債務者区分がどのように変化したかについては次表のとおりです。（Ｖサポート契約先 98 先の契約時点と 2022 年３月末時点における債務者区分の変化を示しています。）

〔 Ｖサポート契約先の債務者区分遷移 〕（図表 15）

債務者区分遷移	先数
ランクアップ	10 先
ランクダウン	7 先
変化なし	80 先
借入完済	1 先
合計	98 先

結果は、ランクアップが 10 先に対して、ランクダウンは７先、債務者区分に変化なしが 80 先であり、債務者区分の改善について、Ｖサポート業務は相応の貢献をしたと評価しております。

さらに、与信管理面で契約先や買い手候補先の事業性評価の深掘りに寄与したこと、加えて渉外・融資担当者の融資判断能力を養えたという意味で人材育成にも貢献したと評価しております。

具体的には、全営業店の支店長や渉外・融資担当者等は商材に関する詳細な知識（概要、品質、セールスポイント、強みや弱み、対象マーケットなど）を習得する必要があります。その知識の習得は、まず契約先の取引店が契約先の社長や営業担当者と何度も商材に関して議論を重ねた上でＶサポート商材に関する詳細な説明書である “商品カタログ” を作成し全営業店に展開することからスタートします。他の営業店の支店長や渉外・融資担当者は、その“商品カタログ”を熟読し、商品説明会への参加等を通じて詳細な知識を頭にしっかりと入れ、自店の買い手候補先にあたることになります。この過程を経て、買い手候補先の悩みは何なのか、例えば、仕入先を変えたいのか、業務プロセスを効率化したいのか、人手不足を解消したいのかなどの課題を明確にしたうえで、その課題の解決に向けて、100 先程度あるＶサポートの契約先から適切な商材を選んでご提案し、買い手候補先の課題解決を図ることが可能になるのです。

事業性評価は一般的には財務諸表などの定量評価が中心ですが、このように当行ではお客さまの本業をご支援するＶサポート業務により、銀行員が通常は接点を持たない、生産・販売・品質管理等の現場や総務・人事などの管理部門の方々との接点を持つことを通じて、仕入先や業務プロセスの課題、人材不足の状況など契約先や買い手の財務諸表に現れない問題点を明らかにできます。したがって、Ｖサポート業務は定量面・定性面の課題を踏まえた深度ある事業性評価と人材育成に寄与していると考えています。

（事業性貸出先およびＶサポート関連先の融資平残・貸出金利回り推移）

事業性貸出先全体およびＶサポート関連先（契約先および買い手）の融資平残および貸出金利回りの推移は次表の通りです（但し、ゼロゼロ融資等を除く）。

〔 事業性貸出先およびＶサポート関連先の融資平残・貸出金利回り 〕（図表 16）　（単位：億円、%）

	2019 年度		2020 年度		2021 年度		2019 年度比	
Ｖサポート関連先 (事業性貸出に占める割合)	696 (25.2)	1.978	754 (27.1)	1.987	792 (28.5)	2.013	＋ 95 (＋ 3.3)	+0.035
事業性貸出先合計	2,759	1.679	2,780	1.660	2,777	1.659	＋ 17	▲0.020

2019 年度から 2021 年度までの事業性貸出先全体の融資平残は新型コロナの影響もあり 17 億円の増加に留まりましたが、Ｖサポート関連先（2022 年３月末時点のＶサポート関連先を 2019 年度と 2021 年度で比較）では 95 億円増加いたしました。その結果、2021 年度におけるＶサポート関連先の融資平残（792 億円）は事業性貸出先全体の融資平残（2,777 億円）の 30%弱（28.5%）を占めるまでに拡大しました。

また、貸出金利回りは、事業性貸出先全体では 0.020 ポイント低下しましたが、Ｖサポート関連先は逆に 0.035 ポイント改善しました。

Ｖサポート関連先の融資平残および貸出金利回りが改善したのは、契約先および買い手へ顧客価値をご提供したことで、その対価として、新規融資や貸出金利回りの改善につながったものと理解しております。買い手候補先には課題解決につながる商材をご提供し、契約先にはその成果として売上増加という顧客価値をご提供できたことで、買い手・契約先双方から、“豊和銀行さんありがとう”という評価につながり、融資平残・貸出金利回り改善に貢献したものと考えております。

ロ．本計画におけるＶサポート業務の展開方針

Ｖサポート業務は 2016 年 11 月の開始以来５年以上経過し、スタート時に期待した以上の実績を上げることができ、当行のビジネスモデルの中核となるレベルにまで成長させることができたと考えております。

これまでは、契約先を毎年度一定社数増やすことで、さまざまな課題を抱える買い手候補先の課題解決に貢献し、買い手先数も増加（2022 年３月末時点での購買実績先数は累計で 1,049 先）し、契約先の売上貢献額（2022 年３月末累計で 2,209 百万円）も順調に増加してきました。

これからは、契約先はＶサポート業務のスタート時にメドとしていた 100 先程度に到達し地元全域の業種を概ねカバーできるようになったこと、また営業店の支店長や渉外・融資担当者が臨機応変に買い手候補先のご要望に速やかにお応えするためには商材の詳細を契約先の営業マンと同じぐらいのレベルで理解しておくことが必要であり、そのためには 100 先程度の商材が限度であると考え、今後は契約先数の増加には比重を置かず、むしろ既存契約先の見直しや経営改善支援の緊急性の高い先と優先的に契約するという方針とし、基本的には 100 先程度の契約先数に留めることといたします。

Ｖサポート業務を安定的に成長させるためには、本計画期間中は契約先数は増加しないということを踏まえれば、今後は如何にして買い手候補先とのＶサポート業務による接点の裾野を更に広くかつ深くしていけるかどうかが課題となります。全行員がＶサポート業務の考え方を正しく理解し、Ｖサポート商材に関する詳細な知識をしっかりと持つこと、そして、買い手候補先が何を悩み、何を課題として認識しておられるのかを理解し、適切な商材をご提案することが重要になってまいります。

これまで以上に足しげくお客さまを訪問し、ご相談相手になり、コミュニケーションをとり、より強い信頼関係を築けるかどうかが今後の最も重要な点だと考えています。買い手からすれば、一つの商材で全ての課題が解決するわけではなく、解決すべき課題は他にも残っていると考えるのが自然であり、その他の商材をご紹介することで、他の課題の解決にも貢献することができると考えております。

また、一度Ｖサポート業務でご購買されても継続商流になっていない場合には、その商材では買い手に十分な顧客価値をご提供し続けられていないということも考えられます。そのような場合には、買い手にその商材の問題点やご要望を再度お聞きして、その商材の契約先に買い手の不満や抱えている課題をフィードバックすることや、他の代替商材でその買い手の満足度を高めることも必要になってまいります。

今後はＶサポート業務に関して人材育成を更に充実させるとともに、買い手候補先との接点を拡大することの重要性を行内に浸透させ、買い手とのリレーション強化にこれまで以上に努めてまいります。

本計画では下記施策を中心に取り組んでまいります。

Ａ．Ｖサポート業務・Ｖサポート商材への理解を深めること
・新任渉外者研修や新入行員研修でのＶサポート業務に関する基礎的知識の習得
・お客さま支援部（Ｖサポート業務の主管部）の若手部員による営業店若手行員向けの勉強会の開催（2022 年３月時点で累計 47 回実施）
・営業店行員とお客さま支援部部員とのＶサポート先への帯同訪問（＝買い手候補先の課題抽出や解決策提案に関する切り口・話法などをＯＪＴで学ぶことができる）
・「商品説明会」（契約先による行員向けの商品概要の説明会。2022 年３月時点で累計 112 回実施）の開催頻度を上げて契約先の生の声を聴く機会を増やし、行員のＶサポート商材に関する商品知識をブラッシュアップすること
Ｂ．Ｖサポート業務での売り手・買い手のお客さまに顧客価値を提供できた成功事例（＝お客さまから“ありがとう”と言っていただけた事例）を漫画形式の「Ｖサポートニュース」（2022 年３月時点で 72 回発行、うち事例数は 23 件）を活用して全営業店に横展開すること（＝買い手候補先へご提案する際のコツをつかむ勉強になる）
Ｃ．契約先および買い手に対するアンケート調査を定期的に実施することで、双方の満足度を確認するとともに、課題があればその原因を見極め、対策を講じること

上記にて述べました通り、Ｖサポート業務は、これまでの“急成長のステージ”から、本計画では“安定的成長のステージ”へと進化・深化させていかなければならないと考えております。これまで以上に買い手との接点を広くかつ深くすることで、契約先・買い手の双方に対して更なる顧客価値を提供していく所存であります。

〔 Ｖサポート関連先への貸出の計画 〕（図表 17）　（単位：億円）

	2022 年 3 月末実績	2023 年 3 月末計画	2024 年 3 月末計画	2025 年 3 月末計画
Ｖサポート関連先貸出残高	812	870	930	1,000

② 経営改善応援ファンドによる積極的な資金供給

「経営改善応援ファンド」は、財務面に課題があるということで、通常であれば金融機関が新規融資に躊躇するような中小企業・小規模事業者のお客さまに対して、お客さまの事業への理解を深め、経営課題を共有し、お客さまと共同で経営改善計画を策定した上で、新規資金をご融資するという当行独自のサービスとなっております。計画の作成にあたっては、トップラインの改善や経営改善のための施策を盛り込み、ご融資実行後は定期的に計画の進捗状況をレビューし、経営改善に向けてお客さまと一緒になって継続的に取り組むものです。2022 年３月末の融資残高は 21,669 百万円（573 先）であります。

経営改善ファンドによる経営改善効果を検証するにあたり、2022 年 3 月末とこのファンドのそれぞれの融資の実行時点との債務者区分を比較すると、対象先 573 先（完済先 180 先を除く）のうち、ランクアップ先が 94 先、債務者区分維持が 399 先、ランクダウン先は 80 先でありました。債務者区分の変化については、Ｖサポート業務での考え方と同様に、コロナ禍の経営環境を踏まえれば、ランクアップ先がランクダウン先を上回り、また債務者区分を維持した先が全体の３分の２程度（69%）を占めていることから判断して、お客さまの経営改善に向けては相応の成果があったものと評価しております。

また、このファンドは財務面に課題があるお客さまに対する新規融資とセットで経営改善計画を共同で作成し、かつ実行後には定期的にレビューを行い、Ｖサポート業務や経費削減

策などのご提案を通じて一緒に経営改善策を実施するということで、通常の事業性融資に比べて高い顧客価値をご提供していると考えております。

新型コロナ、原油価格や原材料の価格高騰等の影響により、本計画期間中も、特に中小企業・小規模事業者のお客さまの厳しい経営状態は継続するものと想定され、今後、「経営改善応援ファンド」の重要性は益々大きくなってくるものと考えております。引き続き金融包摂を進め、厳しい経営環境にあるお客さまへ“真に寄り添う”行動を深化させてまいります。

〔 経営改善応援ファンド先の債務者区分遷移 〕（図表 18）

債務者区分遷移	先数
ランクアップ	94 先
ランクダウン	80 先
維持	399 先
合計	573 先

※完済先 180 先を除く。

〔 経営改善応援ファンドの実績・計画 〕（図表 19）　（単位：先数、百万円）

	2019 年度 実　績	2020 年度 実　績	2021 年度 実　績	2022 年度 計　画	2023 年度 計　画	2024 年度 計　画
貸出実行先数	202	162	146	159	163	167
貸出実行金額	7,852	7,681	5,040	7,615	7,758	8,815

③ 資金繰り安定化ファンドによる経営改善支援

お客さまが資金繰りに追われることなく、売上増強、事業の見直しあるいは事業再構築などの本業に専念し、一早くコロナ禍から立ち直ることをご支援するために、最長５年間、元金返済が不要な「資金繰り安定化ファンド」の取扱いを 2020 年度に開始しました。本サービスは、お客さまが最長 5 年間の“期限の利益”を享受し資金繰りを気にせずに腰を据えて新商品開発や事業再構築等の本業に専念できるという顧客価値を当行からご提供するとともに、当行はその間、“債権者”というよりはむしろ“共同事業者”として、お客さまの本業支援に伴走していくという当行独自のサービスです。取扱い開始以降の累計実行額は、下表の通り、2022 年 3 月末時点で 281 件 6,230 百万円となりました。

このファンドは、一定期間元金返済義務がなく、資金繰りが安定化することで、お客さまが資金繰りを気にせずに本業に専念できる環境をご提供する取り組みであり、新型コロナ、原油価格や原材料の価格高騰等の影響でさまざまな業種のお客さまの厳しい経営状況は継続すると予想される中、当行の経営改善支援の３本柱の一つとして、積極的に取り組んでまいります。

〔 資金繰り安定化ファンドの実績・計画 〕（図表 20）　（単位：先数、百万円）

	2020 年度 実　績	2021 年度 実　績	2022 年度 計　画	2023 年度 計　画	2024 年度 計　画
貸出実行先数	132	149	159	163	167
貸出実行金額	2,876	3,354	4,770	4,890	5,010

④ 事業承継、M&Ａ支援に向けた取組み

経営者の高齢化が進む中、適当な後継者が見当たらず、事業承継についての課題を抱えているお客さまは年々増加し、事業承継対策を必要とする事業者は多くいらっしゃいますが、採算性の観点から比較的小規模な事業者に対して支援する金融機関が少ないのが現状です。そのような背景を踏まえ、当行は地域の商流や雇用安定を図ることを最優先に

① 親族内承継
② 従業員への承継
③ 第三者への承継（M&Ａ）

の順で事業承継に対応しています。M&Ａ支援に際しては、専門機関へすぐに丸投げするのではなく、行内のスタッフでも十分に対応できるように内製化体制を充実させることで、通常であれば事業承継支援を行っても採算が見込みにくく敬遠されそうな比較的規模の小さな事業者のお客さまであっても、法人総合取引の一環として、M&Ａの仲介や事業承継時の資金需要や相続対策のご支援を行っております。

なお、経営者自らが相談にご来店されることが少ないことを考慮し、営業店におけるアンテナ機能を高めることが重要であると考え、日常の営業活動において経営者と将来の経営体制や事業承継等についてのご相談相手になれるよう研修を充実させるとともに、税理士や公認会計士あるいは公的支援機関・専門機関との協業体制を整え、本支店および関係機関と一体となって円滑な事業承継に向けたご支援を行っております。

今後とも、深刻な事業承継問題に直面する地元大分の活性化に資するため、引き続き事業承継支援の体制を拡充してまいります

〔 事業承継・M&A の実績・計画 〕（図表 21）　（単位：先数）

	2019 年度 実　績	2020 年度 実　績	2021 年度 実　績	2022 年度 計　画	2023 年度 計　画	2024 年度 計　画
先数	9	3	10	10	13	16

※．当行内製化による M&A 支援実績（譲渡･譲受企業の先数）

⑤ 創業（スタートアップ）・新事業を目指すお客さまへの取組み

当行は、創業・新事業を目指すお客さまに対して、創業にかかる新規融資をはじめ、創業・新事業の実現に必要なマーケティングやマネジメントに関する知識のご提供、自治体の各種支援制度・補助金等に関する情報のご提供、事業計画の策定に関するご支援などに取り組んでまいりました。創業支援融資等のファイナンス支援に関しては、前計画期間の３年間において 544 先のファイナンスを通じた創業・新事業支援を行いました。

イ．日本政策金融公庫・創業支援機関との連携

日本政策金融公庫（大分支店・別府支店）とは 2014 年６月に締結した「創業・ベンチャー・６次産業化等の支援に関する業務提携」に基づき、毎年「業務連絡会議」を両者間で定期的に開催し、毎年度の業務提携の取組みについてＰＤＣＡを実施することで、大分県内の創業・新事業を目指すお客さまへのご支援の実効性を図ってまいりました。

2020 年６月には、中小企業事業者の創業・新事業開発および経営改善の支援について、公益財団法人大分県産業創造機構と包括的提携協定を締結し、県内の事業者の支援に取り組んでおります。

技術相談、新製品・新技術開発、製品化のニーズのあるお客さまに対しては、大分大学、日本文理大学および溝部学園と連携した「産学連携支援サービス」のご提供や、「技術相談

会」の開催を通じたご支援に取り組んでおります。

ロ．エクイティ投資（「ほうわ創業・事業承継支援ファンド」）

2020 年６月 22 日にフューチャーベンチャーキャピタル株式会社と共同で設立した「ほうわ創業・事業承継支援ファンド」（総額３億円）を通じて、“創業期”の資金調達が困難なタイミングのお客さまや事業承継に取り組もうとしているが資金面で課題を抱えているお客さま等に対して「投資」と「融資」を組み合わせた資金提供を行うとともに、創業後や事業承継後の事業展開のお手伝いや管理面の強化等に関するご支援を行っております。

投資対象は創業・第二創業者、事業承継に取り組む企業、および成長が期待できる企業で、地域経済を支える気概を持ち、小規模でもきらりと光る独自の技術・商品サービスを有した「共感」と「感動」を与えうる事業者を選別しております。ファンド設立以来、2022 年３月時点で８先、135 百万円を投資しております。

当行は、「投資」「融資」というファイナンス面のみならず、販路開拓や各種ソリューション提供などをハンズオンできめ細かにご支援することで、必ずしもＩＰＯを通じた出口に拘ることなく、ファイナンスとオペレーションの両面でのご支援を通じ、創業あるいは事業承継に取り組む事業者の成長や企業価値向上及び雇用の維持・創出につなげてまいります。

⑥ 経営改善・事業再生が必要なお客さまへの取組み

当行は、本支店一体となった日常的かつ継続的なフォローを通じてお客さまの経営課題を認識し、「中小企業の事業再生等のガイドライン」等の趣旨を踏まえた上で、お客さまの状況に応じた経営改善・事業再生支援に取り組んでまいります。

新型コロナ等の影響が長期化する中で、ポストコロナにおけるお客さまの力強い回復を後押しするため、認定支援機関と連携し、お客さまの実情に応じた条件変更にとどまらない経営改善・事業再生支援を積極的に促進し、必要に応じて抜本的な金融支援を検討・実施することで、地域金融機関として金融仲介機能を発揮した最大限の取組みを行ってまいります。

⑦ 持続可能な社会に向けた取組み（脱炭素社会に向けた取組み）

気候変動をはじめとする環境問題のほとんどが経済活動と深く結びついており、その経済活動の動向を左右するのは「金融」だと考えています。そのため、環境問題を解決する手段の一つとして「サステナブルファイナンス」すなわち「持続可能な社会を実現するための金融」への転換が求められています。

当行は、地域金融機関として、サステナブルファイナンスの意義と位置づけを十分に踏まえ、「環境」や「社会」の分野を中心にお客さまに積極的に資金供給を行うことで、持続可能な地域社会の実現に向けて貢献していくことが必要だと考えております。

（２）経営基盤の強化

「地域への徹底支援」という当行の責務を果たすためには、“お客さまとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築し、課題解決につなげていく”という取組みを強化することが課題であります。そのためには、人材力を高めかつ最大限に引き出すとともに、経営効率化を更に進めることで、経営基盤を安定化させることが不可欠であり、本計画では具体的に取り組む項目として「人材育成の強化」「人材の確保、人材の活躍推進に向けた取組み」「チャネルの多様化」「業務の効率化」を掲げ、経営基盤の強化を図ってまいります。

① 人材育成の強化

「顧客価値の提供」を実践するためには、行員の育成が重要であることから、以下の施策に取り組みます。

イ．お客さまの相談相手となれる行員の育成

当行の経営改善支援の３本柱と位置付ける「Ｖサポート業務」「経営改善応援ファンド」および「資金繰り安定化ファンド」を担うために必要な業務スキル（円滑な資金供給ができる融資スキル、事業性評価、事業承継、Ｍ＆Ａ等）を向上させるための取組みを強化してまいります。

地域の課題解決や質の高いサービスを提供するため、階層別・職務別の集合研修を増加させるほか、これまで実施している本部トレーニー制度（融資部、ソリューション支援部、お客さま支援部、金融商品監理室等）の充実・強化と合わせ、大分県産業創造機構、大分県中小企業活性化協議会等への行外トレーニー派遣により、地域振興や事業再生に強い人材の育成に取り組んでまいります。

専門性の高い人材確保のため、有資格者（中小企業診断士、Ｍ＆Ａシニアエキスパート、事業承継シニアエキスパート、ＦＰ技能士、宅建士等）を養成する取組みを継続し、外部講師招聘によるセミナー開催等により資格習得のための支援を実施してまいります。

また、山形大学の小野浩幸教授が山形県・青森県・東京都で主宰されている「産学金連携コーディネーター認定研修」の大分県版とも言える「おおいた産学金連携コーディネーター研修」（2021 年度にスタート。事務局は当行）に積極的に参加し、小野教授のご指導のもと、中小企業の生きた伴走支援が行える中堅・若手行員の育成を図っております。

ロ．複数業務を担える行員の育成

より少ない人員で効率的に店舗運営ができるためのマルチタスク（複数業務）を担える人材を育成することを目的に、入行後一定期間（目安は３年間）に預金・融資・渉外業務を一通り経験し業務知識を習得するという「マルチキャリア開発プログラム」を 2022 年４月に本格的に開始しました（2020 年４月から段階的な運用開始）。このプログラムの研修を経ることで仕事の幅を広げるとともに自身の適性を見極めるための機会となり、若手行員のモチベーションアップにもつながっていると考えております。

ハ．コンサルティング機能の発揮につながる継続的な人材育成の態勢構築

融資部主催の「新任融資担当者研修」「融資能力向上研修」「融資部留学」において、コンサルティング機能を発揮するためのベースとなる事業性融資への理解と経営改善計画の策定のベースとなる定量分析などの能力向上を図るため、行員のレベルに応じた研修体系の構築を引き続き目指してまいります。

② 人材の確保、人材の活躍推進に向けた取組み

当行の将来の人員構成（性別、年齢別等）のシミュレーションをベースに、安定した業務運営を行える体制の強化に努めるとともに「働きやすさ」と「働きがい」のある職場環境を整えるために下記の施策を実施してまいります。

イ．女性、シニア層の活躍推進

Ａ．女性の活躍推進

近い将来、女性行員の数が正行員の半分以上を占めると予想されることから、女性行員の役割を重視した営業体制の構築が必要となっております。女性行員が十分に能力と

個性を発揮し活躍できるような環境を整備するとともに、融資や渉外といった今まで男性行員が中心に担ってきた分野への配置による業務経験の蓄積やマネジメント力の向上を図り管理職への登用も拡大してまいります。

具体的施策として、育児短時間勤務制度について育児・介護休業法の対象となる子の年齢 3 歳未満を超えるだけでなく、努力義務である小学校就学始期をも超え、小学校 6 年生修了時まで延長して対象としております。さらに、2022 年 10 月から義務化となる「産後パパ育休」を同年 4 月から前倒しで実施しております。また、ポジティブ・アクションとして男女隔てなくキャリアが積める「マルチキャリア開発プログラム」の本格運用開始や結婚しても旧姓で勤務できるように規程の変更を行うなど、女性が「働きやすい」職場環境の整備を実施しております。

今後も出産や育児などを経てもキャリア形成が継続できるような支援・制度の拡充を図り、女性が安心して働き、活躍できる職場環境の充実を目指します。

Ｂ．シニア層の活躍推進

今まで当行の業務運営の中心を担ってきた、バブル期前後に大量採用した行員が 2022 年度より毎年 10 名以上定年（60 歳）を迎えます。その行員の多数が定年後嘱託再雇用を希望しているとのアンケート結果を踏まえ、再雇用することで当行の課題である中間層の人員不足を補うとともに、今までの経験を活かして若い行員の育成に関わってもらう等の役割が期待されています。また、ジョブ型雇用制度や副業・兼業等の検討も行うなど、活き活きと働く意欲を向上させ、戦力の一端を担ってもらえるような施策の導入に取り組んでまいります。

ロ．ワーク・エンゲージメントの向上

行員が仕事に対して充実した心理状態を維持、向上させるためには、職場内における「心理的安全性」の確保が前提条件であり、上司や先輩に忖度することなく部下が自由闊達に発言でき、それが許容できる人間関係の構築が必要だと考えております。「心理的安全性」の確保につきましては、地道な啓発活動による行員の理解が必要であることから、関係部が連携し、常にその必要性について情報発信を行い、臨店や行員との面談により実態の把握を行って定着化を図ってまいります。

また、仕事に対する意欲を高めるために希望部署や希望職種の公募制など、自身のキャリアデザイン（やりたい仕事、適性のある仕事）を実現できる制度を検討してまいります。

ハ．処遇の改善

行員満足度（ＥＳ）の向上が顧客満足度（ＣＳ）を向上させる大きな原動力であることを認識し、ワーク・エンゲージメントを高めることとあわせ、賞与水準の見直しや有休休暇の取得促進を図り、「働きやすさ」の追求、行員の離職防止や生産性の向上を図ってまいります。

そのために常に行員に寄り添い、職場環境や業務の課題解決に向けて取り組んでまいります。

③ チャネルの多様化

イ．バンキングアプリの導入及び機能の拡充

ポストコロナにおける非対面および非接触型のサービスに対するニーズの高まりや、ミレニアル世代以降のデジタルネイティブである若年層のお客さまのニーズに対応するため、お客さまがスマートフォンから残高照会や取引明細照会をご利用いただける“バンキング

アプリ”を 2022 年８月に導入する予定です。また、オンラインでの本人確認（ｅＫＹＣ）により営業店に足を運ばなくても普通預金の口座開設が行える機能や住所変更を行える機能もバンキングアプリに搭載することを計画しており、場所・時間帯を問わず便利にご利用いただける非対面サービスの一層の充実を図ってまいります。

ロ．Ｗｅｂ完結型ローンの拡充

Ｗｅｂ完結型ローンについてはお客さまの多様なニーズに対応すべくカードローン等商品の拡充に取り組んでまいります。また、バンキングアプリに普通預金口座開設機能が搭載されれば、新規のお客さまでもＷｅｂ完結型ローンの申込が可能となり、お客さまの利便性向上につながると考えております。

④ 業務の効率化

イ．現場の意見を踏まえた業務改善

限られた人的リソースの中で中小企業・小規模事業者のお客さまに対し顧客価値を提供し続けていくためには、これまで以上に効率的な業務運営が必要になります。当行では引き続き「業務改善委員会」にて営業店などの意見を収集し、その意見を踏まえた継続的な改善活動に取り組んでまいります。

また、2020 年度に設置したＩＴ戦略専担部署（ＩＴ戦略室）を中心に、タブレット型情報系端末の配備、グループウェアの更改、受取書の電子化等デジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）に本格的に取り組んでおります。ＤＸを推し進めることにより、お客さまの利便性の向上と更なる業務効率化を図ってまいります。

ロ．営業店の融資業務の事務負担軽減に向けた取り組みの実施

当行では、行員がお客さまを訪問する時間を更に確保するため、融資業務の見直しを行っております。

営業店の融資事務の中で事務負担の高い不動産担保の評価作業や延滞督促等の債権管理業務を主とした事務負担の軽減を図るため外部委託などを検討しております。

６．従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

経営に対する監督機能の強化と中長期的な企業価値の向上を目指した助言機能の強化を図るため、2016 年６月から社外取締役を１名増員し２名とし、取締役体制は８名にしました。取締役の任期は、経営環境の変化に対する迅速な対応及び経営責任の明確化のため、１年としております。

監査役会は、常勤監査役２名（うち社外監査役１名）、非常勤の社外監査役１名の３名で構成され、監査役会室には補助使用人１名（監査部兼任）を配置しております。監査役会は、原則として毎月開催し、監査方針、監査計画、監査結果等について協議を行っております。監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議へ出席するほか、重要な決裁書類の閲覧、取締役等からの報告・説明の聴取、営業店への往査等により、業務執行が適切に行われていることを確認・検証しております。また、監査役は、会計監査人及び代表取締役との定期的な意見交換や監査部との連携を通じて必要な情報を収集・共有し、監査役監査の実効性の確保に努めております。

(2) リスク管理の体制の強化のための方策

① 統合的リスク管理体制強化、ＲＡＦ体制構築のための方策

当行では、従前より経営体力の範囲内で各リスクカテゴリーにリスク資本を配賦し、その範囲内でリスクテイクを行うことにより健全性の確保を図るとともに、限られた経営資源を効率的に活用し、収益性の向上を目指しております。

その中で、信用リスクについては、地元の商流や雇用を支える地元事業者へのリスクテイクの貢献が求められていることを認識し、一定のリスクテイクを許容して、そのリスク資本の原資を確保する観点から地元以外の分についてはリスクを抑制するなど、地域経済の活性化を強く意識したリスク管理方針としております。リスク資産毎に指標であるＶaＲ、ＥＬ（期待損失）、ＵＬ（非期待損失）を計測して、地元と地元以外について分別した管理を実施しつつ、配賦したリスク資本と対比することにより、リスク量をコントロールしております。

なお、2020 年度に事業性融資（地公体向け貸出・個人ローン・破綻懸念先以下を除いた貸出金）の「信用リスク」と有価証券の「価格変動リスク」についてリスクテイク方針を定め、リスクテイクの状況や収益実績等をモニタリングし、その結果をＰＤＣＡサイクルにつなげるリスクアペタイト・フレームワーク（ＲＡＦ）運営態勢を整備しました。今後、統合的リスク管理、ＲＡＦ運営に継続して取り組み、高度化を図ってまいります。

② 信用リスク管理体制強化のための方策

イ．基本方針とリスク管理方法

事業者に対してリスクテイクを行っていく方針の中で、信用リスク管理は財務の健全性及び収益性の観点から極めて重要であると認識しております。

そのため、信用リスク管理に関する基本的な考え方、管理方針を明確にした「リスク管理の基本方針」や「信用リスク管理規程」等により厳正に運用するとともに、中長期的な金融・経済環境の変化等に応じた的確な信用リスクの把握・管理に努めております。

また、適時・適切に信用格付・自己査定を実施することで、個別与信先のリスクを客観的かつ計量的に把握しており、そのリスクの状況を与信ポートフォリオ管理に定量・定性の両面から反映させることで本支店一体となって信用リスクを管理しております。

今後とも、リスクに見合った収益を追求すべく、最適な与信ポートフォリオの構築を目指してまいります。

ロ．与信ポートフォリオ管理

信用供与にあたっては、その基本指針となる「クレジットポリシー」に基づいて特定の業種及び債務者への与信が偏ることのないように管理基準や個社別の与信限度額を定め、実態把握及び分析・検証を通して、適切な与信ポートフォリオの構築に努めております。

ハ．お客さまの実態把握

お客さまの財務状況や資金繰り、経営環境等を日々の訪問活動から個々の状況の把握に努め、与信判断や経営改善支援等に適切に生かすことで金融仲介機能を発揮しております。更にＶサポート業務を通じて入手する事業性に関する情報もこのような方向性をサポートできるものと考えております。

また、新型コロナの影響等により業況が芳しくないお客さまに対しては、把握した情報を基に、本支店一体となって経営改善に向けての支援を行うほか、お客さまに寄り添いながら迅速かつ柔軟な金融支援や抜本的な事業再生への取組みを行っております。

ニ．正確な自己査定の実施

お客さまの業況把握を日頃より継続的に行うことで、お客さまの信用状況を適時・適切に把握し、随時、格付や債務者区分に反映させながら正確な自己査定を行っております。

ホ．償却・引当実施

正確な自己査定の実施による分類結果に基づき、十分性・妥当性について検討を行い適切な償却・引当を実施しております。

なお、当行が引き続き、経営方針に基づく金融支援をはじめとする安定的で適切な金融仲介機能を発揮するため、与信ポートフォリオの特性を踏まえた引当の重要性が増していること、さらに足元では新型コロナという極めて不確実性の高い要素を引当に適切に反映していく必要性から、2022 年３月期に要注意先の償却・引当方法を一部変更し財務の健全性を高める取組みを行っております。

へ．ストレステストの実施

内部環境や外部環境の変動が信用リスクにどれだけの影響を及ぼすのかを把握すべく、当行では以下のようなストレステストを実施し、その影響度合いを検証してポートフォリオの適正管理や信用リスク管理に活用しております。

・景気の下落に伴う「地価下落による保全率低下」
・業種別残高の上位となる「建設・不動産業」「個人による貸家業」「医療・福祉業」及び新型コロナの影響を最も受けた業種である「宿泊業」「飲食業」の格付悪化
・要注意先に対する新たな償却・引当方法の抽出基準に該当する債務者に対するストレステスト

加えて、個々の債務者が経営破綻した場合の見込損失額の分布状況を検証し、個々の債務者の見込損失額は少額かつ分散されていることを確認しております。

ト．不良債権の適切な管理のための方策

経営改善支援を必要とされるお客さまに対しては、引き続き経営改善の実現可能性を早期に判断し、条件変更等による金融支援や経営改善計画の策定支援など積極的に対応することにより不良債権発生の未然防止に努めております。

加えて、さらに一歩踏み込んだ事業再生支援を行うことにより事業再生が見込めるお客さまに対しては、外部専門機関・専門家等と連携し「中小企業の事業再生等に関するガイ

ドライン」に基づく抜本的な事業再生計画を策定したうえで、債権放棄の実施やＤＤＳの活用、事業再生ファンドの活用などの金融支援も実施しております。

また、事業の存続を徒に長引かせることが経営者の生活再建に悪影響が見込まれる場合には、債務整理等を念頭に置いたうえでお客さまの再起に向けた助言等、お客さまにとって適切なソリューションを提案するように努めております。

③ 市場リスク管理体制強化のための方策

イ．基本方針

市場リスク管理の重要性を認識し、当行の自己資本と対比して設定した限度枠内でリスク量をコントロールし、収益性の向上を図ることを基本方針としております。

なお、市場取引についてはＡＬＭ／リスク管理協議会にて承認された運用施策・運用基準に基づいて行っております。

ロ．リスク管理方針

ＡＬＭの観点から、ＶａＲやＩＲＲＢＢ、評価損失等の市場リスク量を計測し、当行の自己資本を勘案したリスクリミット（ＶａＲ等の限度枠）等を設定することなどにより、市場リスク量の把握及びコントロールを行っております。ＶａＲ計測モデルについては、モデルの有効性検証のために定期的にバックテストを実施しております。市場リスク量の計測結果やバックテストの結果等については、市場リスク部会およびＡＬＭ／リスク管理協議会に報告し、経営陣と協議する態勢としております。また、ＶａＲを用いた統合的リスク管理を補完する目的で、市場環境やイールドカーブの変化等を考慮したシナリオに基づいたストレステストを実施しており、その結果をＡＬＭ／リスク管理協議会に報告するとともに、リスク管理施策の策定等に活用しております。

なお、市場取引業務の運営にあたっては、市場部門・市場リスク管理部門・事務管理部門がそれぞれの独立性と相互牽制機能を確保することにより、業務上の不正および事故の発生の防止等に努めております。

今後も、市場リスク量や有価証券の評価損益などの各種市場リスクの動向については十分注視していかなければならないと認識しております。特に、相場急変時等においては速やかに関係部署による部門間協議を開催し、経営陣と情報共有したうえで対応を協議するなど市場リスク管理体制の充実に努めてまいります。

ハ．アウトライヤー基準への対応方針

ＩＲＲＢＢ基準（ストレス時の金利リスク量が自己資本の 20%以下）に適切に対応するため、ストレス環境下における当行のバランスシート全体（有価証券・預金・貸出金等）の金利リスク量（⊿ＥＶＥ）や期間損益に与える影響（⊿ＮＩＩ）を算出、分析したうえで、経営体力に見合ったリスクコントロールに努めております。

④ 流動性リスク管理

流動性リスクの管理部門は、自行の資産・負債構造を踏まえ、適切な資金繰り管理態勢を構築するとともに、そのリスク評価、モニタリング、コントロール等により安定的な資金繰り確保に努めております。具体的には、資金繰りの逼迫度（平常時・懸念時・緊急時・危機時）に応じた管理態勢を定めるほか、定期的にストレステストを実施して現状の流動性準備のストレス耐性について分析し、流動性リスク部会およびＡＬＭ/リスク管理協議会に報告しております。

資金運用においても、市場流動性を損なう商品等への投資は極力回避し、流動性リスクを

十分に意識するよう努めております。

日々の運用、管理においては、流動性準備量の水準目標の設定や即時に現金化可能な資産や流動化可能な資産の把握に努めるほか、各種経営戦略目標の策定にあたっては資金繰りリスクを考慮に入れる等、流動性リスクの顕在化防止に努めております。

⑤ オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスク管理に関しては、協議機関としてオペレーショナルリスク部会を設置し、同部会において管理状況の適切性に関する検証・協議を行ったうえで、その結果を上位のＡＬＭ／リスク管理協議会に報告する態勢としております。

特に、オペレーショナルリスクの中でも、軽微なミスなども含めると最も出現頻度が多い事務リスクや、取引の電子化・非対面化の進展等に伴ってますます高まるサイバーセキュリティ関連のリスクに対しては、それらが管理上の重要性において上位のターゲットリスクであるという認識の下、適切に制御するための対策を引き続き積極的に講じてまいります。

(3) 法令遵守の体制の強化のための方策

① コンプライアンス統括機能の充実・強化

当行は、コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、取締役会に直轄したコンプライアンスに関する審議機関として、全ての常勤役員・部長で構成する「コンプライアンス協議会」を設置しており、同協議会でコンプライアンス・プログラムの進捗状況・評価、反社会的勢力への対応状況、不祥事件等の再発防止に向けた取組みや不適切な事案が発生した場合における賞罰委員会への付議要請の可否等に関して審議を行っております。また、審議内容の深度を向上させるため、下部機関である「コンプライアンス部会」において、事前に問題点の把握・洗出し等を十分に行ったうえで、同協議会に付議しております。

統括部署であるコンプライアンス統括部において、コンプライアンス・プログラムの改善状況の管理や再発防止措置に関する進捗管理を行い、同協議会での評価・改善に向けた審議を継続することで、コンプライアンス・プログラムの着実な実施によるコンプライアンス統括機能の更なる充実・強化を図ってまいります。

② マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止態勢の強化

当行は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止（反社会的勢力との関係遮断や疑わしい取引の届出を含む）を経営の最重要課題の一つと捉え、統括部署である金融犯罪対策室において、顧客や取引等のリスク評価やデータベースの整備を行うとともに、第一線（営業部門）の支援・指導を行うなど、実効性のある管理態勢の構築を図っております。

あわせて、金融犯罪対策会議を月次で開催し、疑わしい取引の届出に関する判定や個別事案の協議を行い、全ての常勤役員・部長で構成するＡＬＭ／リスク管理協議会に報告するなど、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に向けて、銀行全体として組織的な対応を行っております。

日々の業務に当たっては、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に関する全社的な方針」に基づき、「顧客の受入れに関する方針」に沿った取扱いを徹底しております。

さらに、反社会的勢力との関係遮断に向けた各種方針、規程類の制定・改正、疑わしい取引届出、システムの活用等により、リスクの特定・評価・低減に取組んでおり、今後も金融犯罪防止に向けた更なる管理態勢の強化を図ってまいります。

(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策

お客さまから当行の商品・サービス及び経営方針・経営戦略等に関するご意見を集め、経

営に反映させることを目的として、「お客さま満足度アンケート調査」を実施しております。

(5) 情報開示の充実のための方策

① 四半期毎の情報開示の充実

当行では、お客さま、株主をはじめとする投資家の皆さまおよび地域社会等から正しい理解と信頼を得るため、迅速かつ正確な四半期の財務・業績情報の提供に努めております。

今後とも、記者会見、プレスリリース、ホームページ掲載等を通じ、迅速かつ充実した開示に取組んでまいります。

② 会社情報の適時開示

当行では、迅速かつ充実した情報開示に取り組むため、大口不良債権の新規発生、不祥事案の発生等、本部・営業店等からの各種情報は、総合企画部において一元管理する態勢としております。

総合企画部では、各種情報が適時開示情報に該当するか否かを判断し、原則として、取締役会等の承認のもとに適時適切に開示しております。

今後とも、銀行法、金融商品取引法その他の法令及び証券取引所の定める適時開示規則に基づき求められる情報に加え、経営の透明性を確保するため、リスク情報などの情報開示にも努めてまいります。

③ 主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示の充実

当行は、地元経済の活力向上と地域の発展に貢献するため、お客さまの経営改善等や成長・発展に向けた経営支援、創業・新事業を目指すお客さまへの支援等の積極的に取り組むほか、環境、金融に関する教育、文化、防犯協力、ボランティア活動への貢献など、地域・社会貢献、ＣＳＲ活動を幅広く展開しており、こうした取組み状況については、ホームページやディスクロージャー誌等に適切に開示しております。

今後とも開示内容を充実させ、積極的に開示していくとともに、お客さまがより情報を取得しやすくなるよう取り組んでまいります。

④ ＴＣＦＤ提言に沿った情報開示

温室効果ガスによる地球温暖化は気候変動がもたらすリスクを高め、幅広い分野で深刻な影響を及ぼす可能性があります。経済分野においても同様であり、気候関連財務情報開示タスクフォース（以下、「ＴＣＦＤ」という。）は気候変動がもたらすリスク及び機会について明確で比較可能、かつ一貫した情報を開示することを提言しております。当行も提言の趣旨を踏まえ、本計画の実施期間内でのＴＣＦＤ提言への賛同及びＴＣＦＤ提言に沿った情報開示を行うことを目指しております。

７．中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

当行は、地域の中小規模の事業者等のお客さまを取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、中小規模の事業者等のお客さまと真正面から向き合い、コンサルティング機能を発揮し、お客さまの経営改善等及び成長・発展に向け、経営改善支援活動と積極的な資金供給を徹底することで、地域経済の活力向上と地域の発展に貢献していくことこそが、地域金融機関としての責務であると考えております。

本計画においては、取組方針「地域への徹底支援」に基づく諸施策を確実かつ持続的に実施することで、中小規模の事業者等のお客さまに対して、円滑な資金供給に努めてまいります。

(2) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

中小規模の事業者等のお客さまに対する信用供与の実施体制の整備については、更なる融資業務のスピードアップに向け、融資事務の省略化・効率化・外部委託等を図ってまいります。融資業務のスピードアップを図ることで、行員が中小規模の事業者等のお客さまへの支援に専念できる時間を増やしてまいります。

② 中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策

当行は、コンサルティング機能を発揮し、お客さまのライフステージ等に応じた最適なソリューションを提供するとともに、お客さまの経営改善や成長・発展等に向け、積極的な資金供給を行うことは、地域経済に対し責任を持って支える地域金融機関としての最低限の責務であると考えております。

本計画においても中小規模の事業者等のお客さまに対する適切かつ円滑な信用供与に取り組んでまいります。

〔 中小規模事業者等に対する貸出残高、総資産に対する比率 〕(図表 22)　　(単位：億円、%)

	2022/3 末 実　績	2022/9 末 計　画	2023/3 末 計　画	2023/9 末 計　画	2024/3 末 計　画	2024/9 末 計　画	2025/3 末 計　画
中小規模事業者等向け貸出残高	2,885	2,935	2,984	3,037	3,089	3,134	3,179
総資産残高	6,429	6,393	6,362	6,366	6,377	6,384	6,396
総資産に対する比率	44.87	45.91	46.90	47.70	48.44	49.09	49.70

※ 「中小規模事業者等向け貸出」とは、銀行法施行規則第 19 条の２第１項第３号ハに規定する別表第一における中小企業等から個人事業者以外の個人を除いた先に対する貸出で、かつ次の貸出を除外しております。

- 政府出資主要法人向け貸出、及び特殊法人向け貸出
- 土地開発公社向け貸出、地方住宅供給公社向け貸出、及び地方道路公社向け貸出
- 大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係るＳＰＣ向け貸出
- 当行の子会社向け貸出、及び当行を子会社とする銀行持株会社等（その子会社も含む）向け貸出
- 子会社に大会社を有する親会社向け貸出
- 上記のほか金融機能強化法の趣旨に反するような貸出

⑶ その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

①経営改善応援ファンドの強化に資する方策

長期化する新型コロナ、ウクライナ危機、原油価格や原材料の価格高騰等の影響により、本計画期間中も、特に中小規模事業者等のお客さまの厳しい経営状態は継続するものと想定されます。そのような中、財務状況が必ずしも芳しくないお客さまへの新規融資と経営改善計画の策定および実行後のレビューとをセットで実行することで、円滑な資金供給と経営改善の両立を企図する「経営改善応援ファンド」の重要性は益々大きくなってくるものと考えており、当行の経営改善支援の３本柱の一つとして、厳しい経営環境にあるお客さまへ“真に寄り添う”行動を深化させてまいります（詳細は 15 頁の「経営改善応援ファンドによる積極的な資金供給」等に記載しております）。

②資金繰り安定化ファンドの強化に資する方策

本ファンドは、資金繰りが安定することで、お客さまが資金繰りを気にせずに本業に専念できる環境をご提供する取り組みであり、当行の経営改善支援の３本柱の一つとして、積極的に取り組んでまいります（詳細は 16 頁の「資金繰り安定化ファンドによる経営改善支援」等に記載しております）。

③事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

経営者の高齢化が進む中、適当な後継者が見当たらず、事業承継についての課題を抱えているお客さまは年々増加しています。比較的規模の小さな事業者のお客さまに対しても、行内のスタッフで十分に対応できるように内製化体制を充実させることで、法人総合取引の一環として、M&Ａの仲介、事業承継時の資金需要や相続対策のご支援を行ってまいります（詳細は 17 頁の「事業承継、M&Ａ支援に向けた取組み」等に記載しております）。

④創業又は新事業の開拓に関する支援に係る機能の充実の強化のための方策

創業・新事業を目指すお客さまに対して、創業にかかる新規融資をはじめ、創業・新事業の実現に必要なマーケティングやマネジメントに関する知識のご提供、自治体の各種支援制度・補助金等に関する情報のご提供、事業計画の策定に関するご支援などに取り組んでまいります（詳細は 17 頁の「創業（スタートアップ）・新事業を目指すお客さまへの取組み」等に記載しております）。

⑤早期の事業再生に資する方策

当行は、本支店一体となった日常的かつ継続的なフォローを通じてお客さまの経営課題を認識し、「中小企業の事業再生等のガイドライン」等の趣旨を踏まえた上で、お客さまの状況に応じた経営改善・事業再生支援に取り組んでまいります。

新型コロナ等の影響が長期化する中で、ポストコロナにおけるお客さまの力強い回復を後押しするため、認定支援機関と連携し、お客さまの実情に応じた条件変更にとどまらない経営改善・事業再生支援を積極的に促進し、必要に応じて抜本的な金融支援を検討・実施することで、地域金融機関として金融仲介機能を発揮した最大限の取組みを行ってまいります。

〔 経営改善支援先数、取引先企業総数に占める比率 〕（図表 23）　（単位：先、%）

	2022/3 末 実　績	2022/9 末 計　画	2023/3 末 計　画	2023/9 末 計　画	2024/3 末 計　画	2024/9 末 計　画	2025/3 末 計　画
経営改善支援先数	294	298	301	304	307	310	313
経営改善応援ファンド	78	79	80	81	82	83	84

		2022/3 末 実　績	2022/9 末 計　画	2023/3 末 計　画	2023/9 末 計　画	2024/3 末 計　画	2024/9 末 計　画	2025/3 末 計　画
	資金繰り安定化ファンド	77	79	80	81	82	83	84
	事業承継	29	29	29	29	29	29	29
	創業・新事業	85	86	87	88	89	90	91
	事業再生	25	25	25	25	25	25	25
取引先企業総数		7,085	7,135	7,185	7,235	7,285	7,335	7,385
比　　率		4.14	4.17	4.18	4.20	4.21	4.22	4.23

※1 「取引先企業」とは、企業及び消費者ローン・住宅ローンのみの先を除く個人事業者の融資残高のある先で、政府出資主要法人、特殊法人、地方公社、大企業が保有する各種債権又は動産・不動産の流動化スキームに係るＳＰＣ、当行の関連会社、及び子会社に大会社を有する親会社を含んでおります。

※2 「経営改善支援先」とは、次の５項目の取組みを実施した先といたします。

１．経営改善応援ファンド

２．資金繰り安定化ファンド

３．事業承継

(1) 事業承継ニーズを有するお客さまに対する、外部専門家等（経営コンサルタント、公認会計士、税理士、弁護士等）の紹介・連携等問題解決支援等

(2) Ｍ＆Ａの成立

４．創業・新事業

(1) 政府系金融機関と協調した投融資等

(2) 以下の事業性融資

・ 大分県・各市町村の創業・新事業支援制度融資

・ 大分県信用保証協会の創業・新規事業関連保証等による融資

・ 中小企業基盤整備機構の地域資源・新連携制度に基づく融資

・ 創業・設立から３年未満のお客さま又は新事業を開始したお客さまへの初めての事業資金融資

(3) ほうわ創業・事業承継ファンドによる創業・新事業を目的とした出資等

５．事業再生

(1) 当行の人材を派遣による再建計画策定、その他の支援等

(2) プリパッケージ型事業再生又は私的整理ガイドライン手続等

(3) 企業再生ファンド組成による現物出資

(4) ＤＥＳ、ＤＤＳ、ＤＩＰファイナンス

(5) 整理回収機構の企業再生スキーム

(6) 地域経済活性化支援機構を活用した再生計画策定

(7) 中小企業活性化協議会と連携した再生計画策定

(8) 当行が紹介した外部専門家等（弁護士、公認会計士、税理士、経営コンサルタント等）を活用した再生計画策定

８．剰余金の処分の方針

(1) 配当に対する方針

優先株式及び普通株式の配当については、2009 年度から継続して実施しております（2021 年度配当実績：優先株式３億 59 百万円、普通株式 58 百万円）。

今後、取組方針である「地域への徹底支援」及び「経営基盤の強化」に基づく諸施策を確実かつ持続的に実施し、経営基盤を強化することで、安定した収益に結びつけ、内部留保の蓄積に努めつつ、安定かつ適切な配当を行っていく方針としております。

(2) 役員に対する報酬及び賞与についての方針

当行では、2003 年度から役員賞与の支給を見送っており、2005 年度からは退職慰労金の支給も凍結しております。

今後も、業績を踏まえた報酬及び賞与としていく方針であります。

(3) 財源確保のための方策

経営強化計画の確実かつ持続的な履行により「共通価値の創造」を実現し、ひいては安定した期間収益の確保に結実させることで、利益剰余金は 2023 年３月期から 2029 年３月期の７年間で 177 億円増加させ、同年３月末には 257 億円まで積み上げる計画としております。

そのために、2025 年３月期までの本計画期間（３年間）においては、Ｖサポート業務を当行のビジネスモデルの中核業務として安定的に成長させていくとともに、「Ｖサポート業務」に加え、「経営改善応援ファンド」及び「資金繰り安定化ファンド」を経営改善支援の３本柱として施策の中心に据え、お客さまの経営改善支援になお一層注力し、当行の健全性の向上に寄与する取組みをさらに推し進めてまいります。

2029 年３月の償還期限に公的資金 160 億円を全額償還することは必ず達成すべき当行の最重要の経営課題であると認識し、可能な限りの施策を動員して更なる内部留保の確保に努める一方、将来的には優先株等の資本政策についても前広に検討を行ってまいる所存です。

〔 長期予想 〕（図表 24）　　（単位：億円）

	2022/3 期 実　績	2023/3 期 計　画	2024/3 期 計　画	2025/3 期 計　画	2026/3 期 計　画	2027/3 期 計　画	2028/3 期 計　画	2029/3 期 計　画
当期純利益	8	8	10	10	12	13	15	15
利益剰余金	80	84	90	96	134	174	216	257

※ 「利益剰余金」は、普通株式及び優先株式の配当額を当期純利益に対応する年度から控除しております。

９．財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針等

① 経営強化計画運営協議会による進捗管理

経営強化計画の履行状況に関する進捗管理を行うため、2006 年 10 月に設置した「経営強化計画運営協議会」（議長：頭取）を定期的に開催しております。

同協議会では、毎月の損益状況や営業店の日々の活動状況等を把握し、経営強化計画の進捗状況を確認するとともに、乖離が生じた場合にはその要因を分析した上で対策を検討し、営業統括部より支店長をはじめ全行員へ、具体的な指示を速やかに行っております。

② 内部監査態勢

全ての被監査部門から独立した内部監査部門である監査部が、年次毎に取締役会で承認された「監査基本計画」に基づいて内部監査を実施しております。

内部監査の高度化への取組みに関しましては、リスクアセスメントに基づいた高リスク領域の業務プロセスを検証し、リスクベース監査を推し進めてまいります。

また、準拠性評価とコンプライアンス・リスク管理の観点で俯瞰したリスク管理評価により、不祥事案の未然防止に向けた牽制機能の強化とともに、経営陣に問題の改善に向けた有益な示唆を提供してまいります。

内部監査の品質向上への取組みに関しましては、金融内部監査士の資格取得や研修・セミナー受講により監査部員のレベルアップを図るとともに、ＩＩＡ基準（内部監査人協会が定める「内部監査の専門職的実施の国際基準」）による内部評価を継続して実施してまいります。

(2) 各種のリスク管理の状況及び今後の方針等

主要なリスクカテゴリーである信用リスク・市場リスク・流動性リスク・オペレーショナルリスク（事務リスク・システムリスク）について、リスク毎に管理の基本方針を制定し、適切なリスク管理態勢の整備・確立に努めております。

また、各種リスクに応じて、管理の所管部署及び部会を設置し、その識別、評価、監視、コントロール等について協議しております。各種リスクの全体把握及び管理を目的として統括部署及びＡＬＭ／リスク管理協議会を設置しております。

各種リスクの管理については、各リスク所管部署において、ＰＤＣＡサイクルを確立し、「リスクの特定、評価、モニタリング、コントロール・削減」の一連のプロセスにおける各業務の妥当性を検証し、また適時見直すことにより、管理態勢の拡充・強化に努めております。（詳細は、22 頁「リスク管理の体制の強化のための方策」等に記載しております）

１０．協定銀行が現に保有する取得株式等にかかる事項

発行金額及び条件は以下のとおりです。

1	種類	株式会社豊和銀行Ｄ種優先株式
2	申込期日（払込日）	2014 年３月 31 日
3	発行価額	1 株あたり 10,000 円
	非資本組入れ額	1 株あたり 5,000 円
4	発行総額	16,000 百万円
5	発行株式数	1,600 千株
6	議決権	本優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、定時株主総会に本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、本優先配当金の額全部（本優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。
7	優先配当年率	日本円ＴＩＢＯＲ12 か月物＋0.95％ （2014 年３月 31 日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、払込期日から 2014 年３月 31 日までの実日数である１を分子とし、365 を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭とする。） ただし、8％を上限とする。
	優先中間配当	本優先配当金の２分の１を上限
	累積条項	非累積
	参加条項	非参加
8	残余財産の分配	普通株主に先立ち、本優先株主が有する本優先株式１株当たりの払込金額相当額に経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。このほかの残余財産の分配は行わない。
9	取得請求権 （転換予約権）	本優先株主は、取得請求期間中、当銀行が本優先株式を取得するのと引換えに当銀行の普通株式を交付することを請求することができる。
	取得請求期間の開始日	2014 年４月１日
	取得請求期間の終了日	2029 年３月 31 日
	当初取得価額 （当初転換価額）	取得請求期間の初日に先立つ 20 取引日目に始まる 15 連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。（※15 連続取引日は、福岡証券取引所における当銀行の普通株式の終値が算出されない日を除く）
	取得請求期間中の取得価額修正	取得請求期間において、毎月第３金曜日の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の５連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額に修正
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	904 円
10	金銭を対価とする取得条項	当銀行は、2024 年３月 31 日以降、取締役会が別に定める日（当該取締役会の開催日までの 30 連続取引日（開催日を含む）の全ての日において終値が取得価額の下限を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限る）が到来したときは、法令上可能な範囲で、本優先株式の全部又は一部を金銭を対価として取得することができる。
	対価となる金額	本優先株式１株につき、本優先株式１株当たりの払込金額相当額に経過本優先株式配当金相当額を加えた金額
11	普通株式を対価とする取得条項	当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていない本優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日（以下、「一斉取得日」という。）をもって取得する。当銀行は、かかる本優先株式を取得するのと引換えに、本優先株主が有する本優先株式数に本優先株式１株当たりの払込金額相当額を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付する。
	一斉取得価額	一斉取得日に先立つ 20 取引日目に始まる 15 連続取引日の毎日の終値の平均値（終値が算出されない日を除く。）に相当する金額
	取得価額の上限	無し
	取得価額の下限	904 円

１１．機能強化のための計画の前提条件

（前提となる景気環境）

2020年より続く新型コロナの影響により、国内景気は急速に悪化しましたが、国や自治体による大規模な経済対策支援やワクチンの普及により経済活動は徐々に回復基調にあります。しかしながら、コロナ禍による供給の減少や海外での需要回復、更にはロシアによるウクライナへの侵攻等によりエネルギー資源及び原材料が不足し、世界的な物価の上昇を招いており、内外金利差に起因する円安も物価の上昇に拍車をかけております。このことが個人消費や企業業績に与える影響が懸念される状況となっております。

また、当行の主要な営業基盤である大分県経済においても新型コロナによる旅行客の低迷等により、主要産業である宿泊業、飲食業等への影響はあるものの、政府や大分県等の経済対策支援により、景気の急激な落ち込みは回避されており、徐々に回復基調にあります。しかしながら、今後、エネルギー資源や原材料等の価格高騰等による影響が個人及び企業にどの程度及ぶかは未知数であり、大分県経済は不透明な状況が続くと見ております。

（金利）

世界的に物価が上昇しており、インフレ懸念から日本を除く主要な中央銀行は量的緩和の縮小や政策金利の引き上げ等金融政策を見直しており、金利は上昇圧力が高まっております。しかしながら、日本銀行は国内景気への影響を配慮し、金利上昇を抑制する姿勢を継続しております。物価上昇による景気への悪影響や円安の進行等により、日本銀行の金融政策は転換する可能性はありますが、見通しは不透明であり、本計画期間内においては、政策誘導金利及び市場金利は、現在の水準から横這いとなると予想しています。

（為替）

米国の連邦準備理事会がインフレ対策として政策金利の引き上げを行う中、日本銀行は金利上昇を抑制する姿勢を継続しており、日米における金利差から円安が進んでいるものの、今後の外部環境、日本銀行の金融政策及び日本の為替対策等が不透明であることから、為替相場は、横ばい圏での推移が続くとものと予想しております。

（株価）

ウクライナ情勢による資源価格の高騰、米国の金融引締め政策等の影響で2021年の堅調相場からは株価水準は低下しているものの、他方でコロナ禍からの本格的な経済活動の回復等も見込まれているなど、今後の株式相場を見通すことは極めて困難なことから、本計画期間の株価は現状程度の水準で推移することを前提としております。

〔 前提条件 〕（図表 25）

指　標	2022/3 末（実　績）	2022/5 末（実　績）	2023/3 末（前　提）	2024/3 末（前　提）	2025/3 末（前　提）
無担保コール翌日物（%）	▲ 0.020	▲ 0.026	▲0.020	▲0.020	▲0.020
ＴＩＢＯＲ ３ヵ月 （%）	0.067	0.067	0.070	0.070	0.070
新発 10 年国債利回 （%）	0.210	0.235	0.240	0.240	0.240
ドル／円レート （円）	121.98	127.90	128.00	128.00	128.00
日経平均株価 （円）	27,821	27,279	27,000	27,000	27,000

※ 本表の2022/3末及び2022/5末の各実績値は、以下によります。
1. 無担保コール翌日物 ・・・ 短資協会が公表する加重平均レート
2. ＴＩＢＯＲ３ヵ月 ・・・ 全国銀行協会が公表する全銀協ＴＩＢＯＲ
3. 新発10年国債利回 ・・・ 日本相互証券㈱が公表する最終取引レート
4. ドル／円レート ・・・ 三菱ＵＦＪ銀行が公表する午前10時時点の仲値レート
5. 日経平均株価 ・・・ 終値

内閣府令第３条第１項第２号に掲げる書類

● 貸借対照表等

第 104 期（2022 年３月 31 日現在）貸借対照表

第 104 期（2021 年４月１日から　2022 年３月 31 日まで）損益計算書

● 自己資本比率を記載した書面

単体自己資本比率（国内基準）（2022 年３月 31 日現在）

● 株主資本等変動計算書

第 104 期（2021 年４月１日から　2022 年３月 31 日まで）株主資本等変動計算書

● 最近の日計表

末残日計表（2022 年５月末現在）

月中平残日計表（2022 年５月）

● その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

有価証券報告書（第 104 期）

第104期末（2022年３月31日現在）　貸 借 対 照 表

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	**106,096**	**預金**	**562,414**
現金	8,273	当座預金	8,636
預け金	97,823	普通預金	285,549
有価証券	**110,161**	貯蓄預金	895
国債	10,960	通知預金	23
地方債	42,939	定期預金	249,454
社債	35,992	定期積金	4,647
株式	4,855	その他の預金	13,207
その他の証券	15,413	**譲渡性預金**	**13,468**
貸出金	**417,743**	**借用金**	**30,121**
割引手形	1,765	借入金	30,121
手形貸付	23,312	**その他負債**	**3,795**
証書貸付	366,947	未決済為替借	150
当座貸越	25,718	未払法人税等	179
外国為替	**88**	未払費用	394
外国他店預け	88	前受収益	444
その他資産	**5,764**	給付補填備金	0
未決済為替貸	69	リース債務	67
前払費用	43	資産除去債務	175
未収収益	357	その他の負債	2,383
中央清算機関差入証拠金	5,000	**賞与引当金**	**237**
その他の資産	293	**睡眠預金払戻損失引当金**	**9**
有形固定資産	**6,454**	**再評価に係る繰延税金負債**	**523**
建物	1,348	**支払承諾**	**348**
土地	4,582	**負債の部合計**	**610,920**
リース資産	61	（純資産の部）	
その他の有形固定資産	462	**資本金**	**12,495**
無形固定資産	**528**	**資本剰余金**	**10,349**
ソフトウェア	512	資本準備金	10,349
ソフトウェア仮勘定	15	**利益剰余金**	**8,078**
その他の無形固定資産	0	利益準備金	1,040
前払年金費用	**629**	その他利益剰余金	7,038
繰延税金資産	**454**	繰越利益剰余金	7,038
支払承諾見返	**348**	**自己株式**	**△ 91**
貸倒引当金	**△ 5,336**	**株主資本合計**	**30,831**
		その他有価証券評価差額金	**160**
		土地再評価差額金	**1,019**
		評価・換算差額等合計	**1,179**
		純資産の部合計	**32,011**
資産の部合計	**642,931**	**負債及び純資産の部合計**	**642,931**

手形貸付のうち金融機関貸付金　―　百万円　　借入金のうち金融機関借入金　―　百万円

個別注記表

※ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998 年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに 2016 年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物：34 年～50 年

その他： ４年～20 年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス･リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

５．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号2020年10月８日。以下「銀行等監査特別委員会報告第４号」という。）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権のうち、銀行等監査特別委員会報告第４号に規定する要管理先債権及び債務者の条件変更の有無、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に基づいてグルーピングされた異なる信用リスクを有する要注意先債権（以下「要管理先債権等」という。）については今後３年間の予想損失額、その他の債権については今後１年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、要管理先債権等は３年間、その他の債権は１年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、今後３年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、主に３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。実質破綻先債権及び破綻先債権に相当する債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、要管理先債権及び破綻懸念先債権を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額等と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、実質破綻先債権及び破綻先債権のうち担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,944百万円であります。

(2)　賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3)　退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。当事業年度末においては、年金資産の額が退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として貸借対照表に計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4)　睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

６．収益及び費用の計上基準

当行の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束したサービスを顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額等で収益を認識しております。

７．消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

８．投資信託の解約・償還に伴う損益

投資信託の解約・償還に伴う損益については、解約益及び償還益の場合は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損の場合は「有価証券利息配当金」を減額して計上しております。

ただし、投資信託の期中収益分配金等が全体で損となる場合は、「その他業務費用」の「国債等債券償還損」に計上しております。

会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、役務取引等収益の一部について主に一時点で収益を計上する方法から、一定の期間にわたって収益を計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

収益認識会計基準等の適用による期首繰越利益剰余金に与える影響はありません。また、当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととといたしました。

未適用の会期基準等

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年６月17日）

⑴概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

⑵適用予定日

2023年３月期の期首より適用予定であります。

⑶当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

⑴当事業年度に係る計算書類に計上した額 貸倒引当金 5,336百万円

⑵識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「５．引当金の計上基準」「⑴貸倒引当金」に記載しております。なお、当事業年度における予想損失額の算定には、将来見込み等必要な修正は加えておりません。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績等の見通し」及び「債務者区分の判定における新型コロナウイルス感染症(ＣＯＶＩＤ-19)の経済活動等への影響」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績等の見通し」においては、債務者が策定した経営改善計画等の合理性及び実現可能性等も踏まえて、将来の業績等の見通しを仮定しております。

また、「債務者区分の判定における新型コロナウイルス感染症(ＣＯＶＩＤ-19)の経済活動等への影響」については、新型コロナウイルス感染症(ＣＯＶＩＤ-19)の経済活動等への影響が今後少なくとも１年程度続くものと想定し、当行の特定業種を含む貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

上記、貸出先の将来の業績等の見通し及び新型コロナウイルス感染症(ＣＯＶＩＤ-19)の経済活動等への影響には、不確実性が伴います。従って、当初の見積もりに用いた仮定が想定より変化した場合には、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

会計上の見積りの変更

（貸倒引当金の計上方法の変更）

当行は経営方針に「地域への徹底支援」を掲げ、中小企業・小規模事業の債務者への積極的な金融支援及び経営改善支援の取組を実施していますが、当行の与信ポートフォリオの特性を踏まえた引当の重要性が増していること、さらに足元では新型コロナウイルス感染症という極めて不確実性の高い要素が発生していることから、それらを引当により適切に反映していくことが課題であると認識しています。

このため当行は地域金融機関として適切かつ積極的な金融支援を行うなどの金融仲介機能を発揮するため、将来の信用リスクを貸倒引当金により適切に反映させ、財務の健全性を更に確保することが必要であると判断

し、貸倒引当金に関する見積りの変更を行っております。

具体的には要管理先債権以外の要注意先債権のうち、債務者の条件変更の有無、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に基づいてグルーピングされた異なる信用リスクを有する要注意先債権については、要管理先債権及び破綻懸念先債権に準じて、従来の１年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求める方法から、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求める方法に変更しました。

この見積りの変更により、当事業年度末の貸倒引当金繰入額及び貸倒引当金は412百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は同額減少しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

１．関係会社の出資金総額 168 百万円

２．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,224 百万円
危険債権額	17,126 百万円
要管理債権額	623 百万円
三月以上延滞債権額	－
貸出条件緩和債権額	623 百万円
小計額	18,975 百万円
正常債権額	403,303 百万円
合計額	422,278 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

（表示方法の変更）

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020 年１月 24 日 内閣府令第３号）が 2022 年３月 31 日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

３．手形割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,765 百万円であります。

４．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	34,941百万円
	貸出金	6,240百万円
担保資産に対応する債務	預金	640百万円
	借用金	30,000百万円

上記のほか、内国為替決済、公金収納等の取引の担保として、預け金59百万円、中央清算機関差入証拠金5,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金7百万円が含まれております。

５．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、30,049 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 30,049 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

６．土地の再評価に関する法律（1998 年３月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　1998年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額1,952百万円

７．有形固定資産の減価償却累計額 5,634 百万円

８．有形固定資産の圧縮記帳額 520 百万円

９．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は 3,919 百万円であります。

１０．取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 0 百万円

１１．　銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第４項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金（又は資本準備金）の計上額は、83 百万円であります。

第104期（2021年４月１日から 2022年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**9,645**
資金運用収益	**8,055**	
貸出金利息	7,401	
有価証券利息配当金	536	
コールローン利息	0	
預け金利息	116	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**1,167**	
受入為替手数料	398	
その他の役務収益	768	
その他業務収益	**38**	
外国為替売買益	1	
国債等債券売却益	36	
その他経常収益	**385**	
貸倒引当金戻入益	186	
償却債権取立益	60	
株式等売却益	34	
その他の経常収益	103	
経常費用		**8,686**
資金調達費用	**76**	
預金利息	75	
譲渡性預金利息	1	
コールマネー利息	0	
借用金利息	0	
役務取引等費用	**1,177**	
支払為替手数料	77	
その他の役務費用	1,100	
その他業務費用	**89**	
国債等債券売却損	35	
その他の業務費用	54	
営業経費	**6,564**	
その他経常費用	**777**	
貸出金償却	623	
株式等売却損	47	
株式等償却	66	
その他の経常費用	40	
経常利益		**959**

※ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（損益計算書関係）

１．「その他の経常費用」には、貸出金償却 623 百万円、株式等償却 66 百万円及び株式等売却損 47 百万円を含んでおります。

２．減損損失

当行は以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失		
				うち土地	うち建物
大分県内	営業用不動産１カ所	土地、建物	35百万円	30百万円	4百万円
大分県内	遊休不動産１カ所	土地、建物	11百万円	8百万円	3百万円
大分県外	営業用不動産１カ所	土地	52百万円	52百万円	－百万円

上記の資産は、売却等の方針の決定、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当行は、グルーピングの単位を営業店単位としております。ただし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングをしております。また、本部等銀行全体に関連する資産については共用資産としております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

単体自己資本比率（国内基準）　（2022年3月31日現在）

	信用リスク・アセット算出手法		標準的手法	

（単位：百万円）

項　　目	コード	当期末	当期末 経過措置による不算入額	前期末	前期末 経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目					
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額		30,411		29,940	
うち、資本金及び資本剰余金の額		22,844		22,844	
うち、利益剰余金の額		8,078		7,605	
うち、自己株式の額（△）		91		91	
うち、社外流出予定額（△）		419		418	
うち、上記以外に該当するものの額		—		—	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額		—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		2,472		1,686	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		2,472		1,686	
うち、適格引当金コア資本算入額		—		—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		138		216	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）		33,023		31,843	
コア資本に係る調整項目					
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		528		639	
うち、のれんに係るものの額		—		—	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		528		639	

繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		83		40	
適格引当金不足額		—		—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—		—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—		—	
前払年金費用の額		437		414	
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		—		—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—		50	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額		—		—	
特定項目に係る10%基準超過額		—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—		—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—		—	
特定項目に係る15%基準超過額		—		—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額		—		—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—		—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		—		—	
コア資本に係る調整項目の額（ロ）		1,049		1,145	
自己資本					
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	０１０	31,974		30,698	
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額		340,976		335,812	
資産（オン・バランス）項目		340,350		334,665	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額		—		—	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額		—		—	
うち、上記以外に該当するものの額		—		—	
オフ・バランス項目		625		1,129	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額		0		17	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額		—		—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		—		—	

オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		16,699		16,511	
信用リスク・アセット調整額		—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額		—		—	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	０２０	357,675		352,323	
自己資本比率					
自己資本比率（（ハ）／（ニ））		8.93		8.71	

第 104 期 (2021年４月１日から 2022年３月31日まで) 株主資本変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計						
当期首残高	12,495	10,349	10,349	956	6,649	7,605	△ 91	30,359	477	1,061	1,539	31,898
当期変動額												
剰余金の配当				83	△ 501	△ 418		△ 418				△ 418
当期純利益					848	848		848				848
自己株式の取得							△ 0	△ 0				△ 0
土地再評価差額金の取崩					42	42		42				42
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									△ 317	△ 42	△ 359	△ 359
当期変動額合計	—	—	—	83	389	472	△ 0	472	△ 317	△ 42	△ 359	113
当期末残高	12,495	10,349	10,349	1,040	7,038	8,078	△ 91	30,831	160	1,019	1,179	32,011

※ 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

（株主資本等変動計算書関係）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	5,944	－	－	5,944	
Ｂ種優先株式	3,000	－	－	3,000	
Ｄ種優先株式	1,600	－	－	1,600	
Ｅ種優先株式	799	－	－	799	
合計	11,344	－	－	11,344	
自己株式					
普通株式	47	0	－	47	(注)
合計	47	0	－	47	

（注）普通株式の自己株式数の増加０千株は、単元未満株式の買取によるものです。

２．配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年６月29日定時株主総会	普通株式	58百万円	10円	2021年３月31日	2021年６月30日
	Ｂ種優先株式	24百万円	8円	2021年３月31日	2021年６月30日
	Ｄ種優先株式	175百万円	109円60銭	2021年３月31日	2021年６月30日
	Ｅ種優先株式	159百万円	200円	2021年３月31日	2021年６月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	１株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年６月29日定時株主総会	普通株式	58百万円	その他利益剰余金	10円	2022年３月31日	2022年６月30日
	Ｂ種優先株式	24百万円	その他利益剰余金	8円	2022年３月31日	2022年６月30日
	Ｄ種優先株式	176百万円	その他利益剰余金	110円60銭	2022年３月31日	2022年６月30日
	Ｅ種優先株式	159百万円	その他利益剰余金	200円	2022年３月31日	2022年６月30日

（注）2022年６月29日開催の定時株主総会の議案として、配当に関する事項を上記のとおり提案しております。

計表ID	FN001	Ver.202103
基準日(西暦年/月)	2022	5
金融機関コード	0590	
金融機関名	豊和銀行	
担当部署	総合企画部	

別紙様式1-1の1

末 残 日 計 表 （銀行勘定、国内店）

（令和4年5月末現在）

（単位：百万円）

借方 科目	コード	金額	貸方 科目	コード	金額
現金預け金	16058014	111,210	預金	16059824	569,410
現金	16058024	8,014	当座預金	16059844	9,222
（うち切手手形）	16058034	(30)	普通預金	16059854	301,572
外国通貨	16058044		貯蓄預金	16109974	899
金	16058054		通知預金	16059864	22
預け金	16058074	103,195	定期預金	16059904	249,970
（うち日銀預け金）	16058094	(100,483)	定期積金	16059944	4,643
（うち譲渡性預け金）	16058104	( )	別段預金	16059874	3,066
コールローン	16058124	5,000	納税準備預金	16059884	12
買現先勘定	16151044		非居住者円預金	16059974	
債券貸借取引支払保証金	16178174		外貨預金	16059984	
買入手形	16058134		（金融機関預金）	16060004	(2,043)
買入金銭債権	16058184		譲渡性預金	16060054	16,251
商品有価証券	16058224		コールマネー	16060064	
商品国債	16058234		売現先勘定	16151074	
商品地方債	16058244		債券貸借取引受入担保金	16178194	
商品政府保証債	16058254		売渡手形	16060074	
その他の商品有価証券	16140994		コマーシャル・ペーパー	16141004	
金銭の信託	16058114		借用金	16060094	30,000
有価証券	16058264	111,158	再割引手形	16060104	
国債	16058274	12,029	（うち日銀再割引手形）	16060114	( )
（うち手元現在高）	16058284	(8,009)	借入金	16060124	30,000
地方債	16058294	43,079	（うち日銀借入金）	16060134	(30,000)
短期社債	16178184		当座借越	16060144	
社債	16058304	36,184	外国為替	16060164	
（公社公団債）	16058314	( )	外国他店預り	16060174	
（金融債）	16058324	(2,999)	外国他店借	16060184	
（事業債）	16058334	(33,184)	売渡外国為替	16060194	
株式	16058344	4,289	未払外国為替	16060204	
外国証券	16058354	9,199	短期社債	16178204	
その他の証券	16058404	6,374	社債	16139294	
貸出金	16058444	416,409	新株予約権付社債	16060024	
割引手形	16058494	1,581	信託勘定借	16060214	
（うち商業手形）	16058504	(1,581)	その他負債	16060224	3,052
貸付金	16058514	414,828	未決済為替借	16060234	
（手形貸付）	16058534	(23,435)	未払法人税等	16060304	
（証書貸付）	16058554	(366,711)	未払費用	16060314	0
（当座貸越）	16058564	(24,681)	前受収益	16060324	
外国為替	16058574	88	従業員預り金	16060334	
外国他店預け	16058584	88	給付補填備金	16060344	0
外国他店貸	16058594		先物取引受入証拠金	16097964	
買入外国為替	16058604		先物取引差金勘定	16097974	
取立外国為替	16058614		借入商品債券	16097984	
その他資産	16058624	5,292	借入有価証券	16060354	
未決済為替貸	16058634		売付商品債券	16109854	
前払費用	16058644		売付債券	16109864	
未収収益	16058654		金融派生商品	16151084	
先物取引差入証拠金	16097924		金融商品等受入担保金	16321864	
先物取引差金勘定	16097934		リース債務	16312794	61
保管有価証券等	16097944		資産除去債務	16318594	175
金融派生商品	16151054		代理店借	16060364	
金融商品等差入担保金	16321854		未払配当金	16060384	10
社債発行費	16149934		未払送金為替	16060244	0
リース投資資産	16321724		預金利子税等預り金	16060394	16
代理店貸	16058724		仮受金	16060404	2,766
仮払金	16058714	183	その他の負債	16060414	20
その他の資産	16058734	5,109	本支店未達	16060254	
本支店未達	16058674		賞与引当金	16162594	
有形固定資産	16192024	6,459	役員賞与引当金	16188634	
建物	16192034	1,348	退職給付引当金	16060524	
土地	16192044	4,582	役員退職慰労引当金	16311584	
リース資産	16312774	61	その他の引当金	16060534	9
建設仮勘定	16058834		特別法上の引当金	16060544	
その他の有形固定資産	16192054	467	繰延税金負債	16146184	
無形固定資産	16192064	542	再評価に係る繰延税金負債	16147214	523
ソフトウェア	16192074	526	支払承諾	16060574	358
のれん	16192084		純資産	16060594	31,851
リース資産	16312784		資本金	16060604	12,495
その他の無形固定資産	16192094	15	新株式申込証拠金	16192114	
前払年金費用	16327664	629	資本剰余金	16178214	10,349
繰延税金資産	16146174	787	資本準備金	16060634	10,349
再評価に係る繰延税金資産	16147204		その他資本剰余金	16165514	
支払承諾見返	16058884	358	利益剰余金	16178254	8,078
貸倒引当金	16060504	△ 5,336	利益準備金	16060644	1,040
投資損失引当金	16149944		その他利益剰余金	16192124	7,038
			積立金	16060664	
			繰越利益剰余金	16192134	7,038
			自己株式	16162604	△ 91
			自己株式申込証拠金	16192144	
			その他有価証券評価差額金	16151104	
			繰延ヘッジ損益	16192154	
			土地再評価差額金	16147224	1,019
			株式引受権	16356764	
			新株予約権	16192164	
			期中損益	16060744	1,140
合計	16058894	652,599	合計	16060754	652,599

コールローン(外貨建分を除く)のうち無担保分			コールマネー(外貨建分を除く)のうち無担保分		
コールローンのうち外貨建分			コールマネーのうち外貨建分		
割引手形のうち手形割引市場関係分			再割引手形のうち手形割引市場関係分		
貸付金のうち金融機関貸付金	16065974	500	借入金のうち金融機関借入金	16066004	
貸付金のうち現地貸付			定期預金のうち円デポ取引		

計表ID	FN003	Ver.202103
基準日(西暦年/月)	2022	5
金融機関コード	0590	
金融機関名	豊和銀行	
担当部署	総合企画部	

別紙様式1-2の1

月 中 平 残 日 計 表 (銀行勘定、国内店)

(令和4年5月中平残)

(単位:百万円)

借方 科目	コード	金額	貸方 科目	コード	金額
現金預け金	16058934	105,299	預金	16060764	568,383
現金	16058944	8,568	当座預金	16060794	8,607
(うち切手手形)	16058954	(40)	普通預金	16060804	303,205
外国通貨	16058964		貯蓄預金	16109984	902
金	16058974		通知預金	16060814	23
預け金	16058994	96,730	定期預金	16060854	248,804
(うち日銀預け金)	16059014	(94,120)	定期積金	16060894	4,704
(うち譲渡性預け金)	16059024	( )	別段預金	16060824	2,122
コールローン	16059044	5,161	納税準備預金	16060834	12
買現先勘定	16151114		非居住者円預金	16060924	
債券貸借取引支払保証金	16178264		外貨預金	16060934	
買入金手形	16059054		(金融機関預金)	16060954	(1,003)
買入金銭債権	16059104		譲渡性預金	16061004	16,287
商品有価証券	16059144		コールマネー	16061014	
商品国債	16059154		売現先勘定	16151144	
商品地方債	16059164		債券貸借取引受入担保金	16178284	
商品政府保証債	16059174		売渡手形	16061024	
その他の商品有価証券	16141014		コマーシャル・ペーパー	16141024	
金銭の信託	16059034		借用金	16061044	30,000
有価証券	16059184	116,207	再割引手形	16061054	
国債	16059194	12,029	(うち日銀再割引手形)	16061064	( )
地方債	16059214	43,079	借入金	16061074	30,000
短期社債	16178274	4,644	(うち日銀借入金)	16061084	(30,000)
社債	16059224	36,597	当座借越	16061094	
(公社公団債)	16059234	( )	外国為替	16061114	0
(金融債)	16059244	(2,999)	外国他店預り	16061124	
(事業債)	16059254	(33,597)	外国他店借	16061134	
株式	16059264	4,289	売渡外国為替	16061144	
外国証券	16059274	9,199	未払外国為替	16061154	0
その他の証券	16059324	6,366	短期社債	16178294	
貸出金	16059364	415,151	社債	16139314	
割引手形	16059414	1,652	新株予約権付社債	16060974	
(うち商業手形)	16059424	(1,652)	信託勘定借	16061164	
貸付金	16059434	413,499	その他負債	16061174	2,156
(手形貸付)	16059454	(22,912)	未決済為替借	16061184	
(証書貸付)	16059474	(366,172)	未払法人税等	16061254	
(当座貸越)	16059484	(24,413)	未払費用	16061264	0
外国為替	16059494	88	前受収益	16061274	
外国他店預け	16059504	88	従業員預り金	16061284	
外国他店貸	16059514		給付補填備金	16061294	0
買入外国為替	16059524		先物取引受入証拠金	16098064	
取立外国為替	16059534		先物取引差金勘定	16098074	
その他資産	16059544	5,364	借入商品債券	16098084	
未決済為替貸	16059554		借入有価証券	16061304	
前払費用	16059564		売付商品債券	16109874	
未収収益	16059574		売付債券	16109884	
先物取引差入証拠金	16098024		金融派生商品	16151154	
先物取引差金勘定	16098034		金融商品等受入担保金	16321884	
保管有価証券等	16098044		リース債務	16312824	62
金融派生商品	16151124		資産除去債務	16318624	175
金融商品等差入担保金	16321874		代理店借	16061314	
社債発行費	16150374		未払配当金	16061334	10
リース投資資産	16321734		未払送金為替	16061194	0
代理店貸	16059634		預金利子税等預り金	16061344	9
仮払金	16059624	255	仮受金	16061354	1,117
その他の資産	16059644	5,109	その他の負債	16061364	780
本支店未達	16084614		本支店未達	16061204	
有形固定資産	16192174	6,458	賞与引当金	16162614	
建物	16192184	1,348	役員賞与引当金	16188664	
土地	16192194	4,582	退職給付引当金	16061474	
リース資産	16312804	61	役員退職慰労引当金	16311594	
建設仮勘定	16059744		その他の引当金	16061484	9
その他の有形固定資産	16192204	466	特別法上の引当金	16061494	
無形固定資産	16192214	541	繰延税金負債	16146204	
ソフトウェア	16192224	526	再評価に係る繰延税金負債	16147244	523
のれん	16192234		支払承諾	16061524	370
リース資産	16312814		純資産	16061544	31,928
その他の無形固定資産	16192244	15	資本金	16061554	12,495
前払年金費用	16327674	629	新株式申込証拠金	16192264	
繰延税金資産	16146194	748	資本剰余金	16178304	10,349
再評価に係る繰延税金資産	16147234		資本準備金	16061584	10,349
支払承諾見返	16059794	370	その他資本剰余金	16165524	
貸倒引当金	16061454	△ 5,221	利益剰余金	16178344	8,155
投資損失引当金	16150384		利益準備金	16061594	1,040
			その他利益剰余金	16192274	7,115
			積立金	16061614	
			繰越利益剰余金	16192284	7,115
			自己株式	16162624	△ 91
			自己株式申込証拠金	16192294	
			その他有価証券評価差額金	16151174	
			繰延ヘッジ損益	16192304	
			土地再評価差額金	16147254	1,019
			株式引受権	16356784	
			新株予約権	16192314	
			期中損益	16061694	1,139
合計	16059804	650,799	合計	16061704	650,799
貸付金のうち金融機関貸付金	16066084	500	定期預金のうち円デポ取引		

有価証券報告書

事業年度　　自　2021年４月１日
（第104期）　　至　2022年３月31日

株式会社豊和銀行

有 価 証 券 報 告 書

１　本書は金融商品取引法第24条第１項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。

２　本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目　　次

頁

第104期 有価証券報告書
【表紙】 …… 1
第一部 【企業情報】 …… 2
第１ 【企業の概況】 …… 2
１ 【主要な経営指標等の推移】 …… 2
２ 【沿革】 …… 4
３ 【事業の内容】 …… 5
４ 【関係会社の状況】 …… 5
５ 【従業員の状況】 …… 5
第２ 【事業の状況】 …… 6
１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 …… 6
２ 【事業等のリスク】 …… 8
３ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …… 11
４ 【経営上の重要な契約等】 …… 20
５ 【研究開発活動】 …… 20
第３ 【設備の状況】 …… 21
１ 【設備投資等の概要】 …… 21
２ 【主要な設備の状況】 …… 21
３ 【設備の新設、除却等の計画】 …… 21
第４ 【提出会社の状況】 …… 22
１ 【株式等の状況】 …… 22
２ 【自己株式の取得等の状況】 …… 39
３ 【配当政策】 …… 40
４ 【コーポレート・ガバナンスの状況等】 …… 41
第５ 【経理の状況】 …… 57
１ 【財務諸表等】 …… 58
第６ 【提出会社の株式事務の概要】 …… 99
第７ 【提出会社の参考情報】 …… 100
１ 【提出会社の親会社等の情報】 …… 100
２ 【その他の参考情報】 …… 100
第二部【提出会社の保証会社等の情報】 …… 101

監査報告書

確認書

内部統制報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年６月29日
【事業年度】	第104期(自　2021年４月１日　至　2022年３月31日)
【会社名】	株式会社豊和銀行
【英訳名】	THE HOWA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　　権藤　淳
【本店の所在の場所】	大分市王子中町４番10号
【電話番号】	097(534)2611(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長　　浜野　法生
【最寄りの連絡場所】	大分市王子中町４番10号
【電話番号】	097(534)2611(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長　　浜野　法生
【縦覧に供する場所】	株式会社豊和銀行　福岡支店 （福岡市博多区博多駅南２丁目１番９号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神２丁目14番２号）

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

当行の当事業年度の前４事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第100期	第101期	第102期	第103期	第104期
決算年月		2018年３月	2019年３月	2020年３月	2021年３月	2022年３月
経常収益	百万円	9,836	9,677	9,539	9,980	9,645
経常利益	百万円	992	1,120	248	803	959
当期純利益	百万円	656	1,135	309	995	848
持分法を適用した場合の投資利益	百万円	－	－	－	－	－
資本金	百万円	12,495	12,495	12,495	12,495	12,495
発行済株式総数 普通株式 優先株式	千株	 59,444 26,997	 5,944 5,399	 5,944 5,399	 5,944 5,399	 5,944 5,399
純資産	百万円	30,740	31,114	30,229	31,898	32,011
総資産	百万円	581,045	578,517	578,446	633,648	642,931
預金残高	百万円	516,689	510,885	512,998	552,279	562,414
貸出金残高	百万円	407,883	410,859	401,139	414,654	417,743
有価証券残高	百万円	103,302	99,864	100,265	104,475	110,161
１株当たり純資産額	円	575.94	637.44	487.44	770.17	789.13
１株当たり配当額 普通株式 （内１株当たり中間配当額） Ｂ種優先株式 （内１株当たり中間配当額） Ｄ種優先株式 （内１株当たり中間配当額） Ｅ種優先株式 （内１株当たり中間配当額）	円 (円)	 1.00 (－) 8.00 (－) 10.78 (－) 18.576 (－)	 10.00 (－) 8.00 (－) 108.60 (－) 200.00 (－)	 10.00 (－) 8.00 (－) 108.60 (－) 200.00 (－)	 10.00 (－) 8.00 (－) 109.60 (－) 200.00 (－)	 10.00 (－) 8.00 (－) 110.60 (－) 200.00 (－)
１株当たり当期純利益 （△は１株当たり当期純損失）	円	52.70	131.81	△8.12	107.94	82.73
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	円	15.54	26.76	－	21.37	18.89
自己資本比率	%	5.29	5.37	5.22	5.03	4.97
自己資本利益率	%	2.22	3.67	1.00	3.20	2.65
株価収益率	倍	15.18	5.13	－	5.92	6.96
配当性向	%	18.97	7.58	－	9.26	12.08
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	9,698	△7,267	6,892	38,439	13,197
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,909	3,256	△1,988	△3,424	△6,691
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,408	△469	△474	△472	△464
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	63,136	58,656	63,086	97,629	103,670
従業員数 （外、平均臨時従業員数）	人	497 (95)	516 (88)	512 (87)	512 (89)	520 (84)
株主総利回り （比較指標：配当込みTOPIX）	%	105.19 (115.86)	90.51 (110.02)	77.66 (99.57)	88.31 (141.52)	81.29 (144.33)
最高株価	円	83	775 (84)	726	673	722
最低株価	円	72	650 (67)	437	502	550

（注）１．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。

２．2018年10月１日付で普通株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式について、10株を１株とする株式併合を実施いたしました。１株当たり純資産額、１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益は、2017年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

３．自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末株式引受権－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
４．第102期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益、株価収益率及び配当性向につきましては、１株当たり当期純利益がマイナスのため記載しておりません。
５．最高・最低株価は、福岡証券取引所におけるものであります。なお、第101期については、2018年10月１日を効力発生日とする株式併合を実施したため、併合後の最高株価、最低株価を記載した上で、各々の下に(　)内の数値として株式併合前の最高株価、最低株価を記載しています。
６．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第104期の期首から適用しており、第104期に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

２　【沿革】

1949年12月22日　大豊殖産無尽株式会社として設立
1953年１月26日　相互銀行法の施行に伴い、株式会社豊和相互銀行に商号変更
1953年９月16日　本店を大分市大字大分555番地に移転
1963年７月１日　日本銀行と当座預金取引を開始
1974年２月12日　本店を大分市王子中町４番10号の現在地に移転
1977年10月17日　第１次オンラインサービス開始
1983年４月９日　国債窓口販売業務の開始
1983年８月１日　豊銀ビジネスサービス株式会社の設立(ほうわビジネスサービス株式会社へ社名変更)
1984年11月５日　第２次オンラインサービス開始
1988年６月１日　公社債のフルディーリング業務の開始
1988年10月１日　外国為替業務の開始
1989年２月１日　金融機関の合併及び転換に関する法律により、株式会社豊和銀行に商号変更
1989年９月11日　株式会社ほうわバンクカードの設立
1990年12月12日　福岡証券取引所へ株式を新規上場
1994年４月27日　担保附社債信託法に基づく受託業務開始
1995年５月８日　第３次オンラインサービス開始
1999年７月１日　投資信託の窓口販売開始
2001年２月26日　インターネット・モバイルバンキングの開始
2001年４月１日　損害保険の窓口販売開始
2002年10月１日　生命保険の窓口販売開始
2006年３月31日　ほうわビジネスサービス株式会社解散
2006年８月28日　第三者割当方式によるＡ種優先株式60億円及びＢ種優先株式30億円発行
2006年12月18日　第三者割当方式によるＣ種優先株式90億円発行
2007年７月23日　株式会社セブン銀行とのＡＴＭ利用提携開始
2010年４月12日　会員制サービス「ほうわサンクスサービス」取扱開始
2012年４月２日　株式会社ローソン・ＡＴＭ・ネットワークスとのＡＴＭ利用提携開始
2012年７月１日　「ほうわＴＫＣローン」取扱開始
2013年２月18日　ほうわでんさいネットサービス開始
2013年４月30日　株式会社ほうわバンクカード解散
2013年７月20日　ほうわホルトホールプラザ開設
2014年３月３日　「ほうわビタミンローン」取扱開始
2014年３月31日　Ｃ種優先株式90億円を取得・消却するとともに、第三者割当方式によるＤ種優先株式160億円発行
2014年４月１日　「ほうわ経営改善応援ファンド」創設
2014年12月１日　「なんでん　ＪＱ　ＳＵＧＯＣＡ」取扱開始
2015年４月24日　地方創生推進室の設置
2016年６月29日　お客さま支援部の設置
2017年４月27日　第三者割当方式によるＥ種優先株式7,997百万円発行及びＡ種優先株式60億円取得
2017年７月31日　Ａ種優先株式60億円消却
2019年１月４日　勘定系システム「ＢｅＳＴＡｃｌｏｕｄ」稼働開始

3 【事業の内容】

当行は、銀行業務を中心に、証券業務、投資信託・保険商品の窓口販売業務等の金融サービスに係る事業を行っており、当行の事業の区分は銀行業の単一セグメントであります。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

当行の従業員数

2022年３月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
520 (84)	37.96	15.14	4,690

(注) １．従業員数は就業人員(当行から行外への出向者を除き、行外から当行への出向者を含む。)であり、嘱託及び臨時従業員139人を含んでおりません。
２．当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
３．臨時従業員数は、(　)内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
４．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
５．当行の従業員組合は豊和銀行従業員組合と称し、組合員数は360人であります。
労使間においては、特記すべき事項はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

以下の記載における将来に関する事項は、当事業年度の末日現在において当行が判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

当行は、以下の「基本方針」等に基づき、地域経済の活性化や地域貢献等に強力に取り組んでまいります。

(経営理念)

・Contribution：貢献

わたくしたち豊和銀行は、地域の発展に貢献します。

・Customers：お客様第一主義

わたくしたち豊和銀行は、常にお客さまに寄り添い、ありがとうと言っていただける銀行を目指します。

・Challenge&Change：挑戦と変革

わたくしたち豊和銀行は、たゆまぬ挑戦と変革により、未来を切り開きます。

(目指す姿)

「地元大分になくてはならない地域銀行」

(基本方針)

「地域への徹底支援による地元経済の活性化」

(2) 目標とする経営指標

2019年９月に公表した「経営強化計画」(対象期間：2019年４月～2022年３月)につきましては、「経営の改善の目標」である「コア業務純益」及び「業務粗利益経費率」に加え、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化及び地域経済の活性化に資するため、「中小規模事業者等向け貸出残高」、「中小規模事業者等向け貸出残高の総資産に対する比率」及び「経営改善支援等取組先数の取引先企業総数に占める比率」を目標に掲げております。

経営強化計画の最終年度である2021年度につきましては、「中小規模事業者等向け貸出残高の総資産に対する比率」除く４項目については、達成の見込みとなっております。

	2019/3期実績(始期)	2019/9期実績	2020/3期実績	2020/9期実績	2021/3期実績	2021/9期実績	2022/3期計画	2022/3期実績(速報)	2022/3期計画比
コア業務純益(百万円)	1,120	469	1,022	608	1,323	689	1,135	1,333	＋198
業務粗利益経費率	68.40%	68.75%	68.49%	66.92%	65.66%	65.55%	68.31%	65.53%	△2.78P
中小規模事業者等向け貸出残高(億円)	2,530	2,511	2,573	2,698	2,792	2,829	2,687	2,885	＋198
中小規模事業者等向け貸出残高の総資産に対する比率	43.73%	43.38%	44.49%	43.84%	44.07%	44.32%	45.61%	44.87%	△0.74P
経営改善支援等取組先数の取引先企業総数に占める比率	9.00%	8.70%	8.41%	8.40%	9.33%	9.37%	9.02%	10.30%	＋1.28P

※「コア業務純益」＝「業務純益」＋「一般貸倒引当金繰入額」－「国債等債券損益」

※「業務粗利益経費率」＝(「経費」－「機械化関連費用」)÷「業務粗利益」

※「中小規模事業者等向け貸出」とは、銀行法施行規則第19条の２第１項第３号ハに規定する別表第一における中小企業等から個人事業者以外の個人等を除いた先に対する貸出をいいます。

※「経営改善支援等取組先」とは、「創業・新事業開拓支援先」「経営相談支援先」「早期事業再生支援先」「担保・保証に過度に依存しない融資促進先」「事業継承支援先」をいいます。

(3) 経営環境

2021年度の国内経済は、2020年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症に翻弄されました。海外との往来はもちろんのこと、国内においても不要不急の外出抑制政策等により、人の動きは激減し、その結果、飲食業、宿泊業、運輸業等の業種は大きな打撃を受けました。

一方、新型コロナウイルス感染症がデルタ株からオミクロン株に置き換わる中、いち早く規制緩和に踏み切った西欧諸国での需要の急回復、カーボンニュートラルに向けた国際的な活動の広がり、ウクライナ危機による世界的な物不足による物価高騰などに加えて、足元では日米の金融政策の違い等に起因する円安が物価高に拍車をかけており、企業業績のみならず、国民生活にも悪影響を及ぼしております。政府による経済対策により企業倒産は低く抑えられているものの、今後、国内経済は一段と厳しい状況に置かれるとともに、不透明感が増していくことは間違いありません。

金融環境につきましては、米国が物価高騰に対処するため、2020年3月から続けてきたゼロ金利政策を解除する一方、日本銀行は引き続きマイナス金利政策を堅持していることからその金利差は拡大し、円安が大きく進んでおります。また、米国の金融政策の転換やウクライナ危機等により、金融マーケットは動揺し、日経平均は一時24,000円台まで下落しました。

そのような中、当行の主要な営業基盤である大分県経済においても、新型コロナウイルス感染症による旅行客の低迷等、引き続き観光業、宿泊業、飲食業等への影響は続いております。加えて、エネルギー資源や原材料等の価格高騰等による企業業績の悪化は全産業に及んできております。政府や大分県等の経済対策支援により、景気の急激な落ち込みは回避されているものの、大分県経済は極めて不透明な状況に陥っております。

(4) 会社の対処すべき課題

私たちを取り巻く経済環境は、感染症との共生が避けられないことから、経済活動の正常化がなかなか進まないことに加え、世界的な需要回復やウクライナ危機を背景とした原材料・エネルギー資源・食料品等の価格が高騰することで、今後、景気が大きく後退する懸念が高まっております。さらに、コロナ禍前からの課題であった過疎化の進展、少子高齢化・人口減少、廃業の増加等はコロナ禍で更にその深刻さを増し、今後、地元中小企業等のお客さまを取り巻く環境はより一層厳しさを増すと予想されます。

このような状況の中、当行は地元中小企業等のお客さまに寄り添い経営改善支援等に全力で取り組むことこそが使命であると考えております。

また、このような活動を真摯に続けていくことで、結果として、当行にも将来にわたる収益性・健全性がもたらされるものと考えております。

具体的には、お客さまの販路開拓・売上向上と業務プロセスの改善をご支援する「Ｖサポート業務」、経営改善計画策定とご融資をセットとした「経営改善応援ファンド」、資金繰りに追われることなく本業に専念していただくためのご融資「資金繰り安定化ファンド」を経営改善支援スキームの３本柱と位置づけ継続的・組織的に全力で取り組んでまいります。

また、より多くのお客さまの経営改善支援に携わるため、お客さまの課題解決に対応できる人材の育成及びＤＸ（デジタル・トランスフォーメーション）をはじめとする業務効率化による生産性の向上にも取り組んでまいります。

当行は引き続き、役職員一丸となって「地元大分になくてはならない銀行」の実現に向けて邁進してまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当事業年度の末日現在において当行が判断したものであります。

(1) 信用リスク

① 地域依存度の特殊性

当行は地域金融機関であり、大分県を主要な営業基盤としております。したがって、地域の経済環境の変化に大きな影響を受けます。地域経済の変動によっては、当行の不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 貸出先の特殊性

当行の貸出先は、中小企業及び個人が主体であることから、内部留保の蓄積が薄く、景気変動の影響を受けやすいため、当行は、ミドルリスク以上のリスクテイクをしている状況にあります。したがって、景気の低迷や雇用環境の悪化が続けば、当行の不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 業種別貸出の状況

当行は、特定業種や特定先等への与信集中を排除したリスクの分散を図っておりますが、当行の業種別の貸出割合は、建設業、不動産業、卸・小売業などの業種が他の業種に比べて高い状況にあります。また、地域には、建設業や不動産業が多く、建設工事の減少や不動産価格の下落により、内容が劣化している企業も少なくありません。企業の再生支援がうまくいかない場合、当行の与信関係費用はさらに増加する可能性があります。

④ 不良債権の状況

当行は、厳格な自己査定に基づき、資産の健全化を進めておりますが、地域経済の順調な回復とお取引先の業況回復ならびにお取引先に対する再生支援策の実現が遅れれば、与信関係費用が増加し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 貸倒引当金の状況

当行では、主に貸出金の貸倒実績率に基づく予想損失額を見込む方法により、貸倒引当金を計上しております。しかしながら、実際の貸倒れが貸倒引当金計上時点における予想を大幅に上回る可能性もあります。この場合、当行は貸倒引当金の積み増しを実施せざるを得なくなります。

(2) 市場リスク

当行では、有価証券などへの投資活動を行っております。したがって、当行の業績及び財政状態は、これらの活動に伴うリスク(金利、株価及び為替の市場変動)にさらされています。たとえば、金利が上昇した場合、保有する債券の価値に悪影響を及ぼします。また、保有している株式の価格が下落した場合には減損または評価損が発生し、当行の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 流動性リスク

当行の業績や財務内容の悪化等が発生した場合、あるいは市場環境が大きく変化した場合に、資金繰りに支障をきたすほか、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされ、当行の業績や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) オペレーショナルリスク

① 事務リスク

当行は、預金・為替・貸出などの銀行業務を行っておりますが、全ての業務に事務リスクが存在すると認識しており、業務の遂行に際し損失が発生する可能性があります。また、役職員による不正確な事務、あるいは不正や過失等による不適切な事務が行われることにより、損失が発生する可能性があります。

② システムリスク

重大なシステム障害が発生した場合、あるいは悪意のある第三者によるコンピュータシステムへの侵入等が発生した場合には、当行の業務運営や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 繰延税金資産に係るリスク

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に則り、繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得に関する予測や仮定に基づいているため、実際の結果がこの予測や仮定とは異なる可能性があります。当行は、繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合には、繰延税金資産を減額することとなります。その結果、業績に悪影響を与え、自己資本比率の低下を招くことになります。

(6) その他のリスク

① 風評リスク

当行や金融業界等に対する風説・風評が、マスコミ報道・市場関係者への情報伝播・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合には、その内容の正確性にかかわらず、当行の業務運営や財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

② コンプライアンスリスク

当行は、業務を遂行する上で様々な法令諸規則の適用を受けており、これらの法令諸規則が遵守されるよう役職員に対するコンプライアンスの徹底に努めていますが、役職員による違法行為等が発生した場合には、各種法令・規則等に基づく処分を受けることとなり、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

③ 重要な訴訟等の発生に係るリスク

当行は、コンプライアンスの徹底に努め業務を行っておりますが、今後の事業活動の過程で必ずしも当行の責はなくとも、当行に対し訴訟等が提起された場合には、当行の評価とともに業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

④ 情報リスク

当行は膨大な顧客情報を保有しており、顧客情報の管理には万全を期しているものの、悪意のある第三者によるコンピュータへの侵入だけでなく、役職員及び委託先の人為的ミス、事故等により顧客情報が外部に漏洩した場合、当行の業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 年金債務に係るリスク

当行の年金資産の時価が下落した場合、年金資産の運用利回りが低下した場合、または予測給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には、損失が発生する可能性があります。また、制度内容の変更により未認識の過去勤務費用が発生する可能性があります。金利環境の変動その他の要因も年金債務及び年金資産に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑥　ビジネス戦略が奏効しないリスク

当行は、収益力強化のため様々なビジネス戦略を実施していますが、これらの戦略が功を奏さないか、当初想定していた結果をもたらさない可能性があります。戦略が奏効しない例としては、既存の貸出について期待通りの利鞘拡大が進まないこと、競争状況や市場環境により手数料収入の増大が期待通りの成果とならないこと、経費削減等の効率化が期待通り進まないこと、リスク管理での想定を超える市場の変動等により有価証券運用が期待通りの成果を挙げられないこと、などがあります。

⑦　規制変更のリスク

当行は、現時点の規制(法律、規則、政策、実務慣行等)に従って業務を遂行しております。このため、将来における規制変更が当行の業務運営や業績及び財務状況に悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧　格付に係るリスク

当行は、格付機関から格付を取得しております。格付水準は、格付機関が当行から提供された情報のほか独自に収集した情報や国内の金融システムに対する評価等も反映して付与され、常時見直しが行われます。仮に当行の格付が引き下げられた場合には、資金調達コストの上昇や必要とする資金を市場から調達できず資金繰りが困難となる可能性があります。

⑨　自然災害等のリスク

地震や風水害等の自然災害、犯罪等により、地域の経済活動が停滞し、又、当行の事業活動に支障が生じ、当行の業績に悪影響が及ぶ可能性があります。また、貸出先が被害を受けたり、不動産価格の低下による担保価値の下落の影響を受けることにより、当行の業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑩　感染症流行のリスク

新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策本部を設置し、業務継続体制を確保するための対策を行っておりますが、当行の行員に感染者が発生した場合は、支店の一時閉鎖等当行の事業活動に支障が生じるほか、経済活動等への影響によっては取引先の業績悪化による信用リスクの上昇等を通じて、当行の業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当行の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年３月31日)等を当事業年度の期首から適用しております。収益認識会計基準等の適用による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

① 財政状態

預金は個人預金を中心に増加し、前年度末比101億34百万円増加の5,624億14百万円となりました。

貸出金は地域の中小企業のお客さまに対する円滑な資金供給に努めた結果、前年度末比30億88百万円増加し、4,177億43百万円となりました。

有価証券は、前年度末比56億85百万円増加の1,101億61百万円となりました。

② 経営成績

経常収益は貸出金利息が増加したものの、貸倒引当金戻入益の減少等により、前年度比３億34百万円減少の96億45百万円となりました。

経常費用は不良債権処理額の減少等により、前年度比４億90百万円減少の86億86百万円となりました。

この結果、経常利益は前年度比１億55百万円増加の９億59百万円となりました。また、当期純利益は法人税等合計の増加等により、前年度比１億47百万円減少の８億48百万円となりました。

③ キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加等により、131億97百万円のプラス(前年度384億39百万円のプラス)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得による支出等により、66億91百万円のマイナス(前年度34億24百万円のマイナス)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払等により、４億64百万円のマイナス(前年度４億72百万円のマイナス)となりました。

この結果、現金及び現金同等物は、前年度末比60億41百万円増加し、1,036億70百万円となりました。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当行の経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当事業年度の末日現在において判断したものであります。

① 経営成績の分析

当行は「地域への徹底支援による地元経済の活性化」という基本方針と３つの取組方針として、

(1) 「地域への徹底支援」

(2) 「お客さまの満足度向上に向けた取組み」

(3) 「経営基盤の強化」

を掲げ、中小企業等のお客さまの成長・発展に向け、円滑な資金供給に努めるとともに、経営改善支援の取組みを徹底し、地域経済の発展に貢献していくことに全力で取り組み、地元のお客さまにとって「地元大分になくてはならない地域銀行」となることを目指しております。

特に、経営改善を必要とされるお客さまに対しては、「Ｖサポート業務」「経営改善応援ファンド」「資金繰り安定化ファンド」を経営改善支援スキームの３本柱として施策の中心に据え、取り組んでおります。

この３つの取組みの2021年度末における実績は以下のとおりであります。

＜販路開拓コンサルティング業務「Ｖサポート」＞（2016.11からの累計）

	2021年度末	前年度末比
契約先数累計（売り手先）	98先	+17先
販路開拓先数累計（買い手先）	1,444先	+438先
契約先への売上貢献額累計	2,209百万円	+974百万円

＜経営改善応援ファンド＞

	2021年度	前年度比
取扱金額（年間）	5,040百万円	△2,641百万円

＜資金繰り安定化ファンド＞

	2021年度	前年度比
取扱金額（年間）	3,354百万円	+477百万円

「第２ 事業の状況 １ 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3)経営環境及び(4)会社の対処すべき課題」に記載の通り、当行は地元中小企業等のお客さまに寄り添い経営改善支援等に全力で取り組むことこそが使命であると考えており、お客さまの販路開拓・売上向上と業務プロセスの改善をご支援する「Ｖサポート業務」、経営改善計画策定とご融資をセットとした「経営改善応援ファンド」、資金繰りに追われることなく本業に専念していただくためのご融資「資金繰り安定化ファンド」を経営改善支援スキームの３本柱と位置づけ継続的・組織的に全力で取り組んでまいります。

また、このような活動を真摯に続けていくことで、結果として、当行にも将来にわたる収益性・健全性がもたらされるものと考えております。

② 財政状態の分析

イ．貸出金残高

貸出金残高は地域の中小企業のお客さまに対する円滑な資金供給に努めた結果、前年度末比30億88百万円増加し、4,177億43百万円となりました。

	前事業年度末（百万円）	当事業年度末（百万円）	増減（百万円）
貸出金残高	414,654	417,743	3,088
うち住宅ローン残高	72,094	69,660	△2,433
うち地方公共団体向け	33,784	31,869	△1,914

ロ．預金及び譲渡性預金残高

預金及び譲渡性預金残高は個人預金を中心に増加し、前年度末比94億96百万円増加の5,758億83百万円となりました。

	前事業年度末（百万円）	当事業年度末（百万円）	増減（百万円）
預金及び譲渡性預金残高	566,387	575,883	9,496
法人預金残高	181,717	183,912	2,194
個人預金残高	384,669	391,971	7,301

ハ．金融再生法開示債権

金融再生法開示債権は前年度末比８億31百万円増加の189億75百万円、金融再生法開示債権比率(不良債権比率)は同0.17ポイント上昇の4.49%となりました。

	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)	増減 (百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,163	1,224	61
危険債権	16,290	17,126	835
要管理債権	689	623	△65
小計　①	18,144	18,975	831
正常債権	401,170	403,303	2,132
総与信　②	419,314	422,278	2,963
金融再生法開示債権比率　①／②	4.32%	4.49%	0.17P

③　資本の財源及び資金の流動性の分析

イ．キャッシュ・フロー

当事業年度におけるキャッシュ・フローの状況につきましては、「第２　事業の状況　３　経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析　(1) 経営成績等の状況の概要　③　キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

ロ．資金運用・資金調達について

銀行業である当行は資金の大部分を預金で調達し、調達した資金を貸出金や有価証券・預け金等で運用し、その調達費用と運用収益との運用差益が当行の重要な利益の源泉となっております。設備資金等に係る資金需要は貸出金等の運用額に比べ僅少であります。

今後とも、収益増強のため、特に貸出金の増加に注力するとともに、着実な預金の増加を目指してまいります。

④　重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当行の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは「第５　経理の状況　注記事項　(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

（参考）

(1) 国内・国際業務部門別収支

（経営成績の説明）

資金運用収益は、貸出金の平均残高及び日銀預け金利息の増加を主因として、前年度比１億54百万円増加しました。資金調達費用は、預金利回りの低下を主因として、前年度比64百万円減少しました。この結果、資金運用収支は前年度比２億18百万円増加しました。役務取引等収益は金融商品等の窓口販売手数料の増加を主因として、前年度比36百万円増加しました。役務取引等費用は、銀行間支払手数料の減少等により前年度比26百万円減少しました。この結果、役務取引等収支は62百万円増加しました。その他業務収支は、証券化住宅ローンの劣後受益権償却等により前年度比40百万円減少しました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前事業年度	7,700	59	7,760
	当事業年度	7,925	53	7,978
うち資金運用収益	前事業年度	7,840	66	6 7,900
	当事業年度	8,001	56	2 8,055
うち資金調達費用	前事業年度	140	6	6 140
	当事業年度	76	2	2 76
役務取引等収支	前事業年度	△74	1	△73
	当事業年度	△10	0	△10
うち役務取引等収益	前事業年度	1,128	2	1,130
	当事業年度	1,166	0	1,167
うち役務取引等費用	前事業年度	1,202	1	1,203
	当事業年度	1,176	0	1,177
その他業務収支	前事業年度	△13	3	△10
	当事業年度	△53	1	△51
うちその他業務収益	前事業年度	37	3	40
	当事業年度	36	1	38
うちその他業務費用	前事業年度	51	－	51
	当事業年度	89	－	89

（注）１．「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

２．「うち資金運用収益」及び「うち資金調達費用」の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用／調達の状況

(経営成績の説明)

資金運用については、貸出金利回りが前年度比0.01ポイント低下した一方で、預け金利回りは前年度比0.17ポイント上昇したことから、資金運用利回りは前年度と同率となりました。

資金調達については、預金利回りが前年度比0.01ポイント低下したことから、資金調達利回りは前年度比0.01ポイント低下しました。

① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	(13,309) 562,591	(6) 7,840	1.39
	当事業年度	(11,063) 571,369	(2) 8,001	1.40
うち貸出金	前事業年度	408,205	7,339	1.79
	当事業年度	414,936	7,401	1.78
うち商品有価証券	前事業年度	0	―	―
	当事業年度	0	―	―
うち有価証券	前事業年度	96,819	447	0.46
	当事業年度	102,780	480	0.46
うちコールローン	前事業年度	1,805	0	―
	当事業年度	1,997	0	0.02
うち預け金	前事業年度	42,450	46	0.11
	当事業年度	40,592	116	0.28
資金調達勘定	前事業年度	577,925	140	0.02
	当事業年度	602,863	76	0.01
うち預金	前事業年度	538,450	133	0.02
	当事業年度	556,455	75	0.01
うち譲渡性預金	前事業年度	19,452	7	0.03
	当事業年度	16,208	1	―
うちコールマネー	前事業年度	49	0	―
	当事業年度	13	0	―
うち借用金	前事業年度	19,843	0	―
	当事業年度	30,099	0	―

(注) 1．平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しております。
2．「国内業務部門」は当行の円建取引であります。
3．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前事業年度33,313百万円、当事業年度47,435百万円)を控除して表示しております。
4．( )内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(うち書き)であります。

② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	13,440	66	0.49
	当事業年度	11,090	56	0.50
うち有価証券	前事業年度	11,569	66	0.57
	当事業年度	9,208	56	0.61
資金調達勘定	前事業年度	(13,309) 13,442	(6) 6	0.04
	当事業年度	(11,063) 11,088	(2) 2	0.02
うち預金	前事業年度	130	0	0.01
	当事業年度	24	0	―

(注) 1．平均残高は、日々の残高の平均に基づいて算出しております。
2．「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。
3．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前事業年度０百万円、当事業年度０百万円)を控除して表示しております。
4．(　)内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(うち書き)であります。

③ 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前事業年度	562,721	7,900	1.40
	当事業年度	571,396	8,055	1.40
うち貸出金	前事業年度	408,205	7,339	1.79
	当事業年度	414,936	7,401	1.78
うち商品有価証券	前事業年度	0	―	―
	当事業年度	0	―	―
うち有価証券	前事業年度	108,389	513	0.47
	当事業年度	111,988	536	0.47
うちコールローン	前事業年度	1,805	0	―
	当事業年度	1,997	0	0.02
うち預け金	前事業年度	42,450	46	0.11
	当事業年度	40,592	116	0.28
資金調達勘定	前事業年度	578,058	140	0.02
	当事業年度	602,888	76	0.01
うち預金	前事業年度	538,580	133	0.02
	当事業年度	556,480	75	0.01
うち譲渡性預金	前事業年度	19,452	7	0.03
	当事業年度	16,208	1	―
うちコールマネー	前事業年度	49	0	―
	当事業年度	13	0	―
うち借用金	前事業年度	19,843	0	―
	当事業年度	30,099	0	―

(注) 1．資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前事業年度33,313百万円、当事業年度47,435百万円)を控除して表示しております。
2．国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

(経営成績の説明)

役務取引等収益は、前年度比36百万円増加しました。役務取引等費用は、前年度比26百万円減少しました。この結果、役務取引等収支は前年度比62百万円増加しました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前事業年度	1,128	2	1,130
	当事業年度	1,166	0	1,167
うち預金・貸出業務	前事業年度	384	―	384
	当事業年度	426	―	426
うち為替業務	前事業年度	434	2	436
	当事業年度	397	0	398
うち証券関連業務	前事業年度	32	―	32
	当事業年度	5	―	5
うち代理業務	前事業年度	75	―	75
	当事業年度	77	―	77
うち保護預り・貸金庫業務	前事業年度	6	―	6
	当事業年度	6	―	6
うち保証業務	前事業年度	10	―	10
	当事業年度	12	―	12
うち保険窓販業務	前事業年度	88	―	88
	当事業年度	86	―	86
うち投信窓販業務	前事業年度	94	―	94
	当事業年度	153	―	153
役務取引等費用	前事業年度	1,202	1	1,203
	当事業年度	1,176	0	1,177
うち為替業務	前事業年度	99	1	101
	当事業年度	76	0	77
うち保証業務	前事業年度	971	―	971
	当事業年度	974	―	974

(注)「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前事業年度	552,176	103	552,279
	当事業年度	562,414	0	562,414
うち流動性預金	前事業年度	278,674	―	278,674
	当事業年度	295,104	―	295,104
うち定期性預金	前事業年度	261,829	―	261,829
	当事業年度	254,102	―	254,102
うちその他	前事業年度	11,672	103	11,775
	当事業年度	13,207	0	13,207
譲渡性預金	前事業年度	14,107	―	14,107
	当事業年度	13,468	―	13,468
総合計	前事業年度	566,283	103	566,387
	当事業年度	575,883	0	575,883

(注) 1. 「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。
2. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
3. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前事業年度		当事業年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	414,654	100.00	417,743	100.00
製造業	20,352	4.91	19,295	4.62
農業、林業	1,262	0.30	1,231	0.29
漁業	148	0.03	114	0.02
鉱業、採石業、砂利採取業	976	0.24	893	0.21
建設業	37,080	8.94	38,971	9.33
電気・ガス・熱供給・水道業	18,340	4.42	15,493	3.71
情報通信業	2,651	0.64	2,035	0.49
運輸業、郵便業	8,432	2.03	8,687	2.08
卸売業、小売業	31,551	7.61	33,149	7.94
金融業、保険業	5,583	1.35	4,497	1.08
不動産業、物品賃貸業	88,308	21.30	95,404	22.84
各種サービス業	83,226	20.07	83,973	20.10
地方公共団体	33,784	8.15	31,869	7.63
その他	82,954	20.01	82,125	19.66
海外及び特別国際金融取引勘定分	―	―	―	―
政府等	―	―	―	―
金融機関	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
合計	414,654	―	417,743	―

(注)「国内」とは、当行であります。

② 外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

○有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前事業年度	5,051	－	5,051
	当事業年度	10,960	－	10,960
地方債	前事業年度	42,136	－	42,136
	当事業年度	42,939	－	42,939
社債	前事業年度	36,363	－	36,363
	当事業年度	35,992	－	35,992
株式	前事業年度	4,621	－	4,621
	当事業年度	4,855	－	4,855
その他の証券	前事業年度	6,340	9,961	16,301
	当事業年度	6,241	9,171	15,413
合計	前事業年度	94,513	9,961	104,475
	当事業年度	100,989	9,171	110,161

(注) 1．「国内業務部門」は当行の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。
2．「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(7) 自己資本比率の状況

自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2021年３月31日	2022年３月31日
１．自己資本比率(２／３)	8.71	8.93
２．単体における自己資本の額	306	319
３．リスク・アセットの額	3,523	3,576
４．単体総所要自己資本額	140	143

(8) 資産の査定

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第６条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２．危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

３．要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

４．正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2021年３月31日	2022年３月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	12	12
危険債権	163	171
要管理債権	7	6
正常債権	4,012	4,033

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第３ 【設備の状況】

１ 【設備投資等の概要】

当行は、金融業界における競争が業態を超えて激化するなか、地域金融機関として、営業基盤の拡充ならびに中小企業・個人への特化を進めるとともに、店舗の効率的配置と業務の合理化・省力化に重点を置いた設備投資を行っております。

セグメントごとの設備については、次のとおりであります。なお、当行は銀行業の単一セグメントであります。

当行は、店舗の新築移転及び事務機器等の新設・更新により総額439百万円の設備投資を実施しております。

２ 【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

2022年３月31日現在

店舗名 その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	土地		建物	動産	リース資産	ソフトウェア	合計	従業員数（人）
				面積（㎡）	帳簿価額（百万円）	帳簿価額（百万円）	帳簿価額（百万円）	帳簿価額（百万円）	帳簿価額（百万円）	帳簿価額（百万円）	
本店 他77ヶ店	大分県内	銀行業	店舗	40,873 (5,449)	4,293	1,301	318	58	528	6,500	495
福岡支店 他２ヶ店	福岡県内	銀行業	店舗	1,448 (10)	286	17	7	2	－	314	18
熊本支店	熊本県内	銀行業	店舗	－	－	15	15	0	－	31	7
杵築社宅 他１ヶ所	大分県内	銀行業	社宅・厚生施設等	2,329	1	13	－	－	－	15	－
その他	大分県内 熊本県内	銀行業	その他	790	119	1	－	－	－	121	－

（注）１．当行の主要な設備の大宗は、店舗であります。
２．土地の面積欄の（　）内は、借地の面積（うち書き）であり、その年間賃借料は建物も含め108百万円であります。
３．動産は、事務機器242百万円、その他98百万円であります。
４．当行の店舗外現金自動設備40か所は、上記に含めて記載しております。
５．ソフトウェアには、ソフトウェア仮勘定も含めております。
６．土地及び建物の帳簿価額には、その他の有形固定資産に含まれている遊休資産の帳簿価額を含んでおります。

３ 【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

該当ありません。

(2) 重要な設備の除却等

会社名	店舗名その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	期末帳簿価額（百万円）	売却の予定時期
当行	旧熊本支店	熊本県熊本市中央区	銀行業	旧店舗	111	2022年12月

第４ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,000,000
Ｂ種優先株式	3,000,000
Ｄ種優先株式	1,600,000
Ｅ種優先株式	800,000
計	34,700,000

(注)「計」欄には定款で定める発行可能株式総数を記載しており、発行可能種類株式総数の合計とは一致しておりません。

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年３月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年６月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,944,490	5,944,490	福岡証券取引所	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式 (注)３～５、９
Ｂ種優先株式	3,000,000	3,000,000	非上場	(注)３～６
Ｄ種優先株式 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)	1,600,000	1,600,000	非上場	(注)１～５、７
Ｅ種優先株式	799,700	799,700	非上場	(注)３～５、８
計	11,344,190	11,344,190	－	－

(注) １．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質は以下のとおりであります。

(1) Ｄ種優先株式には、当行の普通株式を対価とする取得請求権が付与される。Ｄ種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、一定の期間における普通株式の株価を基準として決定され、又は修正されることがあり、普通株式の株価の下落により、当該取得請求権の対価として交付される普通株式の数は増加する場合がある。

(2) Ｄ種優先株式の取得請求権の対価として交付される普通株式の数は、取得の請求がなされたＤ種優先株式に係る払込金額の総額を、下記の取得価額で除して算出される。また、取得価額は、原則として、取得請求期間において、下記の通り毎月１回の頻度で修正される。
取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額とする。
取得請求期間において、毎月第３金曜日の翌日以降、取得価額は、当該第３金曜日までの直近の５連続取引日の毎日の終値の平均値に相当する金額に修正される。

(3) 上記の取得価額は、904円を下限とする。

(4) Ｄ種優先株式には、当行が、2024年３月31日以降、一定の条件を満たす場合に、当行の取締役会が別に定める日の到来をもって、法令上可能な範囲で、金銭を対価としてＤ種優先株式の全部又は一部を取得することができる取得条項が付されている。

２．行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
所有者との間の取決めはありません。

(2) 当行の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容
所有者との間の取決めはありません。

３．単元株式数は100株であります。
４．Ｅ種優先株式は会社法第322条第２項に規定する定款の定めをしております。普通株式、Ｂ種優先株式及びＤ種優先株式は会社法第322条第２項に規定する定款の定めをしておりません。
５．Ｂ種優先株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式は、普通株式に比べ配当を優先していることから、議決権において普通株式とは異なる定款の定めをしております。
６．Ｂ種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) Ｂ種優先配当金

当行は、定款第38条に定める期末の剰余金の配当を行うときは、Ｂ種優先株式を有する株主(以下「Ｂ種優先株主」という。)又はＢ種優先株式の登録株式質権者(以下「Ｂ種優先登録株式質権者」という。)に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式１株につきＢ種優先株式の払込金額の0.80％(2007年３月31日を基準日とする期末の剰余金の配当の場合は、年率0.80％に基づき払込の日から2007年３月31日までの間の日数(初日と最終日を含む。)につき１年を365日とする日割計算により算出される割合とし、％未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を切り捨てるものとする。)に相当する額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を以下「Ｂ種優先配当金」という。)を行う。ただし、当該事業年度において下記(４)に定めるＢ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がＢ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対しては、Ｂ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) Ｂ種優先中間配当金

当行は、定款第39条に定める中間配当を行うときは、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対して、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式１株につきＢ種優先配当金の２分の１に相当する額(2006年９月30日を基準日とする中間配当の場合は、円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を切り捨てるものとする。)の金銭(以下「Ｂ種優先中間配当金」という。)を支払う。

(5) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ｂ種優先株式１株につき1,000円の金銭を支払う。Ｂ種優先株主又はＢ種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(6) 議決権

Ｂ種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。

(7) 株式の併合又は分割等

法令に別段の定めがある場合を除き、Ｂ種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。Ｂ種優先株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

(8) 取得請求権

① 取得請求権

Ｂ種優先株主は、下記②に定めるＢ種優先株式の取得を請求することができる期間(以下「Ｂ種取得請求期間」という。)中、当行がＢ種優先株式を取得するのと引換えに下記③及び④に定める算出方法により算出される数の当行の普通株式を交付することを請求することができる。

② Ｂ種取得請求期間

2009年７月１日から2029年９月30日までとする。

③ 取得と引換えに交付すべき普通株式数

Ｂ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

取得と引換えに交付すべき普通株式数
＝Ｂ種優先株主が取得を請求したＢ種優先株式の払込金額の総額÷Ｂ種取得価額

取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たっては、１株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、会社法第167条第３項に定める金銭の交付は行わないものとする。

④　当初Ｂ種取得価額

当初Ｂ種取得価額は、2009年６月30日（以下「Ｂ種取得価額決定日」という。）における普通株式の時価又は普通株式１株当たり純資産額のいずれか低い金額とする。ただし、当初Ｂ種取得価額が35円（ただし、下記⑤の調整を受ける。）（以下「下限当初Ｂ種取得価額」という。）を下回る場合は、当初Ｂ種取得価額は下限当初Ｂ種取得価額とする。

普通株式の時価とは、Ｂ種取得価額決定日に先立つ20取引日目に始まる15取引日の福岡証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）をいい、平均値の計算は円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。なお、上記15取引日の間に、下記⑤に定めるＢ種取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は下記⑤に準じて調整される。また、普通株式１株当たり純資産額とは、次の算式により算出される額をいい、普通株式１株当たり純資産額の計算は円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

普通株式１株当たり純資産額＝（Ａ－Ｂ）÷（Ｃ－Ｄ）

上記の算式におけるＡ、Ｂ、Ｃ及びＤは、それぞれ以下を意味する。

Ａ：Ｂ種取得価額決定日の直前の当行事業年度の末日における「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成される連結財務諸表の純資産の部の合計金額から、同連結財務諸表の少数株主持分の金額並びに当行による直前の事業年度中の日を基準日とする普通株式以外の種類株式に係る金銭による剰余金の配当のうち、当行の事業年度の末日経過後に支払われる金銭による剰余金の配当の額を控除した金額

Ｂ：Ｂ種取得価額決定日において当行が発行している普通株式以外の種類株式（Ｂ種優先株式を含む。）の払込金額の総額

Ｃ：Ｂ種取得価額決定日における当行の発行済普通株式総数

Ｄ：Ｂ種取得価額決定日における当行及び当行の連結子会社（「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第５条に従い、連結の範囲に含められる当行の子会社をいう。）が保有する当行の普通株式数

⑤　Ｂ種取得価額の調整

Ｂ種優先株式発行後、下記（イ）乃至（ホ）のいずれかに該当する場合には、次に定める算式（以下「Ｂ種取得価額調整式」という。）によりＢ種取得価額を調整するものとする。

調整後Ｂ種取得価額＝調整前Ｂ種取得価額×｛（既発行普通株式数－ 自己株式数）＋（新規発行・処分普通株式数×１株当たり払込金額÷１株当たりの時価）｝÷｛（既発行普通株式数－自己株式数）＋新規発行・処分普通株式数｝

（イ）Ｂ種取得価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当行が保有する普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、下記（ハ）記載の証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は下記（ニ）記載の新株予約権の行使若しくは当該新株予約権の行使により交付される株式の取得と引換えによる交付の場合を除く。）

調整後Ｂ種取得価額は、払込がなされた日（基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日）の翌日以降、募集又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

（ロ）株式の分割の場合

調整後Ｂ種取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。なお、株式の分割の場合のＢ種取得価額調整式における「新規発行・処分普通株式数」とは株式の分割により増加する普通株式数を意味するものとし、また、「（既発行普通株式数－自己株式数）」は、「既発行普通株式数」と読み替えるものとする。

(ハ) Ｂ種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式又は当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後Ｂ種取得価額は、その払込がなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全額が、最初に取得される又は取得させることができる取得価額で、取得されたものとみなして(当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、さらに当該新株予約権の全てがその日に有効な行使価額で行使されたものとみなして)、その払込がなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、また募集又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該取得又は行使価額がその払込がなされた日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)、又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後Ｂ種取得価額は、当該取得及び行使価額が決定される日(以下本(ハ)において「価額決定日」という。)に、発行される証券(権利)の全額が、当該取得価額で、取得されたものとみなして(当行の普通株式の交付を請求することができる新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、さらに当該新株予約権の全てが当該行使価額で行使されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(ハ)において「価額」とは、発行される証券(権利)の払込金額(新株予約権を交付することと引換えに取得される証券(権利)又は取得させることができる証券(権利)の場合、当該証券(権利)の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額)から取得(又は行使)に際して当該証券(権利)(又は新株予約権)の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した額をいうものとする。

(ニ) Ｂ種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式又は、当行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式、の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後Ｂ種取得価額は、かかる新株予約権の割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)に、又は募集若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全てが、その日に有効な行使価額で、行使されたものとみなして(当行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)の翌日以降、また募集又は無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。ただし、当該行使又は取得価額がその割当日(基準日を定めずに無償割当てを行う場合は、その効力発生日)又は募集若しくは無償割当てのための基準日において確定しない場合、調整後Ｂ種取得価額は、当該行使及び取得価額が決定される日(以下、本(ニ)において「価額決定日」という。)に、発行される全ての新株予約権が、当該行使価額で、行使されたものとみなして(当行の普通株式を交付することと引換えに取得される株式若しくは取得させることができる株式の交付を請求することができる新株予約権の場合、さらに当該株式の全てがその日に有効な取得価額で取得されたものとみなして)、価額決定日の翌日以降これを適用する。本(ニ)において「価額」とは、発行される新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の価額との合計額からその行使又は取得に際して当該新株予約権又は株式の保有者に交付される普通株式以外の財産を控除した金額を交付される普通株式数で除した額をいう。

(ホ) 株式の併合により普通株式数を変更する場合

調整後Ｂ種取得価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。Ｂ種取得価額調整式で使用する「新規発行・処分普通株式数」は、株式の併合により減少する普通株式数を負の値で表示し、これを使用するものとする。

(ヘ) Ｂ種取得価額調整式における「１株当たり払込金額」とは、それぞれ以下のとおりとする。

（ａ） 上記(イ)の場合　当該払込金額(無償割当ての場合は０円)
（ｂ） 上記(ロ)の場合　０円
（ｃ） 上記(ハ)の場合　上記(ハ)に定める価額
（ｄ） 上記(ニ)の場合　上記(ニ)に定める価額
（ｅ） 上記(ホ)の場合　０円

(ト) 上記(イ)乃至(ホ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項(ただし、(ロ)については、剰余金の額を減少して、資本金又は準備金の額を増加することを含む。)に関する承認決議を条件としている場合、調整後Ｂ種取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

(チ)上記(イ)乃至(ホ)に掲げる場合のほか、以下のいずれかに該当する場合には、当行取締役会が判断する合理的なＢ種取得価額に変更される。

(ａ)合併、資本金の額の減少、株式交換、株式移転又は会社分割のためにＢ種取得価額の調整を必要とするとき。

(ｂ)その他当行の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってＢ種取得価額の調整を必要とするとき。

(ｃ)Ｂ種取得価額の調整事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後Ｂ種取得価額の算出に関して使用すべき１株当たりの時価が他方の事由によって影響されているとき。

(リ)Ｂ種取得価額調整式における「時価」とは、調整後Ｂ種取得価額の適用の基準となる日に先立つ20取引日目に始まる15取引日の福岡証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいい、平均値の計算は円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。なお、上記15取引日の間に、上記(イ)乃至(ホ)に定めるＢ種取得価額の調整事由が生じた場合には、当該平均値は、本⑤に準じて調整される。

(ヌ)Ｂ種取得価額調整式で使用する「調整前Ｂ種取得価額」とは、調整後Ｂ種取得価額を適用する日の前日において有効なＢ種取得価額とする。

(ル)Ｂ種取得価額調整式で使用する「(既発行普通株式数－自己株式数)」とは、基準日がない場合は調整後Ｂ種取得価額を適用する日の１か月前の日、基準日がある場合は基準日における発行済普通株式数から自己株式数を控除した数とする。

(ヲ)調整後Ｂ種取得価額は円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。

(ワ)Ｂ種取得価額調整式により算出された調整後Ｂ種取得価額と調整前Ｂ種取得価額との差額が１円未満の場合は、Ｂ種取得価額の調整は行わないものとする。ただし、その後Ｂ種取得価額の調整を必要とする事由が発生し、Ｂ種取得価額を算出する場合には、Ｂ種取得価額調整式中の調整前Ｂ種取得価額に代えて調整前Ｂ種取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(9) 取得条項

当行は、Ｂ種取得請求期間中に取得請求のなかったＢ種優先株式を、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会が定める日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得し、これと引換えに、Ｂ種優先株式１株の払込金額相当額を普通株式の時価で除して得られる数の普通株式を交付する。普通株式の時価とは、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15取引日の福岡証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)をいい、平均値の計算は円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。ただし、当該平均値がＢ種取得請求期間の末日において有効なＢ種取得価額の70％に相当する額(円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を四捨五入する。)(以下「下限一斉Ｂ種取得価額」という。)を下回るときは、Ｂ種優先株式１株の払込金額相当額を下限一斉Ｂ種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとし、当該平均値がＢ種取得請求期間の末日において有効なＢ種取得価額の100％に相当する額(以下「上限一斉Ｂ種取得価額」という。)を上回るときは、Ｂ種優先株式１株の払込金額相当額を上限一斉Ｂ種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。また、一斉取得日までに当行がＤ種優先株式を７．(10)①に定める普通株式を対価とする取得条項により取得した場合には、Ｂ種優先株式１株の払込金額相当額を下限一斉Ｂ種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付するものとする。交付すべき普通株式数の算出において１株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に従いこれを取り扱う。

７．Ｄ種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) Ｄ種優先配当金

当行は、定款第38条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＤ種優先株式を有する株主(以下「Ｄ種優先株主」という。)又はＤ種優先株式の登録株式質権者(以下「Ｄ種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ｄ種優先株式１株につき、Ｄ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(ただし、Ｄ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(２)に定める配当年率(以下「Ｄ種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を切り上げる。)(以下「Ｄ種優先配当金」という。)の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてＤ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対して(５)に定めるＤ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(2) Ｄ種優先配当年率

① 2014年３月31日に終了する事業年度に係るＤ種優先配当年率

Ｄ種優先配当年率＝初年度Ｄ種優先配当金÷Ｄ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(ただし、Ｄ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度Ｄ種優先配当金」とは、Ｄ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(ただし、Ｄ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める日本円TIBOR(12ヶ月物)(ただし、Ｄ種優先株式の発行決議日をＤ種優先配当年率決定日として算出する。)に0.95％を加えた割合(その算出の結果が８％を超える場合には、８％とする。)を乗じて得られる数に、払込期日より2014年３月31日までの実日数である１を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭(円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を切り上げる。)とする。

② 2014年４月１日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るＤ種優先配当年率

Ｄ種優先配当年率＝日本円TIBOR(12ヶ月物)＋0.95％

なお、2014年４月１日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るＤ種優先配当年率は、％未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年の４月１日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全銀協TIBOR運営機関（ただし、日本円TIBORの公表主体が、全銀協TIBOR運営機関から他の団体になった場合には、当該他の団体に読み替える。）によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。「営業日」とは東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が８％を超える場合には、Ｄ種優先配当年率は８％とする。

(3) 非累積条項

ある事業年度においてＤ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がＤ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(4) 非参加条項

Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対しては、Ｄ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(5) Ｄ種優先中間配当金

当行は、定款第39条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＤ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ｄ種優先株式１株につき、Ｄ種優先配当金の額の２分の１を上限とする金銭(以下「Ｄ種優先中間配当金」という。)を支払う。

(6) 残余財産の分配

① 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ｄ種優先株式１株につき、Ｄ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(ただし、Ｄ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記③に定める経過Ｄ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

Ｄ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過Ｄ種優先配当金相当額

Ｄ種優先株式１株当たりの経過Ｄ種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にＤ種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を切り上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてＤ種優先株主又はＤ種優先登録株式質権者に対してＤ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(7) 議決権

Ｄ種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、Ｄ種優先株主は、定時株主総会にＤ種優先配当金の額全部（Ｄ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、Ｄ種優先配当金の額全部（Ｄ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、Ｄ種優先配当金の額全部（Ｄ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

(8) 普通株式を対価とする取得請求権

① 取得請求権

Ｄ種優先株主は、下記②に定める取得を請求することのできる期間中、当行に対し、自己の有するＤ種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は、Ｄ種優先株主がかかる取得の請求をしたＤ種優先株式を取得するのと引換えに、下記③に定める財産を当該Ｄ種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本項に規定する取得の請求をすることができないものとする。

② 取得を請求することのできる期間

2014年４月１日から2029年３月31日まで（以下「Ｄ種取得請求期間」という。）とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、Ｄ種優先株式の取得と引換えに、Ｄ種優先株主が取得の請求をしたＤ種優先株式数にＤ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｄ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記④ないし⑥に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、Ｄ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数があるときは、会社法第167条第３項に従ってこれを取扱う。

④ 当初取得価額

取得価額は、当初、Ｄ種取得請求期間の初日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日（証券会員制法人福岡証券取引所（当行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、Ｄ種取得請求期間の初日に先立つ１年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が904円（以下「下限Ｄ種取得価額」という。）を下回る場合は、取得価額は下限Ｄ種取得価額とする。

⑤ 取得価額の修正

Ｄ種取得請求期間において、毎月第３金曜日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の５連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの５連続取引日とする。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。）に修正される（以下、修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下限Ｄ種取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限Ｄ種取得価額とする。なお、上記５連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記⑥に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

⑥ 取得価額の調整

（イ）Ｄ種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限Ｄ種取得価額を含む。）を次に定める算式（以下、「Ｄ種取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後Ｄ種取得価額」という。）。Ｄ種取得価額調整式の計算については、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

（ｉ）Ｄ種取得価額調整式に使用する時価（下記（ハ）に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本⑥において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）、又は当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後Ｄ種取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ⅱ)株式の分割をする場合

調整後Ｄ種取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなしてＤ種取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(ⅲ)Ｄ種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記(ニ)に定義する。以下、本(ⅲ)、下記(ⅳ)及び(ｖ)並びに下記(ハ)(ⅳ)において同じ。)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後Ｄ種取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなしてＤ種取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下、「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額がＤ種取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後Ｄ種取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなしてＤ種取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(ⅳ)当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本(イ)又は(ロ)と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)がＤ種取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後Ｄ種取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなしてＤ種取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかるＤ種取得価額調整式の適用に際しては、下記(ａ)ないし(ｃ)の場合に応じて、調整後Ｄ種取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(ａ)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ⅲ)又は本(ⅳ)による調整が行われていない場合

調整係数は１とする。

(ｂ)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ⅲ)又は本(ⅳ)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われている場合

調整係数は１とする。

ただし、下限Ｄ種取得価額の算定においては、調整係数は、上記(ⅲ)又は本(ⅳ)による直前の調整を行う前の下限Ｄ種取得価額を当該調整後の下限Ｄ種取得価額で除した割合とする。

(ｃ)当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ⅲ)又は本(ⅳ)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記⑤による取得価額の修正が行われていない場合

調整係数は、上記(ⅲ)又は本(ⅳ)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(ｖ)取得条項付株式等の取得と引換えにＤ種取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後Ｄ種取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(ⅲ)又は(ⅳ)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後Ｄ種取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記(ホ)に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなしてＤ種取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(ｖ)による調整は行わない。

(ⅵ)株式の併合をする場合

調整後Ｄ種取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなしてＤ種取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

(ロ)上記(イ)(ⅰ)ないし(ⅵ)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、取得価額(下限Ｄ種取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限Ｄ種取得価額を含む。)に変更される。

(ハ)(ⅰ)Ｄ種取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後Ｄ種取得価額を適用する日に先立つ５連続取引日の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。なお、上記５連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後Ｄ種取得価額は、本⑥に準じて調整する。

(ⅱ)Ｄ種取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後Ｄ種取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

(ⅲ)Ｄ種取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記(イ)(ⅰ)ないし(ⅲ)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後Ｄ種取得価額を適用する日の１ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記(イ)及び(ロ)に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記(イ)(ⅳ)(ｂ)又は(ｃ)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記(イ)(ⅳ)(ｂ)又は(ｃ)に基づく調整に先立って適用された上記(イ)(ⅲ)又は(ⅳ)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。

(ⅳ)Ｄ種取得価額調整式に使用する「１株当たりの払込金額」とは、上記(イ)(ⅰ)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は０円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記(イ)(ⅱ)及び(ⅵ)の場合には０円、上記(イ)(ⅲ)ないし(ⅴ)の場合には価額(ただし、(ⅳ)の場合は修正価額)とする。

(ニ)上記(イ)(ⅲ)ないし(ⅴ)及び上記(ハ)(ⅳ)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(ホ)上記(イ)(ⅴ)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後Ｄ種取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記(ハ)(ⅲ)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

(ヘ)上記(イ)(ⅰ)ないし(ⅲ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記(イ)(ⅰ)ないし(ⅲ)の規定にかかわらず、調整後Ｄ種取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

(ト)Ｄ種取得価額調整式により算出された上記(イ)第２文を適用する前の調整後Ｄ種取得価額と調整前取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後Ｄ種取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、Ｄ種取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第２位までを算出し、その小数第２位を切り捨てる。)を使用する。

⑦　合理的な措置

上記④ないし⑥に定める取得価額((10)②に定める一斉取得価額を含む。以下、本⑦において同じ。)は、希薄化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

⑧　取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目３番３号
みずほ信託銀行株式会社　本店証券代行部

⑨　取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑧に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

(9)　金銭を対価とする取得条項

①　金銭を対価とする取得条項

当行は、2024年３月31日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、Ｄ種優先株式の全部又は一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において終値が下限Ｄ種取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかるＤ種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をＤ種優先株主に対して交付するものとする。なお、Ｄ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も(８)①に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、Ｄ種優先株式の取得と引換えに、Ｄ種優先株式１株につき、Ｄ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(ただし、Ｄ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過Ｄ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、(6)③に定める経過Ｄ種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過Ｄ種優先配当金相当額を計算する。

(10) 普通株式を対価とする取得条項

① 普通株式を対価とする取得条項

当行は、Ｄ種取得請求期間の末日までに当行に取得されていないＤ種優先株式の全てをＤ種取得請求期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得する。この場合、当行は、かかるＤ種優先株式を取得するのと引換えに、各Ｄ種優先株主に対し、その有するＤ種優先株式数にＤ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(ただし、Ｄ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。Ｄ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限Ｄ種取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限Ｄ種取得価額とする。

(11) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

① 分割又は併合

当行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びＤ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びＤ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(12) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

８．Ｅ種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) Ｅ種優先配当金

① Ｅ種優先配当金

当行は、定款第38条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＥ種優先株式を有する株主(以下「Ｅ種優先株主」という。)又はＥ種優先株式の登録株式質権者(以下「Ｅ種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、Ｅ種優先株式１株につき、Ｅ種優先株式１株当たりの払込金額相当額(ただし、Ｅ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、配当年率２％(2018年３月31日に終了する事業年度に係る期末の剰余金の配当の場合は、配当年率２％に基づき払込期日から2018年３月31日までの間の日数(初日と最終日を含む。)につき１年を365日とする日割計算により算出される割合とする。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を切り上げる。)(以下「Ｅ種優先配当金」という。)の配当を行う。ただし、当該基準日の属する事業年度においてＥ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対して下記(２)に定めるＥ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

② 非累積条項

ある事業年度においてＥ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がＥ種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対しては、Ｅ種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第８号ロ若しくは同法第760条第７号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは第765条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2) Ｅ種優先中間配当金

当行は、定款第39条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたＥ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ｅ種優先株式１株につき、Ｅ種優先配当金の額の２分の１を上限とする金銭(以下「Ｅ種優先中間配当金」という。)を支払う。

(3) 残余財産

① 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、Ｅ種優先株式１株につき、Ｅ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｅ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記③に定める経過Ｅ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

② 非参加条項

Ｅ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対しては、上記①のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 経過Ｅ種優先配当金相当額

Ｅ種優先株式１株当たりの経過Ｅ種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数にＥ種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第４位まで算出し、その小数第４位を切り上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてＥ種優先株主又はＥ種優先登録株式質権者に対してＥ種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権

Ｅ種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。

(5) 種類株主総会

法令に別段の定めがある場合を除き、当行が会社法第322条第１項各号に掲げる行為をする場合においても、Ｅ種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(6) 金銭を対価とする取得条項

① 金銭を対価とする取得条項

当行は、2024年４月１日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、法令上可能な範囲で、Ｅ種優先株式の全部又は一部を取得することができる。ただし、取締役会は、金融庁の事前の確認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかるＥ種優先株式を取得するのと引換えに、下記②に定める財産をＥ種優先株主に対して交付するものとする。なお、Ｅ種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、Ｅ種優先株式の取得と引換えに、Ｅ種優先株式１株につき、Ｅ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｅ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過Ｅ種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本②においては、上記(3)③に定める経過Ｅ種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過Ｅ種優先配当金相当額を計算する。

(7) 普通株式を対価とする取得条項

① 普通株式を対価とする取得条項

当行は、2027年４月１日（以下「一斉取得日」という。）をもって、一斉取得日までに当行に取得されていないＥ種優先株式の全てを取得する。この場合、当行は、かかるＥ種優先株式を取得するのと引換えに、各Ｅ種優先株主に対し、その有するＥ種優先株式数にＥ種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし、Ｅ種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記②に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。Ｅ種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取り扱う。

② 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ20取引日目に始まる15連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が450円（以下「下限Ｅ種取得価額」という。）を下回る場合は、一斉取得価額は下限Ｅ種取得価額（ただし、下記③による調整を受ける。）とする。

③ 下限Ｅ種取得価額の調整

（イ）Ｅ種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、下限Ｅ種取得価額を次に定める算式（以下、「下限Ｅ種取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後下限Ｅ種取得価額」という。）。下限Ｅ種取得価額調整式の計算については、円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。

$$\text{調整後下限Ｅ種取得価額} = \text{調整前下限Ｅ種取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(ⅰ)下限Ｅ種取得価額調整式に使用する時価(下記(ハ)(ⅰ)に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本③において同じ。)その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、又は当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得又は行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後下限Ｅ種取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又は株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(ⅱ)株式の分割をする場合

調整後下限Ｅ種取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして下限Ｅ種取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(ⅲ)下限Ｅ種取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記(ニ)に定義する。以下、本(ⅲ)、下記(ⅳ)及び(ⅴ)並びに下記(ハ)(ⅳ)において同じ。)をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後下限Ｅ種取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、又は株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため若しくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限Ｅ種取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、又はその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が下限Ｅ種取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後下限Ｅ種取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限Ｅ種取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(ⅳ)当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本(イ)又は(ロ)と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が下限Ｅ種取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後下限Ｅ種取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得又は行使されて普通株式が交付されたものとみなして下限Ｅ種取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる下限Ｅ種取得価額調整式の適用に際しては、下記(ａ)又は(ｂ)の場合に応じて、調整後下限Ｅ種取得価額を適用する日の前日において有効な下限Ｅ種取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」という。)を乗じた額を調整前下限Ｅ種取得価額とみなすものとする。

(ａ) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ⅲ)又は本(ⅳ)による調整が行われていない場合

調整係数は１とする。

(ｂ) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(ⅲ)又は本(ⅳ)による調整が行われている場合

調整係数は、上記(ⅲ)又は本(ⅳ)による調整を行う直前の下限Ｅ種取得価額を当該調整後の下限Ｅ種取得価額で除した割合とする。

(ⅴ)取得条項付株式等の取得と引換えに下限Ｅ種取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合

調整後下限Ｅ種取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(ⅲ)又は(ⅳ)による下限Ｅ種取得価額の調整が行われている場合には、調整後下限Ｅ種取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記(ホ)に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして下限Ｅ種取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(ⅴ)による調整は行わない。

(ⅵ)株式の併合をする場合

調整後下限Ｅ種取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして下限Ｅ種取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

(ロ)上記(イ)(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換又は株式移転等により、下限Ｅ種取得価額の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する下限Ｅ種取得価額に変更される。

(ハ)(ⅰ)下限Ｅ種取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後Ｅ種取得価額を適用する日に先立つ５連続取引日の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を切り捨てる。なお、上記５連続取引日の間に、下限Ｅ種取得価額の調整事由が生じた場合、調整後下限Ｅ種取得価額は、本③に準じて調整する。

(ⅱ)下限Ｅ種取得価額調整式に使用する「調整前下限Ｅ種取得価額」は、調整後下限Ｅ種取得価額を適用する日の前日において有効な下限Ｅ種取得価額とする。

(ⅲ)下限Ｅ種取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記(イ)(i)ないし(ⅲ)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後下限Ｅ種取得価額を適用する日の１ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該下限Ｅ種取得価額の調整の前に上記(イ)及び(ロ)に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記(イ)(ⅳ)(b)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記(イ)(ⅳ)(b)に基づく調整に先立って適用された上記(イ)(ⅲ)又は(ⅳ)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。

(ⅳ)下限Ｅ種取得価額調整式に使用する「１株当たりの払込金額」とは、上記(イ)(i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は０円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記(イ)(ⅱ)及び(vi)の場合には０円、上記(イ)(ⅲ)ないし(ⅴ)の場合には価額(ただし、(ⅳ)の場合は修正価額)とする。

(ニ)上記(イ)(ⅲ)ないし(ⅴ)及び上記(ハ)(ⅳ)において「価額」とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(ホ)上記(イ)(ⅴ)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後下限Ｅ種取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記(ハ)(ⅲ)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。

(ヘ)上記(イ)(i)ないし(ⅲ)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記(イ)(i)ないし(ⅲ)の規定にかかわらず、調整後下限Ｅ種取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

(ト)下限Ｅ種取得価額調整式により算出された上記(イ)第２文を適用する前の調整後下限Ｅ種取得価額と調整前下限Ｅ種取得価額との差額が１円未満にとどまるときは、下限Ｅ種取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後下限Ｅ種取得価額調整式による下限Ｅ種取得価額の調整を必要とする事由が発生し、下限Ｅ種取得価額を算出する場合には、下限Ｅ種取得価額調整式中の調整前下限Ｅ種取得価額に代えて調整前下限Ｅ種取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第２位までを算出し、その小数第２位を切り捨てる。)を使用する。

(8) 譲渡制限

① Ｅ種優先株式を譲渡により取得することについては当行取締役会の承認を要する。

② 当行取締役会は、Ｅ種優先株式の譲渡による取得について、当行取締役会が定める一定の基準に従って承認する権限を代表取締役に対して委任する。

(9) 株式の分割又は併合及び株式無償割当て

① 分割又は併合

当行は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びＥ種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

② 株式無償割当て

当行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式及びＥ種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

(10) 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

(11) その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

９．「提出日現在発行数」欄には、2022年６月１日からこの有価証券報告書提出日までのＢ種優先株式及びＤ種優先株式の取得請求により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

	第４四半期会計期間 （自　2022年１月１日 至　2022年３月31日）	第104期 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	－	－
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	－	－
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	－	－
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	－	－
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	－	－
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	－	－
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	－	－
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	－	－

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（千株）	発行済株式総数残高（千株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2017年４月27日（注１）	7,997	92,441	3,998	16,493	3,998	12,349
2017年４月27日（注２）	－	92,441	△3,998	12,495	△2,000	10,349
2017年７月31日（注３）	△6,000	86,441	－	12,495	－	10,349
2018年10月１日（注４）	△75,097	11,344	－	12,495	－	10,349

（注）１．有償　第三者割当（Ｅ種優先株式）発行株数 7,997千株　発行価格 1,000円　資本組入額 500円。

２．会社法第447条第１項及び会社法第448条第１項の規定に基づく資本金の額及び資本準備金の額の減少による、その他資本剰余金への振り替え。

３．自己株式（Ａ種優先株式6,000千株）の消却。

４．普通株式、Ｄ種優先株式及びＥ種優先株式について10株を１株とする株式併合を実施。

(5) 【所有者別状況】

① 普通株式

2022年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	25	5	659	2	－	1,655	2,346	－
所有株式数（単元）	－	24,330	25	18,525	7	－	15,939	58,826	61,890
所有株式数の割合（%）	－	41.35	0.04	31.49	0.01	－	27.09	100.00	－

（注）１．自己株式47,452株は「個人その他」に474単元、「単元未満株式の状況」に52株含まれております。
２．「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、10単元含まれております。

② Ｂ種優先株式

2022年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	－	－	－	－	－	1	－
所有株式数（単元）	－	30,000	－	－	－	－	－	30,000	－
所有株式数の割合（%）	－	100.00	－	－	－	－	－	100.00	－

③ Ｄ種優先株式

2022年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	1	－	－	－	－	－	1	－
所有株式数（単元）	－	16,000	－	－	－	－	－	16,000	－
所有株式数の割合（%）	－	100.00	－	－	－	－	－	100.00	－

④ Ｅ種優先株式

2022年３月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	8	－	301	－	－	341	650	－
所有株式数（単元）	－	600	－	5,280	－	－	2,116	7,996	100
所有株式数の割合（%）	－	7.50	－	66.03	－	－	26.46	100.00	－

(6) 【大株主の状況】

2022年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前３丁目１番１号	3,146	27.85
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内３丁目４番２号	1,600	14.16
株式会社日本カストディ銀行（信託口４）	東京都中央区晴海１丁目８番12号	337	2.98
豊和銀行従業員持株会	大分県大分市王子中町４番10号	301	2.67
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神２丁目13番１号	262	2.32
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町１丁目５番５号	244	2.16
株式会社福岡中央銀行	福岡県福岡市中央区大名２丁目12番１号	136	1.20
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海１丁目８番12号	135	1.19
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町１番１号	130	1.15
株式会社宮崎太陽銀行	宮崎県宮崎市広島２丁目１番31号	129	1.14
計	－	6,423	56.86

（注）上記株式会社日本カストディ銀行（信託口４）及び株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式は全て信託業務に係る株式であります。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2022年３月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数（個）	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合（%）
株式会社日本カストディ銀行（信託口４）	東京都中央区晴海１丁目８番12号	3,375	5.78
豊和銀行従業員持株会	大分県大分市王子中町４番10号	3,018	5.17
株式会社福岡銀行	福岡県福岡市中央区天神２丁目13番１号	2,623	4.49
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町１丁目５番５号	2,444	4.18
株式会社西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前３丁目１番１号	1,464	2.50
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海１丁目８番12号	1,353	2.31
株式会社福岡中央銀行	福岡県福岡市中央区大名２丁目12番１号	1,314	2.25
株式会社南日本銀行	鹿児島県鹿児島市山下町１番１号	1,251	2.14
株式会社宮崎太陽銀行	宮崎県宮崎市広島２丁目１番31号	1,243	2.13
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内１丁目６番６号	1,201	2.05
計	－	19,286	33.05

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年３月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	Ｂ種優先株式 3,000,000	―	「１(1)②　発行済株式」の「内容」の記載を参照
	Ｄ種優先株式 1,600,000	―	同上
	Ｅ種優先株式 799,600	―	同上
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 47,400	―	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,835,200	普通株式 58,352	同上
単元未満株式	普通株式 61,890	―	同上
	Ｅ種優先株式 100		「１(1)②　発行済株式」の「内容」の記載を参照
発行済株式総数	11,344,190	―	―
総株主の議決権	―	58,352	―

(注)上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄に同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が10個含まれております。

② 【自己株式等】

2022年３月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社豊和銀行	大分市王子中町４番10号	47,400	―	47,400	0.79
計	―	47,400	―	47,400	0.79

(注)「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は発行済普通株式の総数であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第７号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	342	214,548
当期間における取得自己株式	116	66,840

(注)当期間における取得自己株式には、2022年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	－	－	－	－
消却の処分を行った取得自己株式	－	－	－	－
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	－	－	－	－
その他(―)	－	－	－	－
保有自己株式数	47,452	－	47,568	－

(注) １．当期間における処理自己株式には、2022年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

２．当期間における保有自己株式には、2022年６月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

３　【配当政策】

当行は、経営の健全性維持の観点から、収益力の強化を図る中で、内部留保の蓄積に努めつつ、安定かつ適切な配当を行っていくことを基本方針としております。また、国の資本参加を仰いでいる中にあって、財務基盤の安定化を図る観点から、配当以外の利益の社外流出については、引き続き抑制することといたしております。

当行は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。なお、中間配当については、2006年３月期より実施しておりません。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき普通株式は１株当たり10円の配当、Ｂ種優先株式は１株当たり８円の配当、Ｄ種優先株式は１株当たり110円60銭の配当、Ｅ種優先株式は１株当たり200円の配当を実施することを決定しました。

内部留保資金につきましては、財務基盤の充実に活用し、地元の中小企業・個人事業主・個人のお客さまに対する円滑な資金供給や各種サービスの提供を適切に行い、地域経済の発展に貢献してまいります。

当行は、「取締役会の決議によって、毎年９月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

また、銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第４項(資本金の額及び準備金の額)の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	１株当たり配当額(円)
2022年６月29日 定時株主総会決議	普通株式　58 Ｂ種優先株式　24 Ｄ種優先株式　176 Ｅ種優先株式　159	普通株式　10.00 Ｂ種優先株式　8.00 Ｄ種優先株式　110.60 Ｅ種優先株式　200.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的考え方

「いちばんにあなたのこと。」のキャッチフレーズのもと、「経営理念」及び「企業倫理」の遵守を通じて、地域金融機関として公共的・社会的役割の重要性を認識し、お取引先の皆さまに対する円滑な資金供給と質の高い金融サービスの充実に注力し、地域貢献という社会的責任を果たすことを経営の基本方針としております。

また、お取引先や地域社会以外にも、株主から経営を負託された者としての責任(受託者責任)をはじめ、従業員等様々なステークホルダーに対する責務を負っていることを認識して銀行経営を行っております。

このような責務を果たしていくため、戦略的な経営の実現、迅速な意思決定機能と執行体制の強化、経営の透明性の確保、適時適切な情報開示等、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行う体制を確立することが経営の最重要課題の１つであると認識しております。

これらの取組みにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るとともに、質の高い金融サービスを持続的に提供できる体制を構築し、「地元大分になくてはならない地域銀行」を目指してまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当行の企業統治の体制の概要は次のとおりであります。

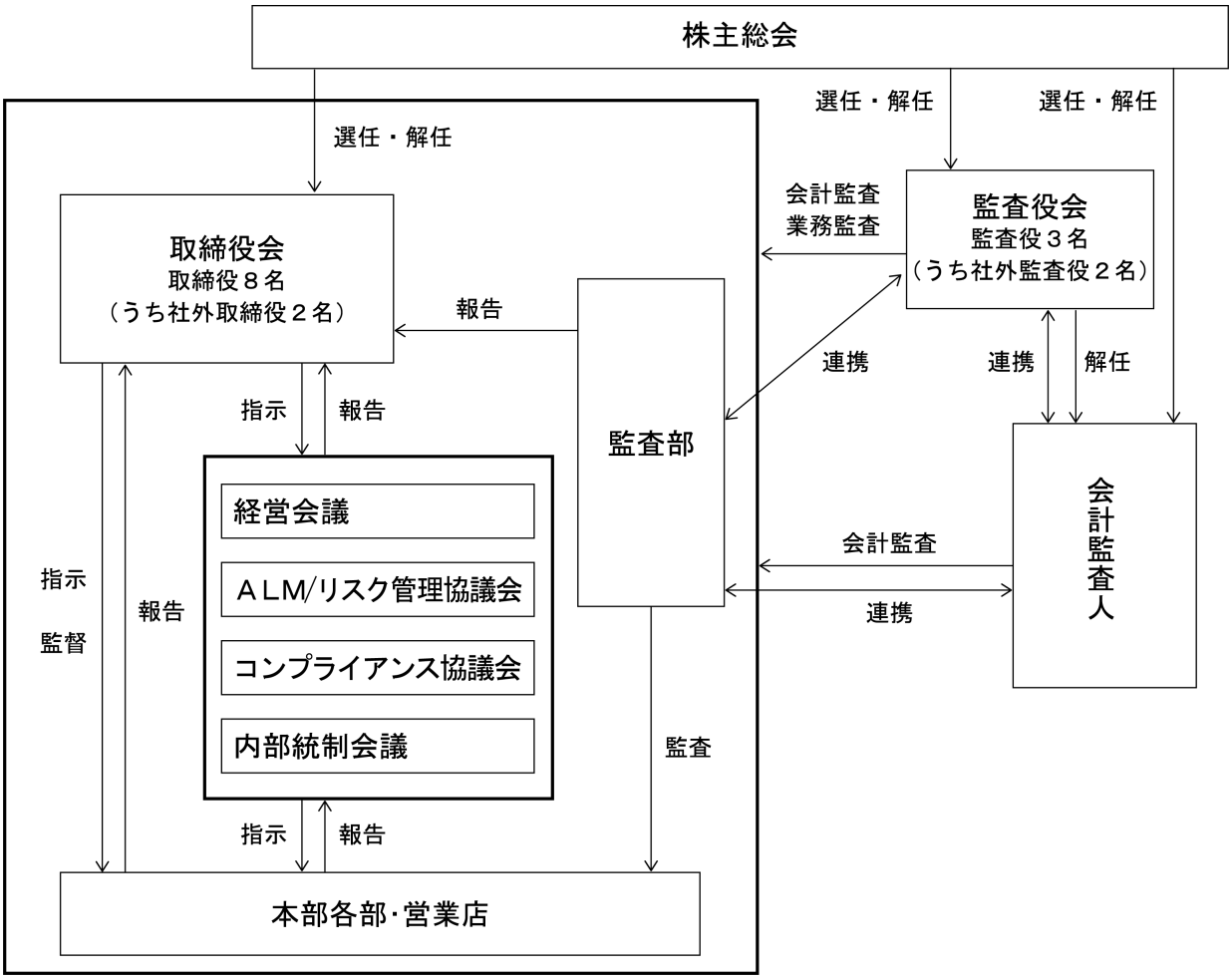

業務執行においては、各種規程等に基づく取締役会や経営会議等の意思決定を踏まえ、行われております。

また、内部監査部署として監査部を設置し、内部監査を実施しております。監査部は、牽制機能を確保するため、すべての業務部門から独立しており、取締役会で承認を得た「監査計画」に基づいて監査を実施し、監査結果を取締役会へ報告しております。監査部は総合企画部と連携し、内部統制の有効性評価に関し、定期的に開催する内部統制会議で体系的かつ組織横断的な審議・調整を行い、その内容を取締役会に付議及び報告しております。

監査役及び監査部は、会計監査人と連携し、三者の監査上の問題点や業務の改善状況や課題を定期的に意見交換しており、三者が共通認識を持つことにより監査の充実を図っております。

当行は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

＜当行のコーポレート・ガバナンスに係る主な機関の内容＞

イ．取締役会

取締役会は、重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する目的で設置しており、業務執行の最高意思決定機関であります。取締役会には、構成員である取締役8名のほか、監査役3名が出席し、業務執行の状況を把握するとともに、必要があると認められた場合は意見を述べております。

経営に対する監督機能の強化と中長期的な企業価値の向上を目指した助言機能の強化を図るため、2016年６月より、社外取締役を１名増員し、社外取締役を２名にしております。また、経営の迅速な意思決定を図ることを目的として、取締役８名体制(うち社外取締役２名)としております。経営環境の変化に対する迅速な対応及び経営責任の明確化のため、取締役の任期は１年にしております。

ロ．監査役会

監査役会は、常勤監査役2名（うち社外監査役1名）、非常勤監査役1名（うち社外監査役1名）の3名で構成され、監査役会室には補助使用人1名（監査部兼任）を配置しております。監査役会は、原則として毎月開催し、監査方針、監査計画、監査結果等について協議を行なっております。監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議へ出席するほか、重要な決裁書類の閲覧、取締役等からの報告・説明の聴取、営業店への往査等により、業務執行が適切に行われていることを確認・検証しております。また、監査役は、会計監査人及び代表取締役との定期的な意見交換や監査部との連携を通じて必要な情報を収集・共有し、監査役監査の実効性の確保に努めております。

ハ．経営会議

経営会議は、経営に関する重要事項を協議する目的で設置しており、取締役会より権限委譲された業務執行の決定を行っております。

イ～ハの機関ごとの構成員は、次のとおりであります。(◎は議長を表す。)

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営会議
取締役頭取	権藤　淳	◎		◎
取締役専務	牧野　郡二	○		○
常務取締役	渡部　悌史	○		○
取締役	都留　裕文	○		○
取締役	佐藤　真広	○		○
取締役	浜野　法生	○		○
社外取締役	赤松　健一郎	○		
社外取締役	渡邊　博子	○		
常勤監査役	佐藤　俊明		◎	
社外常勤監査役	岡田　雄		○	
社外非常勤監査役	五十嵐　副夫		○	

二．ALM/リスク管理協議会

ALM/リスク管理協議会は、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク等のオペレーショナルリスクその他銀行業務の運営において発生する各リスクについて、その所在・種類を認識し、計測手法・モニタリング手法について協議・検討するとともに、コントロールを行うことにより業務計画や収益計画に反映させ経営指標として活用することを目的として設置しており、ALM・リスク管理に関する重要事項を審議・決定を行っております。

ホ．コンプライアンス協議会

コンプライアンス協議会は、取締役会直轄のコンプライアンスに関する審議機関として設置しており、取締役会の決議された方針等に基づき、コンプライアンスに関する具体的事項を審議・決定しております。

ヘ．内部統制会議

内部統制会議は、行内の情報開示統制の整備・充実を図ること及び内部統制報告制度に基づき、経営者が継続的に実施する財務報告に係る内部統制評価手続等を支援するために設置しており、内部統制に係る事項について審議・調整等を行っております。

＜当該企業統治の体制を採用する理由＞

現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由としては、(1) 意思決定の迅速性を重視していること、(2) 社外取締役を２名選任することで、経営に対する監督機能を高めるとともに中長期的な企業価値の向上を目指した助言が期待できること、(3) 監査役会については常勤監査役が２名(社内監査役１名、社外監査役１名)選任されており、１名のみの場合に比べより経営に対する監視機能が高いこと、が挙げられます。

③　企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

Ａ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題の一つとして位置付け、業務運営にあたっては、いかなる場合においても法令等を厳正に遵守し、誠実かつ公正な企業活動を遂行していくことを「コンプライアンスの基本方針」として定めております。また、この基本方針に則った業務運営を実現させるため、「コンプライアンスの行動指針」、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、周知徹底を図るほか、「コンプライアンス・プログラム」を事業年度毎に策定し、その進捗状況を定期的に把握・評価しております。

・コンプライアンスの徹底を確保する体制として、コンプライアンス協議会、コンプライアンス統括部署を設置するとともに、部店長をコンプライアンス責任者、次席者をコンプライアンス担当者に任命し、各部店に配置しております。

・役職員が法令等違反や不正行為等の疑義がある業務上の行為を知った場合に、コンプライアンス統括部署、監査役、顧問弁護士等の定められた受付窓口に直接相談・通報することができる「ホットライン制度」を整備しております。

・財務報告の適正性を確保するため、「情報開示統制の基本方針」等に基づき、一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組みに準拠した体制を整備・確立しております。

・「反社会的勢力対応に関する基本方針」等に基づき、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、排除する体制を整備・確立しております。また、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、警察等外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応しております。

・「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する全社的な方針」等に基づき、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立しております。

・「顧客保護等管理方針」等に基づき、お客さまの資産、情報、利益を保護するとともに、利便性の向上を図る体制を整備・確立しております。

・内部監査部門は、コンプライアンス態勢の適切性及び有効性を定期的に検証し、その結果を取締役会、監査役会に報告しております。

Ｂ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る各種議事録・稟議書等（電磁的記録を含む。）は、行内規程に基づき、適正に保存・管理（廃棄を含む。）しております。

・取締役は、保存・管理された各種議事録・稟議書等を常時閲覧できるものとしております。

Ｃ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・業務の適切性および健全性を確保するため、リスク管理の基本的な考え方や管理方針等を定めた「リスク管理の基本方針」を制定しております。また、この基本方針に基づき、統合的リスク管理並びにリスクカテゴリー別の具体的な管理方針・体制等を定めた関連規程等を制定し、周知徹底を図っております。

・当行の抱えるリスクを適切に把握・管理する体制として、統合的リスク管理の統括部署を設置し、当行全体のリスクを統合的に管理するとともに、リスクカテゴリー毎に設置したリスク部会にて当該リスクを管理しております。また、ＡＬＭ／リスク管理協議会を設置し、リスクの保有・管理状況を定期的に把握し、対応策等を審議・決定する体制を整備・確立しております。

・災害や障害等の緊急事態に陥った際に速やかな業務の再開及び継続を行うため、「業務継続計画（ＢＣＰ）」を定め、適切な危機管理対応が出来る体制を整備・確立しております。

・内部監査部門は、リスク管理態勢の適切性及び有効性を定期的に検証し、その結果を取締役会、監査役会に報告しております。

Ｄ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・経営強化計画、年度毎の事業計画及び基本方針を策定し、達成すべき経営目標を明確に定めるとともに、適切に業務運営及び業績管理を行っております。

・取締役の職務執行の効率性を確保するため、取締役会の具体的な運営及び付議基準等を定めた「取締役会規程」を制定するとともに、経営会議、コンプライアンス協議会、ＡＬＭ／リスク管理協議会等、取締役会を補佐する機関を設置しております。

・業務執行に係る組織の指揮・命令系統や責任と権限を明確にするため、経営組織、業務分掌等に関する行内規程を制定しております。

Ｅ．監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

・監査役の職務を補助する部署として監査役室を設置し、同室に監査役及び監査役会の職務を補助する使用人（以下、「補助使用人」という。）を配置しております。

Ｆ．前号の使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性に関する事項

・補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、補助使用人の任命、人事異動、人事評価等に係る決定については、予め常勤監査役に同意を求めることとしております。

・補助使用人は、監査役の指揮命令下で職務を遂行しております。取締役及び使用人（補助使用人を除く。）は、補助使用人が行う監査業務の補助について干渉できないものとしております。

Ｇ．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役及び使用人は、法令等に定める事項のほか、行内規程に基づき、当行の経営に重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンス・リスク管理・内部監査に関する重要な事項、その他重要な業務執行等を監査役に報告しております。

・監査役は、前記に関わらず、必要に応じ、取締役及び使用人に対して業務執行に関する事項の報告を求めることができます。

Ｈ．監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・監査役に報告した全ての者に対し、当該報告を理由として、いかなる不利な取扱いも行わないこととしております。

・監査役への報告者に対する不利な取扱いが判明した場合には、不利な取扱いを行った者を問責の対象としております。

Ⅰ．監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する事項

・監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等を請求したときは、監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理しております。

・監査役が必要と考える場合には、外部専門家の助言を得るための費用を負担しております。

Ｊ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、以下の体制を整備しております。

・監査役は、経営会議その他の重要な会議に出席するとともに、必要に応じ、各種議事録や重要な稟議書等を閲覧することができます。

・監査役は、相互認識と信頼関係を深めるため、代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針の確認を行うとともに、当行の対処すべき課題や監査役監査の環境整備状況等について意見交換を行っております。

・監査役は、監査を実効的かつ効率的に実施するため、会計監査人及び内部監査部門と定期的に会合を持ち、監査上の問題点・課題等について意見交換を行うほか、必要に応じ、内部監査部門に対して具体的な指示を行うことができます。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

リスク管理については、各種リスクをその特性に応じて適切に管理し、健全性の向上と収益力の強化を目指しております。リスク管理体制の充実を図るため、ALM／リスク管理協議会にて各リスクの把握・リスクコントロールを行うほか、リスクカテゴリー毎に信用リスク部会・市場リスク部会・流動性リスク部会・オペレーショナルリスク部会を設置し、各リスク部会からのリスク管理上の問題点、今後の取組み等はALM／リスク管理協議会が集約し、取締役会へ報告する体制としております。

ハ．取締役の定数

当行の取締役は８名以内とする旨定款に定めております。

二．取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

ホ．株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ヘ．自己の株式の取得に関する事項

当行は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

ト．中間配当に関する事項

当行は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第５項の規定に定める剰余金の配当（中間配当）を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款で定めております。

チ．優先株式に関する事項

Ｂ種優先株式及びＥ種優先株式については議決権を有しておりません。また、Ｄ種優先株式については2022年３月31日現在議決権を有しておりませんが、場合によっては議決権を有する場合があります。議決権を有する場合、その議決権の内容は普通株式と同一です。Ｄ種優先株式が議決権を有する場合については「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　(1) 株式の総数等」に記載のとおりであります。

リ．役員等賠償責任保険契約に関する事項

会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、同保険契約には免責額の定めを設けております。

なお、保険料は当行が全額負担しております。

また、当該保険契約の契約期間は１年であり、当該期間の満了(2022年８月１日)前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性10名　女性1名　（役員のうち女性の比率9.0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役頭取 (代表取締役)	権藤　　淳	1952年４月30日生	2009年５月　当行入行 2009年６月　代表取締役専務 2012年６月　代表取締役頭取(現職)	(注) 3	普通株式 14,000
取締役専務 (代表取締役)	牧野　郡二	1959年２月14日生	1981年４月　当行入行 2006年６月　経営管理部長 2009年７月　執行役員経営管理部長 2010年６月　取締役 2015年６月　常務取締役 2022年６月　代表取締役専務(現職)	(注) 3	普通株式 4,400
常務取締役 事務統括部長	渡部　悌史	1959年３月22日生	1984年４月　当行入行 2006年６月　人事部長 2009年４月　別府支店長 2010年４月　監査部副部長 2010年６月　監査部長 2012年４月　事務統括部長 2012年６月　執行役員事務統括部長 2015年６月　取締役 2019年６月　常務取締役(現職)	(注) 3	普通株式 5,000
取締役	都留　裕文	1960年１月21日生	1982年４月　当行入行 2012年４月　営業統括部長兼ローンプラザ長 2014年６月　執行役員営業統括部長 2014年11月　執行役員営業統括部長兼営業統括部個人融資業務室長 2015年４月　執行役員営業統括部長兼営業統括部個人融資業務室長兼営業統括部地方創生推進室長 2015年６月　上席執行役員営業統括部長兼営業統括部個人融資業務室長兼営業統括部地方創生推進室長 2016年１月　上席執行役員営業統括部長兼営業統括部地方創生推進室長 2016年６月　取締役(現職)	(注) 3	普通株式 3,600
取締役 営業統括部長兼営業統括部地方創生推進室長	佐藤　真広	1964年２月19日生	1987年４月　当行入行 2007年10月　日出支店長 2009年10月　鶴崎支店長 2012年４月　福岡支店長 2014年12月　別府支店長 2015年６月　執行役員別府支店長 2016年６月　執行役員本店営業部長 2018年７月　上級執行役員本店営業部長 2019年６月　取締役(現職)	(注) 3	普通株式 1,600
取締役 総合企画部長	浜野　法生	1965年３月４日生	1987年４月　当行入行 2009年４月　事務統括部長 2012年４月　経営管理部担当部長 2014年６月　総合企画部長 2017年６月　執行役員総合企画部長 2020年７月　上級執行役員総合企画部長 2020年10月　上級執行役員総合企画部長兼IT戦略室長 2022年６月　取締役（現職）	(注) 3	普通株式 ―

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
取締役	赤松　健一郎	1949年５月27日生	1975年４月　三和酒類株式会社入社 1985年９月　同社取締役 1987年８月　同社代表取締役営業部長 1989年９月　同社代表取締役常務 1997年10月　同社代表取締役専務 2003年10月　同社代表取締役副社長 2005年10月　同社代表取締役社長 2006年10月　当行「経営評価委員会」委員委嘱 2009年10月　同社代表取締役会長 2016年６月　当行取締役(現職) 2019年10月　同社相談役(現職)	(注) 3	普通株式 900
取締役	渡邊　博子	1965年８月28日生	2015年４月　城西大学現代政策学部教授 2017年４月　大分大学経済学部教授(現職) 2019年６月　当行取締役(現職)	(注) 3	普通株式 1,000
常勤監査役	佐藤　俊明	1960年２月８日生	1982年４月　当行入行 2006年10月　コンプライアンス統括部長 2010年６月　経営管理部長 2012年６月　執行役員経営管理部長 2014年６月　常勤監査役(現職)	(注) 4	普通株式 5,100
常勤監査役	岡田　雄	1958年９月24日生	2017年４月　大分県中部振興局長 2018年４月　大分県会計管理者兼会計管理局長 2019年６月　当行常勤監査役(現職)	(注) 5	普通株式 1,000
監査役	五十嵐　副夫	1944年５月16日生	1985年４月　大分大学経済学部教授 1992年８月　大分大学経済学部長 2000年４月　大分大学副学長 2006年10月　当行「経営評価委員会」委員 2010年４月　放送大学特任教授 2010年４月　大分大学名誉教授 2019年７月　当行監査役(現職)	(注) 4	普通株式 300
計					普通株式 36,900

(注) １．取締役赤松健一郎、取締役渡邊博子は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．常勤監査役岡田雄、監査役五十嵐副夫は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．2022年６月29日開催の定時株主総会の終結の時から１年間
４．2020年６月26日開催の定時株主総会の終結の時から４年間
５．2019年６月27日開催の定時株主総会の終結の時から４年間
６．当行は取締役赤松健一郎、取締役渡邊博子、常勤監査役岡田雄及び監査役五十嵐副夫を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
７．当行は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第３項に定める補欠監査役１名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりです。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(株)
秦野　真郎	1973年１月23日生	2000年１月　秦野会計事務所入所 2004年３月　税理士開業登録	－

② 社外役員の状況

当行の社外取締役は２名、社外監査役は２名であります。

社外取締役のうち赤松健一郎氏は当行取引先である三和酒類株式会社の相談役であり、当行は同社及び同氏と通常の銀行取引がありますが、その条件は通常の商取引の範囲内であり、特別な利害関係はありません。また、その他の社外取締役及び社外監査役は、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではなく、独立性を有しております。企業統治における社外取締役及び社外監査役の機能及び役割については、意思決定における牽制機能及び社外からの視点を経営に反映させることであると考えております。なお、当行は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は定めておりませんが、選任にあたっては福岡証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役を含めて、監査役、監査部及び会計監査人は連携し、三者の監査上の問題点や業務の改善状況や課題を定期的に意見交換しており、三者が共通認識を持つことにより監査の充実を図っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

イ．監査役監査の組織、人員及び手続

(a) 当行は監査役会設置会社であり、常勤監査役２名（社内監査役１名、社外監査役１名）、非常勤監査役１名（社外監査役）の３名で構成され、監査役会の議長は常勤監査役（社内監査役）が務めております。

(b) 各監査役の主な経歴等は、次のとおりです。

＜ 事業年度末現在 ＞

役職名	氏　　名	主な経歴等
常勤監査役（社 内）	佐藤　俊明	当行のコンプライアンス統括部門、経営管理・企画部門の長を務めた経験を有し、銀行業務に加え、コンプライアンス、財務・会計に関する知見を有しております。
常勤監査役（社 外）	岡田　雄	大分県在職中に中部振興局長、会計管理者兼会計管理局長を歴任するなど、豊富な行政経験と幅広い見識を有しております。
非常勤監査役（社 外）	五十嵐　副夫	国立大学法人大分大学において、経済学部長、副学長を歴任した高い学識と教育組織の管理運営に係る豊富な経験を有しております。

(c) 監査役監査は、監査役会で決定された監査の方針、監査計画、監査の方法、監査職務の分担、監査スケジュール等に基づき、内部監査部門及び会計監査人とも連携し、経営全般に亘る監査を実施しております。監査職務の分担としては、常勤監査役の２名が各種重要な会議への出席、取締役・部店長等へのヒアリング、重要な決裁書類等の閲覧、営業店への往査等、日常的な監査業務を担当し、非常勤監査役は取締役会及び監査役会への出席を通じた監査を主に行っております。なお、監査役制度を有効に機能させるため、監査役室に監査役のサポートを行うスタッフ１名（監査部との兼任）を配置しております。

ロ．監査役及び監査役会の活動状況

(a) 監査役会の開催頻度、個々の監査役の出席状況

当行では、監査役会を原則毎月開催しており、当事業年度においては、合計18回開催(平均所要時間：約１時間48分、総付議議案・報告件数:104件)しました。

個々の監査役の出席状況については、次のとおりです。

役職名	氏　　名	出席状況（出席率）
常勤監査役（社内）	佐藤　俊明	18 回 ／ 18 回（100.0 %）
常勤監査役（社外）	岡田　雄	18 回 ／ 18 回（100.0 %）
非常勤監査役（社外）	五十嵐　副夫	18 回 ／ 18 回（100.0 %）

(b) 監査役会の主な検討事項

監査役会は、常勤監査役の職務執行状況、内部監査部門及び会計監査人による監査の実施状況・結果について報告を受けるほか、必要に応じて各部門から報告・説明を直接聴取し、次の事項について検討・協議を行いました。

- 監査の方針、監査計画、監査職務の分担、監査結果等について
- 重点監査項目（収益力の強化に向けた取組み状況、信用コストの抑制に向けた取組み状況、ＡＭＬ／ＣＦＴの徹底に向けた取組み状況、顧客情報等の漏えい防止に向けた取組み状況）
- 内部統制システムの構築・運用状況について
- 取締役の職務の執行状況について
- 会計監査人監査の相当性（監査計画と監査報酬の適切性、会計監査人監査の方法と結果の相当性、会計監査人の再任、選任・解任・不再任に関する議案の決定について）
- 監査役会監査報告の作成について
- 監査役及び補欠監査役の選任に関する議案の同意について
- 定時株主総会の招集手続、議案・参考書類等について

(c) 監査役の主な活動状況

常勤監査役及び非常勤監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役から経営上の重要事項に関する報告・説明を聴取しています。また、監査役会に付議された議案の検討・協議を通じ、内部統制システムの構築・運用状況を監視・検証するなど、取締役の職務の執行状況について監査を行っております。

なお、社外取締役と監査役による会合も適宜開催し、意見交換を実施しております。

常勤監査役は、取締役会以外の重要な会議にも出席し、取締役・部店長等へのヒアリング、重要な決裁書類等の閲覧、営業店への往査、監査部監査及び会計監査人監査の立会い等を通じて日常的に監査を行っております。監査役会には、監査の実施状況・結果を四半期毎に報告しているほか、会計監査人及び代表取締役との間で定期的に会合を開催し、意見交換を実施しております。

② 内部監査の状況

当行は、内部監査部署として監査部を設置し、９名体制で内部監査を実施しております。監査部は取締役会直轄の組織であり、牽制機能を確保するため、すべての業務部門から独立しており、取締役会で承認を得た「監査計画」に基づいて監査を実施し、監査結果を取締役会へ報告しております。また、監査部は総合企画部と連携し、財務報告に係る内部統制の有効性評価に関し、定期的に開催する内部統制会議で体系的かつ組織横断的な審議・調整を行ない、その内容を取締役会に付議及び報告しております。

③ 会計監査の状況

イ．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ．継続監査期間

2010年4月以降

ハ．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員　藤井　義博

指定有限責任社員　山田　修

ニ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士　11名　　その他　32名

ホ．監査法人の選定方針と理由

EY新日本有限責任監査法人を会計監査人に選定した理由は、当監査法人の会計監査人としての専門性、職務遂行能力及び独立性、品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当行の会計監査人として適任であると判断したためであります。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ヘ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

監査役及び監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、監査法人の評価を毎期行っており、EY新日本有限責任監査法人の会計監査人としての専門性、職務遂行能力及び独立性、品質管理体制等について検証した結果、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」に照らし、解任・不再任とする事由は認められないと評価しております。

④　監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
48	－	47	－

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（イ．を除く）

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
－	－	－	－

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

ニ．監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

ホ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手と説明・報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容と前事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算定根拠等を検討した結果、当該報酬等の額は監査品質の確保の観点から相当であると判断したため、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当行は、取締役の報酬等の決定に関する基本方針を取締役会において次のように定めております。

イ．取締役の報酬体系は、当行の持続的な成長、中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう適切に設定する。

ロ．取締役の報酬等は、当行の中長期的な業績、経済及び社会の情勢等を踏まえた上で、各取締役が果たすべき役割・責務を総合的に勘案して決定する。

ハ．取締役の報酬等は、優秀な人材の確保・維持が可能な水準を目指す。

具体的な役員報酬制度といたしましては、役員の報酬等の構成を、基本報酬(固定報酬)、賞与としております。

基本報酬は役員としての職務内容・人物評価・業務実績等を勘案して決定しており、賞与は、当行の業績を勘案して決定しております。なお、2003年度より役員賞与の支給は見送っております。

当行の役員報酬等については、1984年６月29日開催の定時株主総会(取締役10名、監査役3名)において監査役の金銭報酬の総額を月額２百万円以内と定め、2006年６月29日開催の定時株主総会(取締役5名、監査役4名)において取締役の金銭報酬の総額を月額７百万円以内と定めております。

取締役の個人別の報酬額の具体的内容は取締役会で決定しております。また、監査役の報酬の個人別の分配については監査役の協議により決定しております。

なお、中長期的な業績を考慮し、前年度と同程度の固定報酬のみとしており基本方針に沿うものと取締役会では判断しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度(自　2021年４月１日　至　2022年３月31日)

役員区分	員数(人)	報酬等の総額(百万円)				
			固定報酬(百万円)	業績連動報酬(百万円)	退職慰労金(百万円)	その他(百万円)
取締役(社外取締役を除く)	6	76	76	－	－	－
監査役(社外監査役を除く)	1	10	10	－	－	－
社外役員	4	15	15	－	－	－

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

投資目的が「協力関係の維持・強化」「取引関係の維持・強化」「地域社会への貢献」「Fintech ・IoT 等の金融技術、先進分野、取引先企業のビジネスチャンスにつながる技術やノウハウ等の知見を得ること」である投資株式を純投資目的以外の目的である投資株式とし、純投資目的である投資株式と区分しています。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

投資目的が「協力関係の維持・強化」「取引関係の維持・強化」「地域社会への貢献」「Fintech ・IoT 等の金融技術、先進分野、取引先企業のビジネスチャンスにつながる技術やノウハウ等の知見を得ること」である株式のみを保有しております。そのうち上場株式については、資本・業務提携を行っている銘柄、業務上の関係が強く保有合理性が高い銘柄、及び取引関係の維持・向上を図るために保有合理性が高い銘柄については継続保有する方針であり、業務上の関係が殆ど無く、保有する経済的合理性は高くない銘柄については中長期的に縮減する方針としております。

また、上場株式についてはその保有の適否を個別銘柄毎に、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。

ロ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	12	1,454
非上場株式	36	797

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	－	－	－
非上場株式	1	100	協力関係維持・強化のため優先株式の引受を行なっております。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
上場株式	－	－
非上場株式	－	－

ハ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

（特定投資株式）

銘柄	当事業年度 株式数 （千株） 貸借対照表 計上額 （百万円）	前事業年度 株式数 （千株） 貸借対照表 計上額 （百万円）	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の 株式の 保有の 有無
ジェイリース 株式会社	160	160	保有目的：取引関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	278	131		
株式会社 福岡中央銀行	114	114	保有目的：協力関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	237	271		
株式会社 ふくおかフィナンシャルグループ	89	89	保有目的：協力関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	213	188		
株式会社 西日本フィナンシャルホールディングス	211	211	保有目的：協力関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	159	167		
株式会社 宮崎太陽銀行	117	117	保有目的：協力関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	110	117		
株式会社 九州リースサービス	150	150	保有目的：取引関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	87	104		
株式会社 南日本銀行	124	124	保有目的：協力関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	80	92		
株式会社 高知銀行	102	102	保有目的：協力関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	77	87		
株式会社 トマト銀行	73	73	保有目的：協力関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	76	83		

銘柄	当事業年度 株式数 （千株） 貸借対照表 計上額 （百万円）	前事業年度 株式数 （千株） 貸借対照表 計上額 （百万円）	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当行の 株式の 保有の 有無
東京海上ホールディングス株式会社	10	10	保有目的：取引関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております	有
	71	52		
株式会社 東和銀行	64	64	保有目的：協力関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております	有
	34	44		
ＳＯＭＰＯホールディングス 株式会社	5	5	保有目的：取引関係の維持・強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性については、保有目的が適切かどうか、発行先との関係性、保有コストとリターンに基づく経済合理性等を踏まえ、取締役会にて総合的に検証しております。	有
	26	21		

（みなし保有株式）

該当事項はありません。

③　保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 （銘柄）	貸借対照表計上額の合計額 （百万円）	銘柄数 （銘柄）	貸借対照表計上額の合計額 （百万円）
上場株式	56	2,604	62	2,559
非上場株式	－	－	－	－

区分	当事業年度		
	受取配当金の合計額 （百万円）	売却損益の合計額 （百万円）	評価損益の合計額 （百万円）
上場株式	82	△12	307
非上場株式	－	－	－

④　当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

⑤　当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第５　【経理の状況】

１．当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。

２．当行は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

３．当行は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、外部団体が主催する研修・セミナー等に参加しております。

４．「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）第５条第２項により、当行では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表を作成しておりません。

1　【財務諸表等】

(1)　【財務諸表】

①　【貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
資産の部		
現金預け金	100,280	106,096
現金	6,637	8,273
預け金	※4　93,643	※4　97,823
有価証券	※1,※2,※4　104,475	※1,※2,※4　110,161
国債	5,051	10,960
地方債	42,136	42,939
社債	※9　36,363	※9　35,992
株式	4,621	4,855
その他の証券	16,301	15,413
貸出金	※2,※4,※5　414,654	※2,※4,※5　417,743
割引手形	※3　1,975	※3　1,765
手形貸付	23,057	23,312
証書貸付	365,001	366,947
当座貸越	24,619	25,718
外国為替	2,327	88
外国他店預け	2,327	88
その他資産	※2　9,166	※2　5,764
未決済為替貸	44	69
前払費用	19	43
未収収益	352	357
金融派生商品	0	—
中央清算機関差入証拠金	※4　8,000	※4　5,000
その他の資産	※4　750	※4　293
有形固定資産	※7,※8　6,481	※7,※8　6,454
建物	1,222	1,348
土地	※6　4,793	※6　4,582
リース資産	97	61
建設仮勘定	127	—
その他の有形固定資産	240	462
無形固定資産	639	528
ソフトウエア	635	512
ソフトウエア仮勘定	4	15
その他の無形固定資産	0	0
前払年金費用	596	629
繰延税金資産	204	454
支払承諾見返	※2　457	※2　348
貸倒引当金	△5,635	△5,336
資産の部合計	633,648	642,931

（単位：百万円）

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
負債の部		
預金	※4　552,279	※4　562,414
当座預金	7,754	8,636
普通預金	269,180	285,549
貯蓄預金	883	895
通知預金	856	23
定期預金	257,040	249,454
定期積金	4,788	4,647
その他の預金	11,775	13,207
譲渡性預金	14,107	13,468
借用金	※4　30,340	※4　30,121
借入金	30,340	30,121
外国為替	0	—
未払外国為替	0	—
その他負債	3,798	3,795
未決済為替借	130	150
未払法人税等	98	179
未払費用	481	394
前受収益	429	444
給付補填備金	0	0
リース債務	105	67
資産除去債務	166	175
その他の負債	2,385	2,383
賞与引当金	202	237
睡眠預金払戻損失引当金	22	9
再評価に係る繰延税金負債	※6　542	※6　523
支払承諾	457	348
負債の部合計	601,750	610,920
純資産の部		
資本金	12,495	12,495
資本剰余金	10,349	10,349
資本準備金	10,349	10,349
利益剰余金	7,605	8,078
利益準備金	956	1,040
その他利益剰余金	6,649	7,038
繰越利益剰余金	6,649	7,038
自己株式	△91	△91
株主資本合計	30,359	30,831
その他有価証券評価差額金	477	160
土地再評価差額金	※6　1,061	※6　1,019
評価・換算差額等合計	1,539	1,179
純資産の部合計	31,898	32,011
負債及び純資産の部合計	633,648	642,931

② 【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
経常収益	※1　9,980	※1　9,645
資金運用収益	7,900	8,055
貸出金利息	7,339	7,401
有価証券利息配当金	513	536
コールローン利息	0	0
預け金利息	46	116
その他の受入利息	0	0
役務取引等収益	1,130	1,167
受入為替手数料	436	398
その他の役務収益	693	768
その他業務収益	40	38
外国為替売買益	3	1
国債等債券売却益	37	36
その他経常収益	908	385
貸倒引当金戻入益	504	186
償却債権取立益	158	60
株式等売却益	115	34
その他の経常収益	130	103
経常費用	9,176	8,686
資金調達費用	140	76
預金利息	133	75
譲渡性預金利息	7	1
コールマネー利息	0	0
借用金利息	0	0
役務取引等費用	1,203	1,177
支払為替手数料	101	77
その他の役務費用	1,102	1,100
その他業務費用	51	89
国債等債券売却損	51	35
その他の業務費用	0	54
営業経費	※2　6,385	※2　6,564
その他経常費用	1,395	777
貸出金償却	363	623
株式等売却損	143	47
株式等償却	155	66
その他の経常費用	※3　733	※3　40
経常利益	803	959

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
特別利益	12	0
固定資産処分益	11	0
その他の特別利益	1	0
特別損失	1	102
固定資産処分損	1	2
減損損失	—	※4　99
その他の特別損失	0	—
税引前当期純利益	814	856
法人税、住民税及び事業税	17	126
法人税等調整額	△198	△118
法人税等合計	△181	8
当期純利益	995	848

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自　2020年４月１日　至　2021年３月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	12,495	10,349	10,349	873	6,147	7,020	△91	29,774
当期変動額								
剰余金の配当				83	△500	△416		△416
当期純利益					995	995		995
自己株式の取得							△0	△0
土地再評価差額金の取崩					5	5		5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	83	501	584	△0	584
当期末残高	12,495	10,349	10,349	956	6,649	7,605	△91	30,359

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△612	1,067	455	30,229
当期変動額				
剰余金の配当				△416
当期純利益				995
自己株式の取得				△0
土地再評価差額金の取崩				5
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,089	△5	1,084	1,084
当期変動額合計	1,089	△5	1,084	1,668
当期末残高	477	1,061	1,539	31,898

当事業年度(自　2021年４月１日　至　2022年３月31日)

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	12,495	10,349	10,349	956	6,649	7,605	△91	30,359
当期変動額								
剰余金の配当				83	△501	△418		△418
当期純利益					848	848		848
自己株式の取得							△0	△0
土地再評価差額金の取崩					42	42		42
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	83	389	472	△0	472
当期末残高	12,495	10,349	10,349	1,040	7,038	8,078	△91	30,831

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	477	1,061	1,539	31,898
当期変動額				
剰余金の配当				△418
当期純利益				848
自己株式の取得				△0
土地再評価差額金の取崩				42
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△317	△42	△359	△359
当期変動額合計	△317	△42	△359	113
当期末残高	160	1,019	1,179	32,011

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	814	856
減価償却費	409	453
減損損失	—	99
貸倒引当金の増減（△）	△590	△299
賞与引当金の増減額（△は減少）	22	35
前払年金費用の増減額（△は増加）	13	△32
睡眠預金払戻損失引当金の増減（△）	△60	△12
資金運用収益	△7,900	△8,055
資金調達費用	140	76
有価証券関係損益（△）	208	80
固定資産処分損益（△は益）	△9	2
貸出金の純増（△）減	△13,514	△3,088
預金の純増減（△）	39,280	10,134
譲渡性預金の純増減（△）	△4,151	△638
借用金の純増減（△）	18,575	△218
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	770	226
外国為替（資産）の純増（△）減	△361	2,239
外国為替（負債）の純増減（△）	△15	△0
資金運用による収入	7,967	8,138
資金調達による支出	△262	△134
その他	△2,914	3,331
小計	38,420	13,195
法人税等の還付額	87	57
法人税等の支払額	△68	△55
営業活動によるキャッシュ・フロー	38,439	13,197
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△80,747	△67,961
有価証券の売却による収入	1,010	601
有価証券の償還による収入	76,637	61,068
有形固定資産の取得による支出	△241	△288
無形固定資産の取得による支出	△122	△112
有形固定資産の売却による収入	38	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,424	△6,691
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△58	△48
配当金の支払額	△414	△415
自己株式の取得による支出	△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△472	△464
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	34,542	6,041
現金及び現金同等物の期首残高	63,086	97,629
現金及び現金同等物の期末残高	※1　97,629	※1　103,670

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物：34年～50年

その他： 4年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(５年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数として定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

４．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

５．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第４号2020年10月８日。以下「銀行等監査特別委員会報告第４号」という。)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権のうち、銀行等監査特別委員会報告第４号に規定する要管理先債権及び債務者の条件変更の有無、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に基づいてグルーピングされた異なる信用リスクを有する要注意先債権(以下「要管理先債権等」という。)については今後３年間の予想損失額、その他の債権については今後１年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、要管理先債権等は３年間、その他の債権は１年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に対し、今後３年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、主に３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。実質破綻先債権及び破綻先債権に相当する債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、要管理先債権及び破綻懸念先債権を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額等と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、実質破綻先債権及び破綻先債権のうち担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,944百万円(前事業年度末は3,021百万円)であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。当事業年度末においては、年金資産の額が退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として貸借対照表に計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（９年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

６．収益及び費用の計上基準

当行の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、金融サービスに係る役務の提供であり、主に約束したサービスを顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額等で収益を認識しております。

７．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

８．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(2)関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託の解約・償還に伴う損益

投資信託の解約・償還に伴う損益については、解約益及び償還益の場合は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」として、解約損及び償還損の場合は「有価証券利息配当金」を減額して計上しております。

ただし、投資信託の期中収益分配金等が全体で損となる場合は、「その他業務費用」の「国債等債券償還損」に計上しております。

（重要な会計上の見積り）

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
貸倒引当金	5,635百万円	5,336百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針」「５．引当金の計上基準」「(1)貸倒引当金」に記載しております。なお、当事業年度における予想損失額の算定には、将来見込み等必要な修正は加えておりません。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績等の見通し」及び「債務者区分の判定における新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ-19）の経済活動等への影響」であります。

「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績等の見通し」においては、債務者が策定した経営改善計画等の合理性及び実現可能性等も踏まえて、将来の業績等の見通しを仮定しております。

また、「債務者区分の判定における新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ-19）の経済活動等への影響」については、新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ-19）の経済活動等への影響が今後少なくとも１年程度続くものと想定し、当行の特定業種を含む貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。

③翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

上記、貸出先の将来の業績等の見通し及び新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ-19）の経済活動等への影響には、不確実性が伴います。従って、当初の見積もりに用いた仮定が想定より変化した場合には、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年３月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、役務取引等収益の一部について主に一時点で収益を計上する方法から、一定の期間にわたって収益を計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

収益認識会計基準等の適用による期首繰越利益剰余金に与える影響はありません。また、当事業年度の財務諸表に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-３項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこ

とといたしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2019年７月４日）第７－４項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

（未適用の会計基準等）

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）

（１） 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

（２） 適用予定日

2023年３月期の期首より適用予定であります。

（３） 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（会計上の見積りの変更）

（貸倒引当金の計上方法の変更）

当行は経営方針に「地域への徹底支援」を掲げ、中小企業・小規模事業の債務者への積極的な金融支援及び経営改善支援の取組みを実施していますが、当行の与信ポートフォリオの特性を踏まえた引当の重要性が増していること、さらに足元では新型コロナウイルス感染症という極めて不確実性の高い要素が発生していることから、それらを引当により適切に反映していくことが課題であると認識しています。

このため当行は地域金融機関として適切かつ積極的な金融支援を行うなどの金融仲介機能を発揮するため、将来の信用リスクを貸倒引当金により適切に反映させ、財務の健全性を更に確保することが必要であると判断し、貸倒引当金に関する見積りの変更を行っております。

具体的には要管理先債権以外の要注意先債権のうち、債務者の条件変更の有無、財政状態及びキャッシュ・フローの状況に基づいてグルーピングされた異なる信用リスクを有する要注意先債権については、要管理先債権及び破綻懸念先債権に準じて、従来の１年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求める方法から、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求める方法に変更しました。

この見積りの変更により、当事業年度末の貸倒引当金繰入額及び貸倒引当金は412百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益は同額減少しております。

（貸借対照表関係）

※１．関係会社の出資金の総額

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
出資金	90百万円	168百万円

※２．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1,163 百万円	1,224 百万円
危険債権額	16,290 百万円	17,126 百万円
要管理債権額	689 百万円	623 百万円
三月以上延滞債権額	－ 百万円	－ 百万円
貸出条件緩和債権額	689 百万円	623 百万円
小計額	18,144 百万円	18,975 百万円
正常債権額	401,170 百万円	403,303 百万円
合計額	419,314 百万円	422,278 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

（表示方法の変更）

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年１月24日 内閣府令第３号）が2022年３月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

※３．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号　2022年３月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
1,975百万円	1,765百万円

※４．担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
担保に供している資産		
有価証券	40,090百万円	34,941百万円
貸出金	6,744百万円	6,240百万円
計	46,834百万円	41,181百万円
担保資産に対応する債務		
預金	714百万円	640百万円
借用金	30,000百万円	30,000百万円
計	30,714百万円	30,640百万円

上記のほか、内国為替決済、公金収納の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
有価証券	1,989百万円	－百万円
預け金	59百万円	59百万円
中央清算機関差入証拠金	8,000百万円	5,000百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
保証金	481百万円	7百万円

※５．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
融資未実行残高	29,904百万円	30,049百万円
うち契約残存期間が１年以内のもの	29,144百万円	30,049百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※６．土地の再評価に関する法律(1998年３月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年３月31日公布政令第119号)第２条第４号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
2,069百万円	1,952百万円

※７．有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
減価償却累計額	5,465百万円	5,634百万円

※８．有形固定資産の圧縮記帳額

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
圧縮記帳額	520百万円	520百万円
(当該事業年度の圧縮記帳額)	(－百万円)	(－百万円)

※９．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第２条第３項)による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
3,943百万円	3,919百万円

※10．取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額

前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
3百万円	0百万円

（損益計算書関係）

※１．顧客との契約から生じる収益

経常収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２．営業経費には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
給料・手当	2,536百万円	2,686百万円
減価償却費	409百万円	453百万円
退職給付費用	98百万円	69百万円

※３．その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
貸出金償却	363百万円	623百万円
株式等償却	155百万円	66百万円
株式等売却損	143百万円	47百万円
債権売却損	653百万円	－百万円

※４．減損損失

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

当行は以下の資産について減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失		
				うち土地	うち建物
大分県内	営業用不動産１カ所	土地、建物	35百万円	30百万円	4百万円
大分県内	遊休不動産１カ所	土地、建物	11百万円	8百万円	3百万円
大分県外	営業用不動産１カ所	土地	52百万円	52百万円	－百万円

上記の資産は、売却等の方針の決定、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当行は、グルーピングの単位を営業店単位としております。ただし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングをしております。また、本部等銀行全体に関連する資産については共用資産としております。

なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は不動産鑑定評価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	5,944	－	－	5,944	
Ｂ種優先株式	3,000	－	－	3,000	
Ｄ種優先株式	1,600	－	－	1,600	
Ｅ種優先株式	799	－	－	799	
合計	11,344	－	－	11,344	
自己株式					
普通株式	46	0	－	47	（注）
合計	46	0	－	47	

（注）普通株式の自己株式数の増加０千株は、単元未満株式の買取によるものです。

２．配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年６月26日定時株主総会	普通株式	58	10	2020年３月31日	2020年６月29日
	Ｂ種優先株式	24	8	2020年３月31日	2020年６月29日
	Ｄ種優先株式	173	108.6	2020年３月31日	2020年６月29日
	Ｅ種優先株式	159	200	2020年３月31日	2020年６月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年６月29日定時株主総会	普通株式	58	その他利益剰余金	10	2021年３月31日	2021年６月30日
	Ｂ種優先株式	24	その他利益剰余金	8	2021年３月31日	2021年６月30日
	Ｄ種優先株式	175	その他利益剰余金	109.6	2021年３月31日	2021年６月30日
	Ｅ種優先株式	159	その他利益剰余金	200	2021年３月31日	2021年６月30日

当事業年度(自　2021年４月１日　至　2022年３月31日)

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

		当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
発行済株式						
	普通株式	5,944	－	－	5,944	
	Ｂ種優先株式	3,000	－	－	3,000	
	Ｄ種優先株式	1,600	－	－	1,600	
	Ｅ種優先株式	799	－	－	799	
	合計	11,344	－	－	11,344	
自己株式						
	普通株式	47	0	－	47	(注)
	合計	47	0	－	47	

(注)普通株式の自己株式数の増加０千株は、単元未満株式の買取によるものです。

２．配当に関する事項

(1) 当事業年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	１株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年６月29日 定時株主総会	普通株式	58	10	2021年３月31日	2021年６月30日
	Ｂ種優先株式	24	8	2021年３月31日	2021年６月30日
	Ｄ種優先株式	175	109.6	2021年３月31日	2021年６月30日
	Ｅ種優先株式	159	200	2021年３月31日	2021年６月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	１株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年６月29日 定時株主総会	普通株式	58	その他 利益剰余金	10	2022年３月31日	2022年６月30日
	Ｂ種優先株式	24	その他 利益剰余金	8	2022年３月31日	2022年６月30日
	Ｄ種優先株式	176	その他 利益剰余金	110.6	2022年３月31日	2022年６月30日
	Ｅ種優先株式	159	その他 利益剰余金	200	2022年３月31日	2022年６月30日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※１．現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
現金預け金勘定	100,280百万円	106,096百万円
定期預け金	△2,059百万円	△2,059百万円
その他預け金	△592百万円	△366百万円
現金及び現金同等物	97,629百万円	103,670百万円

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①　リース資産の内容

有形固定資産

ＡＴＭ、パソコン、車輌

②　リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「３．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行は、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務など銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っており、市場の状況や長短のバランスを勘案して、資金の運用及び調達を行っております。

このように、主として金利変動や価格変動を伴う金融資産と負債を保有しているため、当行は資産及び負債の総合的管理（ALM:Asset Liability Management）を実施し、資産・負債のリスクを統合的に把握し、適正な管理を実施することにより、経営の健全性の確保と経営資源の効率的活用による収益性の向上を図っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

① 金融資産

当行が保有する主な金融資産は、国内の事業者及び個人に対する貸出金及び国債や社債等の債券・株式・投資信託等の有価証券であり、海外有価証券はありません。

また、有価証券は、その他投資目的で保有しており、トレーディング目的では保有しておりません。

これらの金融資産は、経済環境の変化や貸出先・発行体の財務状況の悪化等による信用力低下や債務不履行等の信用リスクや、金利・株価等の市場変動等により価格や収益等が変動する市場リスク、市場流動性の低下により適正な価格での取引が難しくなる市場流動性リスクに晒されております。

② 金融負債

当行が保有する主な金融負債は、預金のほか、借入金を含んでおります。

預金は、国内の事業者及び個人の預金であります。

これらの金融負債は、金融資産と同様に、金利等の相場変動により価格やコスト等が変動する市場リスクや、市場の混乱や信用力の低下等により資金の調達が困難となる市場流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行は、リスク管理に関する方針や基本的事項を「リスク管理の基本方針」、「統合的リスク管理規程」にて制定し、これらの規程等に基づき組織的なリスク管理態勢を構築しております。

具体的には、取締役会をリスク管理態勢の上位機関とし、その下位に経営会議、頭取を委員長とするALM/リスク管理協議会を設置し、更にリスク種別毎に市場リスク部会や流動性リスク部会等を組織横断的に設置しております。

あわせて総合企画部をリスク管理の統括部署とし、リスク種別毎に主管部署または担当部署を特定しております。

このような組織態勢と各種規程・マニュアル等により金融商品に係る信用リスク・市場リスク・流動性リスク等を管理しております。

① 信用リスクの管理

当行は、銀行経営の健全性の観点から、貸出資産の健全性が重要であると考え、「クレジットポリシー」及び「信用リスク管理規程」「与信決裁権限規程」等の信用リスクに関する管理諸規程に従い、融資部が主管となって与信案件の審査や与信のポートフォリオ管理を行い、信用リスクを管理しております。

与信限度額、内部格付、保証や担保の設定、開示債権への対応など与信管理に関する規程やマニュアルを整備し、営業店を指導する一方、特に信用リスクの程度が大きい与信先等については、融資部が重点的に管理を行っております。

また、組織横断的な信用リスク部会や与信案件協議機関として融資会議を設置し、案件次第では経営会議等に付議する等により、信用リスクをコントロールし与信運営上のガバナンスを確保しております。

② 市場リスクの管理

(ⅰ)金利リスク及び価格変動リスクの管理

当行は、銀行経営の健全性の観点から、市場リスク管理は重要であると考えております。

当行が保有する主な市場リスクには、金利市場や株式市場等の変動により収益や価格が変動するリスクがあるため、それらリスクを適時適切に計測し管理しております。

「市場リスク管理規程」「統合的リスク管理細則」「市場リスク計測要領」等の規程及びマニュアルにリスク管理方法やリスク計測手法等を明記し、ALMに関する方針に基づき、ALM/リスク管理協議会等においてリスク状況の報告や今後の対応の協議等を行っております。

また、有価証券については、経営会議で決定した運用施策や有価証券運用基準に従って運用しております。

(ⅱ)為替リスクの管理

当行は、積極的な外貨建資産への投資を行っておりませんが、一部運用商品に含まれる為替リスクについては、他の市場リスクと合わせて一定の限度内に収まるよう管理しております。

③ 流動性リスクの管理

当行は、銀行経営の健全性の観点から、資金調達に係る流動性リスクを重要と考え、流動性リスク管理規程等に基づき管理しております。

主管部署及び統括部署が日常的に資金管理を行う一方で、将来の資金運用を反映した資金繰り予想を行い、月次で流動性リスク部会やALM/リスク管理協議会に報告することにより、統合的に管理しております。

(4) 市場リスク管理に係る定量的情報

① トレーディング勘定の金融商品

当行は、トレーディング勘定の金融商品を保有しておりません。

② トレーディング勘定以外の金融商品

当行の保有する金融商品の市場リスクについては、自己資本を勘案して策定した統合的リスク管理方針に基づいて、VaR(Value at Risk)を用いた統合リスク管理を実施することにより管理しております。

具体的には、市場金利やTOPIX等を指標として金融商品のVaRを計測し、自己資本を勘案して設定したリスクリミットを超過しないよう管理しております。

また、VaRについては金利の変動による金利リスクと市場価格の変動による価格変動リスクに区分して認識しております。

当行の保有する金融商品のうち、金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「現金預け金」、「貸出金」、「預金」、「借用金」であります。

これらの算定については、分散共分散法(保有期間120日、信頼水準99%、観測期間720日(但し主たる資産・負債の観測期間))を採用しており、2022年３月31日現在では、350百万円(前事業年度末は600百万円)となっております。

また、価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「有価証券」のその他有価証券に分類される株式、投資信託、債券であります。

これらの算定については、金利リスクと同様に分散共分散法(保有期間120日、信頼水準99%、観測期間720日)を採用しており、2022年３月31日現在では、1,828百万円(前事業年度末は1,974百万円)となっております。

従って、市場リスク全体では2,178百万円(前事業年度末は2,574百万円)となっております。

なお、VaRは、過去の市場相場の変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量であることから、市場環境が過去と大きく異なり変動する場合のリスクを捕捉できない可能性があり、従って実際の損失額がVaRを上回る場合もあります。

(5) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。((注１)参照)。また、現金預け金、外国為替(資産)は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前事業年度(2021年３月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	103,395	103,395	―
(2) 貸出金	414,654		
貸倒引当金(*)	△5,627		
	409,027	412,864	3,837
資産計	512,422	516,260	3,837
(1) 預金	552,279	552,367	87
(2) 譲渡性預金	14,107	14,107	0
(3) 借用金	30,340	30,340	0
負債計	596,727	596,815	88

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当事業年度(2022年３月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	108,887	108,887	―
(2) 貸出金	417,743		
貸倒引当金(*)	△5,327		
	412,415	416,027	3,611
資産計	521,303	524,915	3,611
(1) 預金	562,414	562,470	56
(2) 譲渡性預金	13,468	13,469	0
(3) 借用金	30,121	30,121	―
負債計	606,005	606,061	56

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注１）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
①　非上場株式(＊１)(＊２)	699	797
②　組合出資金(＊３)	380	476
合計	1,080	1,273

（＊１）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２）前事業年度において、非上場株式について０百万円減損処理を行っております。
当事業年度において、非上場株式について２百万円減損処理を行っております。

（＊３）組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年７月４日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（注２）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2021年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預け金	93,643	－	－	－	－	－
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	8,118	21,611	25,561	22,674	20,064	－
うち国債	－	－	2,041	－	3,010	－
地方債	－	8,159	5,424	16,440	12,112	－
社債	6,873	10,030	15,329	1,721	2,408	－
その他	1,244	3,421	2,765	4,513	2,533	－
貸出金(*)	213,320	55,914	50,402	25,407	23,001	4,929
合計	315,081	77,526	75,963	48,082	43,065	4,929

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない17,382百万円、当座貸越等の期間の定めのないもの24,296百万円は含めておりません。

当事業年度（2022年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預け金	97,823	－	－	－	－	－
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	14,178	24,102	34,266	1,933	29,036	－
うち国債	－	2,025	－	－	8,934	－
地方債	5,105	3,934	20,893	495	12,511	－
社債	7,636	14,391	7,605	1,120	5,238	－
その他	1,436	3,751	5,767	318	2,352	－
貸出金(*)	225,620	58,677	43,178	24,541	19,001	3,524
合計	337,622	82,780	77,445	26,474	48,037	3,524

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない18,295百万円、当座貸越等の期間の定めのないもの24,903百万円は含めておりません。

（注３）社債、借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2021年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預金(*)	467,106	54,484	30,676	11	－	－
譲渡性預金	14,107	－	－	－	－	－
借用金	22,518	5,963	1,858	－	－	－
合計	503,732	60,447	32,535	11	－	－

(*) 預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

当事業年度（2022年３月31日）

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ３年以内	３年超 ５年以内	５年超 ７年以内	７年超 10年以内	10年超
預金(*)	486,184	49,687	26,535	7	－	－
譲渡性預金	13,468	－	－	－	－	－
借用金	27,134	2,969	17	－	－	－
合計	526,787	52,656	26,553	7	－	－

(*) 預金のうち、要求払預金については、「１年以内」に含めて開示しております。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2022年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	10,960	42,939	－	53,899
社債	－	32,032	3,960	35,992
株式	4,058	－	－	4,058
その他	－	9,171	－	9,171
資産計	15,018	84,143	3,960	103,122

（※）「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（2020年３月６日内閣府令第９号）附則第２条第６項の経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託等の金額は5,764百万円であります。

（２）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2022年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
貸出金	－	－	416,027	416,027
資産計	－	－	416,027	416,027
預金	－	562,470	－	562,470
譲渡性預金	－	13,469	－	13,469
借用金	－	30,121	－	30,121
負債計	－	606,061	－	606,061

（注１）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資　産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

主に地方債、社債、円建外債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュフローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには日本円OIS、SWAPレート、デフォルト率が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しており、社債（銀行保証付私募債）がこれに含まれます。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸出金等は、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

金利の決定方法が特殊な貸出金は、当行から独立した第三者の価格提供者により提示された評価額を時価としております。

返済期限を設けていない貸出金は、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

これらの取引につきましては、レベル３の時価に分類しております。

負　債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、新規に預金を受け入れた場合に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。

当該時価はレベル２の時価に分類しております。

借用金

借用金は全て固定金利であり、一定の期間毎に区分した元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

当該時価はレベル２の時価に分類しております。

（注２）時価で貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

（１）重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当事業年度（2022年３月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	デフォルト率	0.3%－3.0%	0.6%

（２）期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

当事業年度（2022年３月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又は評価・換算差額等		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する金融資産の評価損益
		損益に計上	評価・換算差額等に計上（＊）					
有価証券								
社債								
私募債	3,982	－	1	△23	－	－	3,960	－

（※）貸借対照表の「評価・換算差額等」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

（3）時価評価のプロセスの説明

当行は時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しており、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。

（4）重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、格付別デフォルト率であります。このインプットの著しい増加（減少）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

（有価証券関係）

※　貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

１．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
子会社株式（出資金）	90	168
関連会社株式	－	－
合計	90	168

２．その他有価証券

前事業年度（2021年３月31日）

	種類	貸借対照表計上額 （百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,336	1,651	685
	債券	52,847	52,480	366
	国債	2,041	2,007	33
	地方債	27,714	27,648	65
	社債	23,091	22,824	267
	その他	9,174	8,908	266
	小計	64,358	63,040	1,318
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,585	1,910	△324
	債券	30,704	30,811	△106
	国債	3,010	3,018	△7
	地方債	14,421	14,458	△36
	社債	13,271	13,334	△62
	その他	6,746	6,869	△122
	小計	39,036	39,590	△554
合計		103,395	102,631	763

当事業年度(2022年３月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	2,505	1,557	948
	債券	36,175	35,937	238
	国債	2,025	2,005	19
	地方債	16,836	16,821	15
	社債	17,313	17,110	203
	その他	6,723	6,558	165
	小計	45,404	44,052	1,351
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,553	1,935	△382
	債券	53,716	54,081	△364
	国債	8,934	9,026	△91
	地方債	26,103	26,257	△154
	社債	18,679	18,797	△118
	その他	8,212	8,520	△307
	小計	63,482	64,537	△1,055
合計		108,887	108,590	296

３．当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

前事業年度(自　2020年４月１日　至　2021年３月31日)及び当事業年度(自　2021年４月１日　至　2022年３月31日)

該当事項はありません。

４．当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自　2020年４月１日　至　2021年３月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	669	115	143
その他	272	34	29
合計	942	149	172

当事業年度(自　2021年４月１日　至　2022年３月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	216	34	47
債券	100	0	－
地方債	100	0	－
その他	195	13	13
合計	512	48	60

５．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前事業年度における減損処理額は155百万円（うち株式155百万円）であります。

当事業年度における減損処理額は63百万円（うち株式63百万円）であります。

なお、市場価格のある時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、当該事業年度末の時価が取得原価に比べて50％以上下落した場合は著しく下落したと判断し、30％以上50％未満下落している場合は著しく下落した銘柄に該当するか否かの判定を行い、該当した銘柄について時価の回復が見込めないと判断した場合にそれぞれ減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

該当事項はありません。

（その他有価証券評価差額金）

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前事業年度(2021年３月31日)

	金額(百万円)
評価差額	763
その他有価証券	763
(＋)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	△286
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	477
その他有価証券評価差額金	477

当事業年度(2022年３月31日)

	金額(百万円)
評価差額	296
その他有価証券	296
(＋)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	△136
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	160
その他有価証券評価差額金	160

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当行は、従業員の退職給付に備えるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給することとしております。

2．確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

区分	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
退職給付債務の期首残高	2,631	2,675
勤務費用	119	127
利息費用	22	23
数理計算上の差異の発生額	31	15
退職給付の支払額	△129	△151
退職給付債務の期末残高	2,675	2,690

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：百万円）

区分	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
年金資産の期首残高	3,101	3,219
期待運用収益	62	64
数理計算上の差異の発生額	100	△19
事業主からの拠出額	85	101
退職給付の支払額	△129	△151
年金資産の期末残高	3,219	3,215

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

（単位：百万円）

区分	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
積立型制度の退職給付債務	2,675	2,690
年金資産	△3,219	△3,215
	△544	△525
非積立型制度の退職給付債務	－	－
未積立退職給付債務	△544	△525
未認識数理計算上の差異	△52	△103
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△596	△629

前払年金費用	△596	△629
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△596	△629

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：百万円）

区分	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
勤務費用	119	127
利息費用	22	23
期待運用収益	△62	△64
数理計算上の差異の費用処理額	18	△16
確定給付制度に係る退職給付費用	98	69

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
一般勘定	49.18%	49.30%
株式	14.83%	14.00%
債券	29.99%	29.62%
その他	6.00%	7.08%
合計	100.00%	100.00%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

区分	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
割引率	0.865%	0.865%
長期期待運用収益率	2.00%	2.00%
予想昇給率	1.7%	1.7%

３．確定拠出制度

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2021年３月31日）	当事業年度 （2022年３月31日）
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金（注２）	1,669百万円	1,561百万円
貸倒引当金	2,268	2,247
減価償却超過額	67	72
有価証券償却否認	375	342
その他有価証券評価差額金	70	69
その他	321	346
繰延税金資産小計	4,773	4,639
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注２）	△1,538	△1,388
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,560	△2,464
評価性引当額小計（注１）	△4,098	△3,852
繰延税金資産合計	675	787
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	286	136
前払年金費用	181	191
資産除去債務	2	4
繰延税金負債合計	470	332
繰延税金資産の純額	204百万円	454百万円

（注１）評価性引当額の変動の主な内容は、税務上の繰越欠損金及び貸倒引当金に係る評価性引当額の減少であります。

（注２）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2021年３月31日）

	１年以内 （百万円）	１年超 ２年以内 （百万円）	２年超 ３年以内 （百万円）	３年超 ４年以内 （百万円）	４年超 ５年以内 （百万円）	５年超 （百万円）	合計 （百万円）
税務上の繰越欠損金(*)	－	－	－	－	1,283	385	1,669
評価性引当額	－	－	－	－	△1,152	△385	△1,538
繰延税金資産	－	－	－	－	131	－	131

(*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2022年３月31日）

	１年以内 （百万円）	１年超 ２年以内 （百万円）	２年超 ３年以内 （百万円）	３年超 ４年以内 （百万円）	４年超 ５年以内 （百万円）	５年超 （百万円）	合計 （百万円）
税務上の繰越欠損金(*)	－	－	－	1,175	214	171	1,561
評価性引当額	－	－	－	△1,002	△214	△171	△1,388
繰延税金資産	－	－	－	172	－	－	172

(*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年３月31日)	当事業年度 (2022年３月31日)
法定実効税率	30.45%	30.45%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.70	0.76
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.97	△1.06
住民税均等割等	1.65	1.70
評価性引当額の増減	△51.79	△18.26
税務上の繰越欠損金の利用	－	△12.65
その他	△0.02	0.01
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△19.98%	0.95%

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

イ　当該資産除去債務の概要

当行の営業店舗等の不動産賃貸借契約及び事業用定期借地権契約に伴う原状回復義務等に関して資産除去債務を計上しております。

また、石綿障害予防規則等に基づき、一部の店舗に使用されている有害物質を除去する義務に関しましても資産除去債務を計上しております。

ロ　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から主に47年と見積もり、割引率は主に1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ　当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
期首残高	165百万円	166百万円
時の経過による調整額	2百万円	2百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	－百万円	8百万円
資産除去債務の履行による減少額	△0百万円	△0百万円
資産除去債務の戻入額	△0百万円	△0百万円
期末残高	166百万円	175百万円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

区分	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
役務取引等収益	1,165
預金・貸出業務	426
為替業務	398
証券関連業務	3
代理業務	77
保護預り・貸金庫業務	6
保証業務	12
保険窓販業務	86
投信窓販業務	153
その他経常収益	13
その他業務	13
顧客との契約から生じる経常収益	1,178
上記以外の経常収益	8,467
外部顧客に対する経常収益	9,645

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自　2020年４月１日　至　2021年３月31日）

１．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	8,002	666	1,311	9,980

（注）　一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が損益計算書の経常収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行は、有形固定資産がすべて本邦に所在しているため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10％以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当事業年度（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

１．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	7,648	608	1,388	9,645

（注）　一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が損益計算書の経常収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行は、有形固定資産がすべて本邦に所在しているため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で損益計算書の経常収益の10％以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
該当事項はありません。

【関連当事者情報】
関連当事者情報について記載すべき重要なものはありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
１株当たり純資産額	770円17銭	789円13銭
１株当たり当期純利益	107円94銭	82円73銭
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	21円37銭	18円89銭

（注）１．１株当たり純資産額の計算方法
純資産額から優先株式の発行金額26,997百万円及び優先株式配当額360百万円（前事業年度359百万円）を控除しております。
２．１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 （自　2020年４月１日 至　2021年３月31日）	当事業年度 （自　2021年４月１日 至　2022年３月31日）
１株当たり当期純利益			
当期純利益	百万円	995	848
普通株主に帰属しない金額	百万円	359	360
（うち優先株式配当額）	百万円	(359)	(360)
普通株式に係る当期純利益	百万円	636	487
普通株式の期中平均株式数	千株	5,897	5,897
潜在株式調整後１株当たり当期純利益			
当期純利益調整額	百万円	359	360
（うち優先株式配当額）	百万円	(359)	(360)
普通株式増加数	千株	40,705	39,024
（うち優先株式）	千株	(40,705)	(39,024)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		―	―

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（百万円）	当期増加額（百万円）	当期減少額（百万円）	当期末残高（百万円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（百万円）	当期償却額（百万円）	差引当期末残高（百万円）
有形固定資産							
建物	5,147	221	106 (4)	5,262	3,914	85	1,348
土地	4,793 [1,603]	—	211 [143] (83)	4,582 [1,460]	—	—	4,582
リース資産	453	8	—	462	401	45	61
建設仮勘定	127	82	209	—	—	—	—
その他の有形固定資産	1,425	423 [82]	67 (11)	1,781 [82]	1,319	99	462
有形固定資産計	11,947 [1,603]	736 [82]	594 [143] (99)	12,088 [1,543]	5,634	229	6,454
無形固定資産							
ソフトウエア	1,568	101	6	1,663	1,151	224	512
ソフトウエア仮勘定	4	87	76	15	—	—	15
その他の無形固定資産	0	—	—	0	—	—	0
無形固定資産計	1,573	188	82	1,679	1,151	224	528

（注）１．「当期減少額」欄の（　）内は内書きで、減損損失の計上額であります。

２．［　］内は、土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額［内書き］であります。当期増加額欄は土地からその他の有形固定資産への振替による増加であり、当期減少額欄は上記の振替、減損損失の計上による減少であります。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借用金	30,340	30,121	0.00	―
借入金	30,340	30,121	0.00	2022年４月～ 2025年10月
リース債務	105	67	―	―
リース債務	105	67	―	2022年４月～ 2029年１月

(注) １．「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。
２．リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分しているため、記載しておりません。
３．借入金及びリース債務の決算日後５年以内における返済額は次のとおりであります。

	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内
借入金(百万円)	27,134	1,134	1,834	17	―
リース債務(百万円)	30	19	8	3	2

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については貸借対照表中「負債の部」の「借用金」及び「リース債務」勘定の内訳を記載しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 （百万円）	当期増加額 （百万円）	当期減少額 （目的使用） （百万円）	当期減少額 （その他） （百万円）	当期末残高 （百万円）
貸倒引当金	5,635	5,336	112	5,523	5,336
一般貸倒引当金	1,686	2,472	－	1,686	2,472
個別貸倒引当金	3,949	2,863	112	3,837	2,863
うち非居住者向け債権分	－	－	－	－	－
賞与引当金	202	237	202	－	237
睡眠預金払戻損失引当金	22	9	22	－	9
計	5,861	5,584	337	5,523	5,584

（注）　当期減少額（その他）欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。
一般貸倒引当金・・・・・・洗替による取崩額
個別貸倒引当金・・・・・・主として洗替による取崩額

○　未払法人税等

区分	当期首残高 （百万円）	当期増加額 （百万円）	当期減少額 （目的使用） （百万円）	当期減少額 （その他） （百万円）	当期末残高 （百万円）
未払法人税等	98	250	168	0	179
未払法人税等	13	72	13	－	72
未払事業税等	84	177	155	0	107

【資産除去債務明細表】

当事業年度期首及び当事業年度末における資産除去債務の金額が、当事業年度期首及び当事業年度末における負債及び純資産の合計額の100分の１以下であるため、財務諸表等規則第125条の２の規定により記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(2022年３月31日現在)の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

① 資産の部

預け金	日本銀行への預け金95,397百万円その他であります。
その他の証券	外国証券9,171百万円その他であります。
未収収益	貸出金利息220百万円、有価証券利息72百万円その他であります。
その他の資産	仮払金184百万円（フラット35実行金、代位弁済金等）その他であります。

② 負債の部

その他の預金	別段預金13,195百万円その他であります。
未払費用	預金利息86百万円、支払保証料82百万円、社会保険料68百万円、責任共有制度負担金等22百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息410百万円その他であります。
その他の負債	仮受金2,334百万円（口座自動振替資金等）その他であります。

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報

(累計期間)	第１四半期	第２四半期	第３四半期	当事業年度
経常収益(百万円)	2,845	5,230	8,006	9,645
税引前四半期(当期)純利益(百万円)	693	919	1,636	856
四半期(当期)純利益(百万円)	630	880	1,542	848
１株当たり四半期(当期)純利益(円)	106.84	149.38	261.59	82.73

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
１株当たり四半期純利益(△は１株当たり四半期純損失)(円)	106.84	42.54	112.22	△178.87

第６　【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	４月１日から３月31日まで
定時株主総会	６月中
基準日	３月31日
剰余金の配当の基準日	９月30日 ３月31日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目３番３号 みずほ信託銀行株式会社本店証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目３番３号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	――――――
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞及び大分市において発行する大分合同新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	ありません。

（注）　当行定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第２項各号に掲げる権利、同法第166条第１項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第７　【提出会社の参考情報】

１　【提出会社の親会社等の情報】

当行は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２　【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度(第103期)(自　2020年４月１日　至　2021年３月31日)2021年６月29日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類
2021年６月29日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書
第104期第１四半期(自　2021年４月１日　至　2021年６月30日)2021年８月11日関東財務局長に提出。
第104期第２四半期(自　2021年７月１日　至　2021年９月30日)2021年11月26日関東財務局長に提出。
第104期第３四半期(自　2021年10月１日　至　2021年12月31日)2022年２月９日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書
2021年７月２日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年６月29日

株式会社豊和銀行
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　藤　井　義　博

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　山　田　　修

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社豊和銀行の２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日までの第１０４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社豊和銀行の２０２２年３月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金等に対する貸倒引当金算定の基礎となる債務者区分の判定	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、大分県を主要な営業基盤とした地域金融機関であり、貸出業務はその中核をなすものである。 それにより会社が計上している貸出金及びその他の債権の回収可能性は、国内外の景気動向、不動産価格や金利、株価等金融経済環境の変動、債務者の経営状況あるいは収支状況の変動等、予測不能な不確実性の影響を受けるため、貸倒が発生する可能性がある。 特に会社の貸出先は、中小企業等が主体であることから、内部留保の蓄積が薄く、景気変動の影響を受けやすいため、地域の経済環境や雇用環境の悪化が続けば、会社の不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、業績に悪影響を及ぼす可能性がある。また、新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ-１９）の経済活動等への影響により、特定業種を含む貸出金等の信用リスクに影響を及ぼす可能性がある。 このため、会社は、主に貸出金の貸倒実績率に基づく予想損失額を見込む方法により、貸倒引当金を計上している。 当事業年度末の貸借対照表において、貸出金を４１７，７４３百万円（総資産の６５．０％）、貸倒引当金を５，３３６百万円計上しており、【注記事項】（重要な会計方針）５．引当金の計上基準（１）貸倒引当金及び【注記事項】（重要な会計上の見積り）に具体的な計上方法が記載されている。 貸倒引当金は、会社が予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準にしたがって算定されるが、その算定過程には、債務者の返済状況、財務内容、業績及びこれらの将来見通し等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定される債務者区分の判定が含まれる。 特に、返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者、具体的には返済に必要となるキャッシュ・フローが営業上生じていない債務者や経常赤字が継続し、かつ債務超過である債務者に係る債務者区分の判定に当たっては、将来の業績等の見通し及び新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ-１９）の経済活動等への影響が重要な仮定となり、債務者が策定した経営改善計画等の合理性及び実現可能性等の評価が、より重要な判定要素となる。 将来の業績等の見通しは、新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ-１９）の経済活動等への影響を含む債務者を取り巻く経営環境の変化や債務者の事業戦略の成否によって影響を受けるため、見積りの不確実性や経営者の判断に依拠する程度が高い。 したがって、当監査法人は、返済状況、財務内容、又は業績が悪化している債務者に係る債務者区分の判定の妥当性を、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、会社が判定した債務者区分の妥当性を検討するにあたって、主として以下の監査手続を実施した。 ・債務者区分の判定及びその前提となる信用格付並びにこれらの基礎となる債務者に関する情報に係る会社の内部統制を評価した。 ・信用リスクが高い先もしくは高くなることが見込まれる先の債務者区分の妥当性を検討するため、債務者区分の遷移が貸倒引当金計上額に及ぼす金額的影響に加え、債務者の業種、返済状況、財務内容又は業績悪化の程度等を考慮し、必要と考えられる検証対象先を抽出した。 ・債務者の直近の返済状況、財務内容及び業績の実態を把握するため、債務者の事業内容等に関する説明資料、借入及び返済状況に関する資料、実態的な財務内容把握のための調査資料、決算書、試算表等、会社の自己査定関連資料一式を閲覧し、検討するとともに、必要に応じて、融資を所管する部門に質問し、回答内容を検討した。 ・債務者の返済状況、財務内容及び業績に係る将来見通しを具体化した経営改善計画等における主要な損益項目等の合理性及び実現可能性等を検討するため、債務者の売上高、売上原価、販売費及び一般管理費等、主要な損益項目等について、過去実績からの趨勢分析、過年度の経営改善計画等の達成度合いに基づく見積りの精度の評価、融資担当者と債務者の交渉履歴及び該当ある場合にはバンクミーティング議事録の閲覧、必要に応じて利用可能な外部情報との比較等を実施するとともに、融資担当役員及び融資を所管する部門に質問を実施し、回答内容を検討した。 ・新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ-１９）の債務者への影響について検討するため、会社が作成した「新型コロナ影響に関する業況モニタリングシート」の閲覧や直近までの試算表の入手による業績変動状況の確認、経営改善計画等との乖離状況の確認、融資担当者への質問を実施した。 ・新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ-１９）の経済活動等への影響が今後少なくとも１年程度続くとする主要な仮定について、明らかに不合理でないことを確認するため、利用可能な外部公表情報との比較を行った。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社豊和銀行の２０２２年３月３１日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社豊和銀行が２０２２年３月３１日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

（注）１．上記の監査報告書の原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
　　２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の２第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年６月29日
【会社名】	株式会社豊和銀行
【英訳名】	THE HOWA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　権藤　淳
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大分市王子中町４番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社豊和銀行　福岡支店 （福岡市博多区博多駅南２丁目１番９号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神２丁目14番２号）

1　【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取権藤淳は、当行の第104期(自2021年４月１日　至2022年３月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2　【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年６月29日
【会社名】	株式会社豊和銀行
【英訳名】	THE HOWA BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　権藤　淳
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大分市王子中町４番10号
【縦覧に供する場所】	株式会社豊和銀行　福岡支店 （福岡市博多区博多駅南２丁目１番９号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神２丁目14番２号）

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役頭取権藤淳は、当行の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2022年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当行の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当行の財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当行を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、営業店及び本部を対象として、当行の事業目的に大きく関わる勘定科目である「預金、貸出金及び有価証券」の３勘定に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当行の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。